

高崎健康福祉大学  
令和6年度 点検・評価報告書



## 目 次

序章.....	1
第1章 理念・目的(本文) .....	2
1. 現状分析.....	2
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	5
<長所> .....	5
<問題点> .....	7
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	7
第2章 内部質保証(本文).....	8
1. 現状分析.....	8
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	15
<長所> .....	15
<問題点> .....	16
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	16
第3章 教育研究組織(本文).....	17
1. 現状分析.....	17
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	21
<長所> .....	21
<問題点> .....	22
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	22
第4章 教育・学習(本文) .....	23
1. 現状分析.....	23
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	33
<長所> .....	33
<問題点> .....	33
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	33
第5章 学生の受け入れ(本文).....	35
1. 現状分析.....	35
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	42
<長所> .....	42
<問題点> .....	42
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	43
第6章 教員・教員組織(本文).....	44

1. 現状分析.....	44
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	53
<長所> .....	53
<問題点> .....	53
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	53
第7章 学生支援（本文） .....	54
1. 現状分析.....	54
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	68
<長所> .....	68
<問題点> .....	68
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	69
第8章 教育研究等環境（本文） .....	70
1. 現状分析.....	70
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	78
<長所> .....	78
<問題点> .....	79
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	79
第9章 社会連携・社会貢献(本文) .....	81
1. 現状分析.....	81
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	91
<長所> .....	91
<問題点> .....	91
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	91
第10章 大学運営・財務(1)大学運営(本文).....	93
1. 現状分析.....	93
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	100
<長所> .....	100
<問題点> .....	100
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	101
第10章 大学運営・財務(2)財務(本文).....	102
1. 現状分析.....	102
2. 分析を踏まえた長所と問題点.....	106
<長所> .....	106

<問題点> .....	106
3. 改善・発展方策と全体のまとめ .....	106

## 序章

本学は、平成13（2001）年に「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念のもとに創設された。以来、人間理解と人間尊重を基盤とし、教育・研究・社会貢献の調和を重視した教育活動を展開してきた。「自利利他」の精神に基づき、医療・福祉・栄養・教育・農学など多様な分野において、地域社会に貢献する専門職人材の育成に取り組んでいる。

開学当初は1学部3学科から出発した本学は、社会の変化と地域の要請に応じて教育領域を拡大し、現在では5学部8学科、4研究科7専攻を擁する総合大学へと発展している。さらに令和8年度には、人間発達学部心理学科を新設し、教育・福祉・医療の諸分野を横断的に結びつけながら、人間の発達や生活に関する課題に科学的かつ実践的に対応できる人材を育成することを目指している。この新学科の設置は、心身両面からの健康支援を通じて人々の Well-being（より良く生きること）を支えるという本学の理念を、さらに発展的に体现するものである。加えて同年度には、保健医療学研究科理学療法専攻において、専門的かつ高度な研究能力を有する人材を養成するため、博士後期課程を開設する。

一方で、教育・研究の質を体系的に保証し、社会からの信頼に応えることは、大学に課せられた根幹的な使命である。本学では令和6年度、内部質保証体制を全面的に刷新し、学長直轄の内部質保証会議を設置した。副学長を議長とし、学科長、学長補佐、教学・総務部門が連携して、全学的なPDCAサイクルの確立、外部評価の導入、情報共有体制の整備などを進めている。この体制改革により、教育研究活動の透明性と説明責任が高まり、学修成果の可視化と改善の循環が実質的に機能し始めている。

本報告書は、こうした内部質保証体制の整備を基盤として実施した自己点検・評価の成果をまとめたものである。令和2年度から令和8年度までを対象とする中期計画に沿って、教育・研究・地域連携・財務・大学運営の各領域における現状と課題を明らかにし、今後の改善・発展の方向性を示している。

本書の作成にあたっては、内部質保証会議を中心に教職員が主体的に参画し、各学部・学科が連携して現状の検証と課題の共有を行った。点検・評価の過程は、教育改善の契機として大学全体の意識を高めるものであり、学生・教職員・地域社会が共に成長しながら心身ともに豊かに暮らす社会の実現（Well-beingの向上）に寄与する教育・研究の推進につながっている。本報告書を通じて、本学の現状と今後の方向性について、社会の皆さまの理解がより一層深まることを期待する。

令和8年3月

高崎健康福祉大学

学 長 石田 朋靖

## 第1章 理念・目的 (本文)

評定：S・**A**・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

#### <評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
  - ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。
- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

#### <大学の理念・目的の適切な設定>

高崎健康福祉大学は、高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園を配する学校法人高崎健康福祉大学の中核的組織として、人間理解と人間尊重を基調として、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、平成13年(2001年)に開学した(根拠資料1-1)。本学の沿革は、創設者である須藤いま子が、昭和11年(1936年)に群馬県高崎市嘉多町において開設した須藤和洋裁女学院に始まり、私立須藤和洋裁学院(昭和24年(1949年))、群馬女子短期大学(昭和41年(1966年))を経て今日に至る。法人として平成28年(2016年)に80周年を迎えた歴史を有する。須藤いま子は、群馬女子短期大学の教育理念として「感謝・奉仕・融和」を掲げたが、本学はその理念を「自利利他」の精神として受け継いだ。この「自利利他」は「人の喜びを自分の喜びとすること」であり、それを受け入れやすくするために「健大精神」として学生および教職員に示している。この健大精神は建学の精神として周知している。

本学は、「高崎健康福祉大学学則」および「高崎健康福祉大学大学院学則」において、建学の理念と精神を踏まえた各学部・研究科の目的を定めている(根拠資料C1-1～C1-2)。

開学当時、健康福祉学部(健康情報学科、保健福祉学科、健康栄養学科)の1学部(3学科)から出発した本学は、その後、建学の精神の一層の具現化を目指して、平成18年度に看護学部看護学科(現:保健医療学部看護学科)、薬学部薬学科、平成22年度に保健医療学部理学療法学科、平成24年度に短期大学部児童福祉学科を人間発達学部子ども教育学科に改組、平成31年に農学部生物生産学科の新設を経て、現在は健康福祉学部(医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科)、薬学部(薬学科)、保健医療学部(看護学科、理学療法学科)、人間発達学部(子ども教育学科)、農学部(生物生産学科)の5学部(8学科)体制に発展した。

また、平成17年以降、研究科についても順次整備し、健康福祉学研究科(医療福祉情報学専攻、保健福祉学専攻、食品栄養学専攻)、薬学研究科(薬学専攻)、保健医療学研究科(看護学専攻、理学療法学専攻)、農学研究科(生物生産学専攻)の4研究科(7専攻)を擁している。

本学では、学部・研究科がそれぞれに特色のある領域をカバーしていることに対応して、学部における各学科に、また研究科における専攻ごとに、建学の理念と精神を踏まえた人材育成その他の教育研究上の目的を適切に定めている(根拠資料 1-2～1-4)。

#### <大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学の学部・研究科の構成は、食・医療・福祉・健康・教育分野を網羅し、いずれも「人間理解と人間尊重を基調として、自利利他の精神のもとに、人類の健康と福祉に貢献する」ための人材育成を目的としている。したがって、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は明確に連関している。

こうした建学の理念や精神を体現した人材を育成し、もって社会に貢献するため、本学は高等教育機関としての社会的責任を、第一に「社会の発展のために有為な人材を養成すること」、第二に「研究活動によって学術・学問の発展に寄与するとともに、社会をリードし社会を支えていくこと」、第三に「地域社会に存在する大学として地域の人々の知的関心や好奇心に応え、開かれた大学であること」と認識している。

本学が設定する理念「人類の健康と福祉に貢献する」と設置の目的である「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する」は、超高齢社会を迎えた我が国の現状や、人材を社会に送り出すことで国民の食・医療・福祉・健康・教育分野において広く寄与することができるため、これらは高等教育機関としてふさわしいと評価できる。さらに各学科および研究科が掲げる目的は、本学の理念や設置の目的を鑑みて設定されていることから、これらは連関している。さらに食・医療・福祉・健康・教育分野に関する専門家、国家資格職種を養成する食・医療・福祉・健康・教育の総合高等教育機関という本学の特徴は、地方に位置する大学としては極めて特徴的な存在であるといえる。

#### ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

##### <大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学は、建学の理念と精神を踏まえた学部・研究科の目的を、「高崎健康福祉大学学則」および「高崎健康福祉大学大学院学則」に適切に明示している(根拠資料 C1-1～2)。その上で、各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的については、人材養成に係る目的、および学部・学科等の教育研究上の目的として、それぞれ適切に明示している(根拠資料 1-2～1-5)。

##### <大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

本学の理念・目的、ならびに各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目

的については、教職員および学生、ならびに社会に対して周知を図るため、大学ホームページ、履修ガイド、大学院生ハンドブックに掲載し、学内外に広く公表している(根拠資料 1-2～1-5、C2-1～C2-9、C3-1～3-8)。また、本学の紹介についても、ホームページをはじめ、受験者向けパンフレットに掲載し、広く公表している(根拠資料 1-6、1-7)。さらに令和 5 年度からは、新入生を対象に自校教育の場として「健大で学ぶ Well-being」を開講し、本学で学べる学問や養成する専門職についての理解を深める科目を新設した。この自校教育科目を通じて大学の理念や目的について新入生が深く理解し共感を得ることが期待される。

以上のように、本学は理念・目的および各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的は適切に規定し、それらを公表している。その詳細は基礎要件確認シート「1.大学の理念・目的の公表」のとおりである。

#### 評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

広く社会に向けて「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念を実現するため、学部(学科)・研究科(専攻)の拡充を計画してきた。その結果、現在は 5 学部(8 学科)・4 研究科(7 専攻)を擁し、食・医療・福祉・健康・教育分野における充実した教育環境を活かすとともに、各分野のスペシャリストを養成する総合大学として多くの人材を輩出してきた。

その上で、学校法人として将来を見据えた中期計画を策定し、大学として①教育の理念の特色の可視化および広報戦略の見直し、②永続性を有する大学、③教育の質的転換、④大学質保証、⑤財政基盤の確立という基本戦略を 5 つ掲げている。中期計画の対象期間は令和 2 年 4 月から令和 8 年 3 月であり、すでに実現できている内容も含まれている。その一方で、COVID-19 の対応が最優先課題となった影響もあって、令和 4 年度以降に対応した項目もある。中期計画についてはホームページに掲載して、学内外関係者がいつでも閲覧できるように公開している(根拠資料 1-8)。

- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

これまで平成 21 年に公益財団法人大学基準協会による 1 回目の認証評価大学評価を、平成 28 年には 2 回目の大学評価を受審しているが、これらの評価はきわめてよい省察の機会

となっており、本学の中期計画の立案において良好な影響を与えている。これまでボランティア・活動市民センターや農学部の開設、訪問看護ステーションなどの付帯組織の充実など、計画に基づいて着々と事業を拡張してきた。現在の中期計画についても、入学定員の充足、充実した教職員構成など根拠資料である大学基礎データで示すように、十分な財政基盤を持って計画を立案しており、その実効性は極めて高いと考えている。

令和6年度より発足した内部質保証会議における基準別WG1(理念・目的)において、定期的に基準1に該当する部分の点検・評価を実施、議事録として内部質保証会議へ提出、大学運営協議会で検討し、その結果を部局に示すといったPDCAサイクルを回している(根拠資料1-9)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学は5学部8学科・4研究科7専攻で構成され、その多くが国家資格や国家資格に準ずる公的資格、あるいはこれら資格の受験資格や任用による資格の取得が可能なカリキュラムを有している(表1-1)。こうした修学上の明確な目標は、本学学生の向学心を高めることに直結しており、その高いレベルの向学心は国家試験等の合格率に表れている。同時に食・医療・福祉・健康・教育分野を広くカバーできる体制が構築できたことによって、人類の健康と福祉に貢献する総合大学として人材育成その他の教育研究上の目的を達成することが可能となった。

表1-1 各学科・専攻における主な取得可能資格・免許(受験資格・任用資格を含む)

学科・専攻	主な取得可能資格・免許(受験資格・任用資格を含む)
医療情報学科	診療情報管理士、医療事務管理士、医療情報技師、情報処理安全確保支援士、基本情報技術者、応用情報技術者、司書(令和7年度まで)
社会福祉学科	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、児童指導員、身体障害者福祉司、初級障がい者スポーツ指導員、司書(令和7年度まで)、児童福祉司、知的障害者福祉司
健康栄養学科	管理栄養士、栄養士、栄養教諭一種、フードスペシャリスト、NR・サプリメントアドバイザー、食品衛生監視員、食品衛生管理者

薬学科	薬剤師、麻薬取締官(員)、向精神薬取扱責任者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、建築物環境衛生管理技術者、水道技術管理者、放射性物質による障害防止主任者、船舶に乗り込む衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者、医学部外・化粧品又は医療機器の製造(輸入販売)所の責任技術者、毒物劇物取扱責任者、薬事監視員、麻薬管理者、治験コーディネーター(CRC)、環境衛生監視員、衛生管理者(第1種)、外国製造医薬品等の国内管理者
看護学科	看護師、保健師、養護教諭一種
理学療法学科	理学療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者
子ども教育学科	幼稚園教諭一種・二種、保育士、小学校教諭一種・二種、中学校教諭一種・二種(英語)、特別支援学校教諭一種・二種(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)、司書教諭、社会福祉主事、児童福祉司、認定ベビーシッター、レクリエーション・インストラクター、(認定絵本土(令和7年度より))
生物生産学科	食品衛生監視員、食品衛生管理者、HACCP管理者、食の6次産業化プロデューサー
食品栄養学専攻	栄養教諭専修
看護学専攻	助産師

盤石な財政基盤の確立とより良質な人材を社会へ輩出するという本学の責任を果たすために、中期計画で学科の新設や既存学科の定員増を図るとし、これに基づき、令和7年3月に、令和8年度に人間発達学部心理学科を設置するための認可申請を行った(令和7年10月認可)。

本学は、国家資格ならびに国家資格に準ずる公的資格の取得を特色としてきた従来の校風に、農学部と農学研究科が設置されたことも加わって、「人類の健康と福祉に貢献する」総合大学としての包括性を十分に備えてきた。学部・研究科が拡充される中で、建学の理念や精神を反映した人材育成その他の教育研究上の実績は、本学学生の向学心を高く維持することに貢献してきたが、今後ともこうした成果を教育の質的な充実につなげていく。

### <問題点>

本学の理念・目的および学部・研究科の目的については、学則やホームページ等で公開している。それらが教職員・学生へのどのくらい周知できているかについての詳細な調査を令和4年度の「学生生活・満足度調査」や3つのポリシー点検会議(第2章で説明)などを通じて取り組んできたが、まだ実施から年数が浅いため、引き続き継続的な確認が必要である。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、「自利利他」の精神のもとで人間の理解と尊重を基調とする教育を実践してきた。こうした理念や精神を体現した人材を育成し、もって社会に貢献するため、開学から今日まで学部・研究科の拡充に努めてきた。その結果、今日では5学部8学科・4研究科7専攻を擁し、食・医療・福祉・健康・教育分野をカバーする総合大学へ成長した。

学部・研究科の拡充に伴って本学が提供する教養・専門領域も拡張したが、各学部・研究科の目的はすべて建学の理念と精神を反映した教育方針に収斂されており、本学学生の向学心を高く維持することに貢献している。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

## 第2章 内部質保証(本文)

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

#### <評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

#### ※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。

本学では、内部質保証に関する基本的な考え方として、(公財)大学基準協会の定義に準拠する旨を「内部質保証に関する規程」(令和6年6月改正施行)に明記している(根拠資料2-1)。これは、(公財)大学基準協会が示す、大学および大学院が自ら掲げる理念の実現のために、教育・学習・研究等の質を恒常的かつ継続的に点検・改善し、その適切性を自らの責任で証明するものである。

本学では、平成18年度に発足した大学運営協議会が、平成27年度以降内部質保証の役割を担ってきたが、平成30年度に同機能の強化のために副学長を設置、令和4年度より学長から指示された学内の諸課題に対応する学長補佐チーム(根拠資料2-2)、さらに事務組織として学長室を設置、そして令和6年度に「内部質保証会議」が同協議会の下部組織として位置づけられ、全学的な内部質保証体制の中核を担っている。同会議は副学長を議長とし、学科長、学長補佐、教学・総務部長などで構成され、学内の各種委員会や事務部局と連携しながらPDCAサイクルの実施・点検・改善指示を担っている(根拠資料2-3、2-4)。

具体的な手続としては、「自己点検・評価規則」(根拠資料2-5)に基づき、(公財)大学基

準協会の 10 の基準に準拠した点検評価項目について、全学的に自己点検・評価を行い、その結果をもとに内部質保証会議が報告書を作成し、大学運営協議会に報告する体制をとっている。また、全学および学科単位で「基準別 WG」「学科別 WG」を設け、点検評価とその改善が円滑に行われるように体制整備が図られている。

加えて、内部質保証の客観性と妥当性の向上を目的に、各学科で「外部評価委員」による自己点検・評価報告書の外部評価ならび各学科の「3 つのポリシー点検会議」(根拠資料 2-6~2-13)に「外部評価参画者」および「教育改善委員(学生)」の参画を制度化しており、これにより多様な視点からの検証が可能となっている(根拠資料 2-14-1、2-14-2、2-15)。

なお、令和 5 年の大学評価で指摘された「教育課程の編成・実施の方針(CP)の明確化」および「学修成果の測定方法の具体化」のうち、「CP の明確化」については、学長の指示に基づき教学部が作成した修正案を令和 5 年度末に各学部教授会において審議し、令和 6 年度から新たな運用を開始している(根拠資料 2-16)。「学修成果の測定方法の具体化については、令和 6 年度に設置した内部質保証会議および基準別 WG4 (教育・学習)において検討を行っている(根拠資料 2-17)。

このように、本学では基本方針、推進体制、評価・改善の手続を制度的に整備し、継続的な改善サイクルが実質的に機能するよう、全学的に内部質保証の取り組みを展開している。

#### ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

##### <3 つの方針の策定の調整・支援>

本学では、教育の根幹である卒業認定・学位授与の方針(DP)、教育課程の編成・実施の方針(CP)、入学者受入れの方針(AP)の策定と点検について、内部質保証会議を中心に全学的な調整・支援体制を整備している。

各学科・専攻が策定したこれら 3 つのポリシーの内容は、内部質保証会議の学科別 WG が中心になって実施する「3 つのポリシー点検会議」において、アセスメントプラン(根拠資料 2-18)に基づき点検されている。同会議は、学科長、各ポリシー担当教員、教育改善委員(在学生)や外部評価参画者で構成されている。

令和 5 年度の大学評価においては、一部学科・専攻において「教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない」との指摘を受けた。これを受けて、内部質保証会議および学科・専攻において全学的な調整と見直しが行われ、令和 6 年度より各学科において明文化された CP が運用されている(根拠資料 2-17)。たとえば、看護学科・子ども教育学科・看護学専攻・薬学専攻では、CP を整理し具体的に文書化された(根拠資料 2-20)。

さらに、3 つのポリシーの整合性や PDCA サイクルとの接続を確保するため、方針の策

定・改訂に際しては、基準別 WG が全学的な水準に照らしたアドバイスや助言を行っており、必要に応じて内部質保証会議での承認・指導が行われている。

このように、本学では 3 つのポリシーの策定・見直しに関して、全学的な整合性・妥当性を確保するための調整・支援体制を制度的に整え、実効的に運用している。

### <体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援>

本学では、教育課程の体系的・組織的な編成を支援するため、内部質保証会議を中心に、基準別 WG4(教育・学習)および学科別 WG による 3 つのポリシー点検会議を設置し、全学的な調整・支援体制を構築している。

基準別 WG4 は、各学科の CP と教育課程表の整合性や科目構成の妥当性を点検し、自己点検・評価様式に基づいたフィードバックを行っている。学科別 WG が中心となって実施する 3 つのポリシー点検会議では、DP・CP・AP と教育課程との対応関係について、「外部評価参画者」および「教育改善委員(学生)」を交えた点検を実施しており、客観性のある見直しが可能となっている。また、前述した通り、令和 5 年度の大学評価で指摘された CP の明確化については、基準別 WG4 や点検会議の支援により、令和 6 年度から全学的に整理・明文化され、改善済である。

このように、本学では教育課程の編成に関して、組織的・継続的な支援体制が整備され、実効性をもって運用されている。

### <効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援>

本学では、教育の質向上を目的に、各学科においてアクティブラーニングや ICT の活用等、効果的な教育方法の導入が進められている。令和 5 年度からは、シラバスにおいてアクティブラーニングを活用する授業方法を明示的に記載する運用が導入され、学生に対する教育方法の見える化が進められている(根拠資料 2-21)。

旧 FD・自己点検委員会が中心に担ってきた内部質保証活動は内部質保証会議が中心となって進めている。これを受け、事務部門の SD 活動を加え令和 6 年度より FD・SD 委員会が発足した(根拠資料 2-22)。FD 活動としては、全学的 FD 活動(毎年 9 月開催)、学部・研究科単位の FD 活動(学科単位を含む)を行うものとし、さらに授業相互参観といった教育方法の改善のための定期的な活動を行っている(根拠資料 2-23、2-24-1、2-24-2)。また、SD 活動の例としては、令和 5 年度には急速に発展する生成 AI の利活用に関する研修を開催し、教職員の理解促進と教育応用への意識醸成を図っている(「ChatGPT の使い方」動画)。こうした動きは、教育方法の高度化を目指す上での基盤づくりとして一定の成果を上げている。

### <学習成果の可視化に向けた調整・支援>

本学では、学習成果の可視化を通じて教育の質保証と説明責任を果たすことを目的に、各学科において段階的な取り組みが進められている。その代表的な手段として、ポートフォリオやディプロマ・サプリメントの活用が挙げられる。

学部生向けに START というポートフォリオシステム(根拠資料 2-25)が全学的に導入され、履修科目による学習成果の可視化、卒業研究、副専攻、取得資格、経験などについて、大学または学生自身が記録を行い、既存の科目履修に関わる単位や GPA を含む成績によらない、大学生活での学修・経験を記録することになっている。全学的な完全導入とはなっていないが、一部の学科において導入が進んでおり、学修プロセスの記録や目標達成状況の可視化を通じて、学生の主体的な学びを支援している。ディプロマ・サプリメントについても、令和 6 年度卒業生より全学科で運用が始まっており、各学科の DP 到達度をグラフと数値で示したディプロマ・サプリメント(根拠資料 2-26)を卒業時に学生へ配付することで、学修成果や履修実績を外部に分かりやすく伝える仕組みとしての整備が進められている。

これらの取り組みについては、内部質保証会議および基準別 WG4(教育・学習)および WG7(学生支援)のなかで情報共有が図られており、好事例の蓄積と学科間での展開が促されている。ただし、これらの仕組みはまだ過渡期であり完全運用に至っていないのが現状である。

今後は、3 つのポリシーとの連動や学修成果の定量・定性評価指標の整備など、全学的な調整と支援体制の確立が求められる段階にある。

### <自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援>

本学では、「自己点検・評価規則」(根拠資料 2-5)に基づき、(公財)大学基準協会が提示する 10 の基準に準拠した自己点検・評価を毎年度実施しており、その実施と結果活用を全学的に支援する仕組みを整備している。中核を担うのは内部質保証会議(根拠資料 2-27)であり、これに基づいて基準別 WG、学科別 WG、学科・部局・各種委員会が PDCA サイクルを実施し、学科別・附置組織別に作成する自己点検・評価シート(根拠資料 2-28)や活動方針報告書等(根拠資料 2-29)を作成している。

各基準に対応する基準別 WG は、点検結果をとりまとめて内部質保証会議に提出し、会議は全学的視点から整理・検討のうえ、大学運営協議会に報告する体制となっている。大学運営協議会はこの報告をもとに、業務改善状況を評価し、必要に応じて改善指示を行うとともに、その内容を再び内部質保証会議にフィードバックする。こうした一連のプロセ

スにより、点検と改善の循環(PDCA)が組織的に機能している(根拠資料 2-18)。

また、外部評価委員による定期的な自己点検・評価報告書(本書)の評価も受けており、内部質保証会議はその評価を各組織へ共有し、改善指示・支援を行っている。こうした仕組みにより、外部からの視点も活用した質保証体制が確立されている。

さらに、教員個人に対しても、教育・研究・社会貢献等に関する自己評価・申告表(根拠資料 2-30)を用いた教員評価制度と接続し、教員の自己点検を促進する運用が行われている。自己点検・評価の一部結果は、個別の評価面談等に活用され、組織と個人の双方の質保証・改善に貢献している。

このように、本学では、自己点検・評価の実施とその活用に関して、内部質保証会議を中心に調整・支援を行う制度的基盤が整備され、実効的に運用されている。

**・大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。**

本学では、「自己点検・評価規則」(根拠資料 2-5)、「内部質保証方針」(根拠資料 2-35)および「内部質保証に関する規程」(根拠資料 2-1)に基づき、大学全体、学部、研究科、教職課程を含む各組織において、毎年自己点検・評価を定期的実施し、その結果を活用して改善に取り組む体制を整備している。また、自己点検・評価の客観性と妥当性を担保するため、外部評価委員制度を導入しており、内部質保証会議が作成した自己点検・評価報告書(本書)を提出し、客観的な評価を受ける体制が確立している。本学では、(公財)大学基準協会が実施する認証評価を7年ごとに受審しており、令和5年度受審においては、高崎健康福祉大学は本協会の大学基準に適合していると認定されている(根拠資料 2-31)。

これらの外部評価者からの指摘事項については、「大学評価(認証評価)結果指摘事項・対応一覧」を作成し、各指摘事項の整理とその対応案を共有し、また内部質保証会議基準別WGでは「基準別自己点検・評価会議」が実施され、その議事が内部質保証会議へ提出され、内部質保証会議としての各対応について確認・審議が行われる体制が確立している。対応中または対応を留保しているものは、継続的にその進捗状況が報告され、対応期限までに対応が終えられることとなっている(根拠資料 2-20)。

学科別・研究科専攻別および附置組織の自己点検・評価活動については、毎年自己点検・評価シートを作成することで点検を行い、その結果を内部質保証会議に提出することとなっている(根拠資料 2-1)。また、分野別認証評価としては、薬学科では一般社団法人薬学教育評価機構による自己点検活動、理学療法学科では一般社団法人リハビリテーション教育評価機構と指定規則に基づく自己点検活動、子ども教育学科をはじめとした教職課程に関わる学科では教職課程自己点検・評価報告書などの作成と公開を行っており、各分野に特化した自己点検・評価を行っている。これらの自己点検の過程や報告書についての外

部からの指摘があれば、それぞれ対応を行っている(根拠資料 2-32)。なお、看護学科についても今後一般財団法人日本看護学教育評価機構による認証評価を予定している。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学では各学科・研究科専攻および附置組織の自己点検・評価活動については、毎年自己点検・評価シートを作成することで点検を行い、その結果を内部質保証会議に提出することとなっている(根拠資料 2-1)。また、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価を定期的実施している。この結果については、外部評価委員評価結果を公表したうえで、外部評価委員コメント対応表を作成して対応が適切であるかについて確認し、その状況を公開している。また、(公財)大学基準協会が実施する認証評価を7年ごとに受審している。令和5年度受審においては、本学は同協会の大学基準に適合していると認定されているところであるが(根拠資料 2-31)、1件の是正勧告(入学者数比率に関すること)、4件の改善課題(CPに関すること、FD活動に関することなど)などをはじめ、複数の指摘事項があることを確認している。これらについては「大学評価(認証評価)結果指摘事項・対応一覧」は(根拠資料 2-20)を用いて管理し、確実な対応を行っているところである。また、設置計画履行状況等調査に基づく行政からの指摘については、これまで新設の学部・学科および研究科・専攻が毎年5月に設置計画履行状況等報告書を文部科学省へ提出し、指摘事項があった場合は当該組織と大学本部との連携のもと、改善方針の策定と対応を行ってきたが、新学科・新博士課程も開設される所であり、同様に対応を行う予定である。

また、分野別認証評価としては、薬学部薬学科が(一社)薬学教育評価機構の評価を、保健医療学部理学療法学科が(一社)リハビリテーション教育評価機構の評価をそれぞれ受審しており、いずれも「適合」の結果を得ているところであるが、これらの評価結果は、該当部局内で共有され、指摘事項があった場合は組織的に改善計画を策定・実行しており、評価結果を教育の質向上に活かす体制が確立している。

このように本学では、行政・認証評価機関からの指摘事項に対し、速やかかつ適切に対応するための体制的整備と運用実績を有しており、評価結果を踏まえた改善が大学全体の質保証に結びつくよう努めている。

**評価項目②**

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、

### 社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、教育研究活動に関する情報の公開を通じて、社会への説明責任を果たすとともに、学修成果の可視化にも継続的に取り組んでいる。具体的には、成績の分布を表す資料、授業評価アンケート集計結果、学修行動結果、卒業時アンケート結果、就職状況、進学状況、教員免許状取得状況、ならびに国家資格・民間資格の合格者数・合格率などの成果指標を、ホームページの「公表情報」にて分かりやすく公開しており、教育成果の外部への可視化を図っている(根拠資料 2-32)。また、正課・正課外の活動報告として『健大通信』を年 2 回(4 月・11 月)発行し、紙面配布に加えてバックナンバーをホームページでも公開することで、在学生・保護者・関係者に広く情報を発信している(根拠資料 2-34)。

本学における自己点検活動の報告としては、認証評価の 2 年後・5 年後・再受審 1 年前のサイクルで定期的実施している自己点検・評価活動を自己点検・評価報告書としてまとめ、大学基準協会の認証評価結果とあわせてホームページにて公開している(根拠資料 2-32)。

また、養成資格に関連した分野別認証評価の結果として、薬学部は(一社)薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価基準」に適合している認証結果、理学療法学科は(一社)リハビリテーション教育評価機構による認証結果、教職課程に関わる学科では教職課程の自己点検・評価報告書をそれぞれホームページの「大学評価・自己点検評価」にて公開している。

### ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報としては、前述と重なるが、成績の分布を表す資料、授業評価アンケート集計結果、卒業時アンケート結果をホームページに公開している。

これらの公開情報はだれもが閲覧しやすいようにホームページに整理して掲載している。特に年度更新情報については、各部局・上長による確認を経たうえで掲載されるため、正確性・信頼性が担保されている。

このように、本学では、教育研究活動における学習成果・学生実態の情報を、定量・定性的な指標とともに、社会に向けて適切に発信しており、透明性の確保と説明責任の履行に努めている。

#### 評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

**・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。**

本学では、内部質保証システムの有効性・適切性を確保するため、定期的な見直しと改善に向けた取り組みを組織的に実施している。令和 6 年度には、これまでの自己点検・評価活動や内部質保証会議内に設置した 10 の基準 WG の議論を踏まえ、内部質保証システム全体の構造と運用プロセスを明示した「内部質保証システム図(ver.2.3)」を策定・更新し、その内容を内部質保証会議で共有した(根拠資料 2-4)。

この見直しでは、各基準別 WG、教育課程編成会議、3 つのポリシー点検会議、教職支援センター等有機的に連動する PDCA サイクルの整備状況を検証し、改善案を内部質保証会議から大学運営協議会へ報告・提案する構造を整備した。特に令和 6 年度以降は、内部質保証会議での整理内容に基づき、関連規程・内規の改正(例：学外評価参画者任命に関する規程、学生による教育改善委員任命に関する規程)も実施され、制度面での強化が図られている。

さらに内部質保証会議設置前までは、各学科・附置組織で作成した自己点検・評価シートは、FD・自己点検委員会で要約して大学運営協議会へまとめて報告されていたが、令和 6 年度からは各 WG の自己点検活動について順次内部質保証会議にて審議を行う方法に変更され、年間を通じて自己点検活動が継続して行われることとなった。各 WG の自己点検活動は、その流れをフローチャートで図示することにより標準化が図られたうえ、実質的な点検活動の質を向上させ、またそれぞれの組織の負担が軽減され大幅に活動が改善した。

これら一連の取り組みにより、内部質保証システムは形式的な体制にとどまらず、実質的に教育の質を保証・向上させる機能として活用されており、「検証から改善へ」という PDCA サイクルの定着が学内に浸透しつつある(根拠資料 2-34)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学では、内部質保証システムの整備・運用に関して、体制面と運用面の両面からの改善と再構築を継続的に進めている点が特筆される。特に令和 6 年度には、これまでの自己点検・評価活動や外部からの指摘を踏まえ、「内部質保証システム(ver.2.3)」を新たに策定・共有し、学内の質保証体制を体系的に可視化したことは、内部質保証の有効性を高める大きな一歩であった。さらに、内部質保証会議を中核とした議論の活性化により、各基準別 WG や教育課程編成会議、教職支援センター等との連携体制が整理され、意思決定の経路や改善提案のフローが明確化された。また自己点検活動は年度末にこだわらず、年間を通じて常に実施される体制となり、「止まらないサイクル」が実現している。

また、大学評価(認証評価)を通じて得られた外部からの指摘に対しては、「大学評価(認

証評価)結果指摘事項・対応一覧」を作成・公表し、大学運営協議会や内部質保証会議を通じて組織的に対応状況を管理・共有する仕組みを確立している点も、自己点検・評価の信頼性・透明性を高める取り組みとして評価できる。

さらに、制度面では、学外評価参画者や教育改善委員の任命に関する規程改正等を通じて、学外・学生参画を強化する方向での内部質保証体制の拡充が進められている。

このように、本学の内部質保証システムは、形式的な仕組みにとどまらず、教育の質の継続的改善に資する実質的な運用へと展開されており、改善指向型の学内文化が着実に定着しつつある点が長所として挙げられる。

### <問題点>

本学の内部質保証会議を中心とした新しい自己点検活動システムは発足間もないこともあり、かならずしも十分ではない。その証拠に点検活動の方法や各種書類については、問題や点検活動の効率や質の改善の観点から、マイナーな修正が必要である。

近年の急速な教育環境の変化(生成 AI の出現やオンライン教育の拡大など)に対応した内部質保証の観念の更新も求められるが、現時点ではこれらの新たな課題に対する内部質保証上の検討は十分とはいえない。

こうした点は、内部質保証会議ごとに逐次点検し、改善を継続して内部質保証の体制そのものの点検・改善を図っている。このように、全体的な体制整備は進んでいるものの、運用面における実効性のばらつき、改善サイクルの確実な循環、参画者の活用度、環境変化への対応などに関して、さらなる実質化と定着が必要である。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、内部質保証体制の整備と実質的な運用に向けて、内部質保証会議を中核とした PDCA サイクルの構築を進めてきた。とくに令和 6 年度には、内部質保証システム図(ver.2.3)の策定により、全体像の可視化と運用フローの明確化が図られ、点検・評価・改善活動の連動性が高まっている。FD・SD 委員会の設置や評価参画規程の見直しを通じて、学内外の関係者の参画体制も強化された。一方で、評価様式や点検活動の手順に関しては改善の余地があり、点検精度と効率性の両立に向けたマニュアル類の整備、支援ツールの導入が必要である。また、生成 AI の活用やハイブリッド授業など新たな教育環境の変化に対応した内部質保証の視点は、今後の重要な検討課題である。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、制度と実践の両面において一定の成熟を見せつつあるが、真の意味での組織文化としての質保証の定着には、継続的な運用改善、全構成員の理解・参画、そして社会的責任を意識した透明性のある情報公開のさらなる推進が不可欠である。

### 第3章 教育研究組織(本文)

評定：S (A)・B・C

#### 1. 現状分析

##### 評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

##### <評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

##### <教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学は、食・医療・福祉・健康・教育分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学術の進展に努めている。まず学生が卒業と併せて目指しているのが各自の分野における国家試験や各種資格であるため、専門資格取得が可能な学力や専門職としての高い意識を持つように学生を導かなければならない。しかしながら、大学の大量化や進学希望者の全入といった近年の大学教育に関わる社会的な環境変化により、学生の基礎学力の低下や学習意欲・就労意欲の低下、あるいは心の健康の問題など、さまざまな問題に直面している。これらに対応すべく組織されているのが、学習支援センター、キャリアサポートセンター、教職支援センター、健康管理センターである。また近年、大学が社会から求められている機能として、学生教育のほか地域社会への貢献があるが、これらに対応すべく組織されているのが、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センターである。本学の研究体制としては学部・学科の事情に合わせたシステムが構築されている。薬学部の例をとれば創薬科学系、生物科学系といった各学問系統に区分された講座制をとっており、講座ごとに研究リーダーを担う教授が中心となり研究活動を促進する体制が整っている。他の学部・学科においては、小グループによる学内研究や学外の研究者との共同研究が盛んであり、多くの研究業績が蓄積されている。また学長直轄の支援制度として、高崎健康福祉大学学内研究交流助成金が整備されており、毎年複数の学部・学科の研究者で構成する研究組織を公募し、大学運営協議会にてテーマの選定を行い、研究を支援している。

##### <大学の理念・目的と学部及び研究科構成との適合性>

本学は、人間尊重、人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げ、現在、健康福祉学部医療情報学科、健康福祉学部社会福祉学科、健康福祉学部健康栄養学科、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、保健医療学部理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科、農学部生物生産学科の5学部8学科体制で食・医療・福祉・健康・教育の分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学術の進展に努

めている。

また、各専門分野における教育・研究職を目指す学生や、健康と福祉の増進のために新しい研究分野を開拓する人材を育成するために、大学院研究科を開設しており、現在は健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻(修士課程)、健康福祉学研究科保健福祉学専攻(博士前期・博士後期課程)、健康福祉学研究科食品栄養学専攻(博士前期・博士後期課程)、薬学研究科薬学専攻(博士課程)、保健医療学研究科看護学専攻(修士課程)、保健医療学研究科理学療法学専攻(修士課程)、農学研究科生物生産学専攻(博士前期・博士後期課程)の4研究科7専攻を開設している(大学基礎データ表1、根拠資料3-1-1～3-1-7)。

### <大学の理念・目的と附置研究所およびセンターの組織の適合性>

附置組織として、総合福祉研究所、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、国際交流センター、学習支援センター、教職支援センター、健康管理センター、キャリアサポートセンター、図書館がある。これらの組織は各学部・研究科の教育研究活動の支援、学生の学び・キャリア・生活の支援を目的に設置されている組織であり、大学の理念・目的を実現するために必要な組織である。各組織は規程に則って適切に活動を行っている。大学の理念・目的との関連性を中心に各組織の概要を以下に記す。

#### 1 総合福祉研究所

総合福祉研究所は、建学の理念に基づき福祉の発展に貢献することを目的としている。本学の学内研究者が共同で行う調査・研究や、本学の研究者と他大学・研究機関・行政・施設等の研究者・職員等との共同研究を支援することを主な活動としており、研究所長が責任者として統括している(根拠資料3-2)。また社会福祉およびその周辺領域に係る研究成果を高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要『健康福祉研究』として年1回発刊し、本研究所ならびに本学の教員、本学大学院生の研究の成果を国内外に広く公開している。

#### 2 子ども・家族支援センター

建学の理念に基づき、地域における子ども・家族支援および地域住民の健康維持、促進を図ることを目的として、平成17年度に子ども・家族支援センターを開設した(根拠資料3-3、3-4)。子どもと家族の心と体の問題に向けて、センタースタッフである保育士に、健康福祉学部から精神科医・管理栄養士、薬学部から薬剤師、保健医療学部から看護師・理学療法士、人間発達学部からソーシャルワーカーが携わり、支援や相談業務に取り組んでいる。その他、親子ふれあい教室などの活動を行っている。その活動は、地域住民に広く受け入れられており、多数の利用者がその恩恵を受けている。

### 3 ボランティア・市民活動支援センター

学生が行うボランティア・市民活動を全学的に支援することにより、学生の社会性および自主性を涵養し社会に有用な人材を育成するとともに、自利利他の精神の具現化により人類の福祉と健康に貢献することをボランティア・市民活動支援センターの目的としている。事務局職員には、地域の社会福祉協議会での経験と社会福祉士資格を持つ者もおり、学生の相談およびボランティアのコーディネートに応じている(根拠資料 3-5)。

### 4 国際交流センター

本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材を育成するため、国際化とグローバルな人材育成を目的に国際交流センターを組織している。学生の国際交流活動や海外研修の計画、支援を行い、留学情報の提供等を行っている。海外研修や留学を通して学生の英語力を上達させること、また、異文化体験・異文化交流の機会を設けることなど、学生の国際感覚の醸成をサポートしている(根拠資料 3-6)。

### 5 学習支援センター

本学の理念・目的にある、各学科の専門知識・技術を深く教授するための基盤となる基礎的学力の支援や相談業務を行うことを学習支援センターの目的とし、学習全般の支援や学習に関する相談業務を行っている(根拠資料 3-7)。

### 6 教職支援センター

本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材を育成するため、保育者・教員をめざす学生の資質向上を教職支援センターの目的としている。教職関係資料の整備、情報の提供、教員・幼保職採用試験に向けた講座の開設や面接・論作文の練習・相談などの活動を行っている。また、教職課程の管理をはじめとする教学サポートや、地域貢献としての「地域教育支援活動」や「学生学力支援ボランティアの募集」等の事業を実施し、学内外に幅広く対象を置き活動している(根拠資料 3-8)。

### 7 健康管理センター

学生・教職員の心身の健康保持・増進を支援することを健康管理センターの目的としている。主に健康診断、ワクチン接種の運営業務を担っている(根拠資料 3-9)。

### 8 キャリアサポートセンター

本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材の育成を社会の発展に結びつける

役割を担い、学生と社会の架け橋となることを目的としてキャリアサポートセンターを組織している。本学に寄せられる求人情報の蓄積とその提供、求人情報システムの運用、新規求人開拓、就職活動における面接対策・エントリーシート等の作成支援、公務員試験対策など学生のキャリア形成や就職に関わる業務全般を行っている。また就職活動におけるメンタルケアについても取り組んでいる。

## 9 図書館

本学の理念・目的にある、広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授するため、教育・研究および学習に必要な図書館資料を収集、管理し、本学の教職員および学生の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与することを図書館の目的としている(根拠資料 3-10)。本館に加え、保健医療学部分館および薬学部図書・資料室を設置し、それぞれ学生教育・研究活動に必要な図書・資料の閲覧・貸し出し、各種学術資料の提供を行っている。

## 10 その他の附置組織

看護実践開発センター(根拠資料 3-11)、附属クリニック、訪問看護ステーションがある。

以上のように、本学の附置組織が掲げる目的は、人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」という本学の理念と合致している。

### <教職課程を全学的に実施する組織の状況>

本学では、前述した教職支援センターが全学の教職課程を支援する組織である。短期大学部児童福祉学科から保育者・教員を養成する4年制の専門学部である人間発達学部子ども教育学科に改組したことを受け、教職課程の企画、実施、評価、改善など、全学の教職課程をマネジメントするために学長を中心とした組織として設置した。子ども教育学科の専任の教職員に加え併任教員として教職・保育士課程の認定を受けている学科の専任教員で構成されている。センター運営委員会にて、センターの運営および教職課程に関する事項を定期的に審議している。

以上のように、本学は、昨今の学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等にも配慮をしながら教育研究組織を整備しており、それぞれの組織の設置目的・活動の趣旨は本学の理念・目的に合致していると評価される。したがって本学の教育研究組織は適切性があるといえる。

## 評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

### <評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究組織の適切性については、まず組織ごとに毎年の自己点検・評価シートによる自己点検を行い自ら教育研究組織における適切性を評価している(根拠資料 3-12)。令和 6 年度からはその結果を内部質保証会議基準別 WG3(教育研究組織)で総括し、教育研究組織に関わる事項についての取り組みを把握し、課題に関する対応策について提案を行っている。その後内部質保証会議を通して大学運営協議会において報告を行うことで定期的に検証を行っている(根拠資料 3-13)。また、各学部教授会において、各センターの活動報告を行い活動内容の周知も行っている。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

令和 6 年度は、以下の 2 つの課題への対応を行った。まず、(公財)大学基準協会から指摘された附置組織を取りまとめる全学的な組織づくりとして、組織間の連携を目的に年報を作成する方針が決まり、各センター長及び関連教職員の打ち合わせを行った。協議の結果、教職支援センターが担当となり、年報作成の準備を進めていくことになっている。さらに、同様に課題として挙げられた総合福祉研究所の運営に関しては、本研究所の活動が限定的で体制が整っていないという現状があり、その対応について内部質保証会議で報告があった。大学運営協議会で協議され、学長より任命を受けた研究所長を中心に、研究所の組織や活動内容について検討を進めることとなった。その結果、まず文系・福祉系研究者への支援として、新たにこれらの分野に特化した倫理審査体制の整備を行うこととなった(根拠資料 3-13)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学に設置された総合福祉研究所、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、国際交流センター、学習支援センター、教職支援センター、健康管理センター、キャリアサポートセンター、図書館は、それぞれ学生教育・就職支援・健康支援、

研究、地域貢献、国際交流を担当し、大学が単に学習する場として学生に教育を提供するばかりではなく、群馬県高崎市の学術・地域活動の拠点の一つとして機能するための役割を担っている。これらの事業は、食・医療・福祉・健康・教育各分野の専門家である各学部・学科の教職員によって推進されている。さらに、ボランティア・市民活動支援センターなどを通じて学生も積極的に参加しており、活動の広がり相乗的に拡大している。これらの活動は学生にとっても机上での学習では得られない経験が得られ、学生のキャリア形成の一翼を担っている。

#### <問題点>

令和5年度の大学評価において問題点として共有されていた2点のうち、1点目の附置組織間の連携に関しては、附置組織全体を対象とした年報作成による全学的点検・評価体制の構築をもって対応できると判断した。2点目の総合福祉研究所の運営に関しても、紀要編集・発行作業に加えて、規程に定める活動内容の実質化が図られたことにより、それぞれ対応が完了した。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学部・学科、研究科・専攻の教育研究および社会活動を推進するために、研究所やセンター等を附置機関として設置している。これらの機関が適切に連携し、教育研究の質向上につながっている。教育研究活動および社会活動等の取り組み状況については継続的に自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえて教育研究組織を整備している。

また、研究組織に関する課題に関しても適切な対応が行われ、今後の活動に期待したい。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態である。

## 第4章 教育・学習（本文）

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

##### <評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。
- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

本学ではすべての学科および専攻において、学位授与方針(DP)に、学生が修得すべき知識・技能・態度等の学習成果を含め明示している。これに基づき、DP との整合性を重視した教育課程の編成方針(CP)を設定している。学部生には履修ガイドで、また大学院生には大学院生ハンドブックに DP と CP を掲載し、入学時オリエンテーションにおいて内容とその読み取り方などを説明し周知を図っている。また、進級時に実施する各学科の学年ガイダンスでも確認している(根拠資料 C2-1～C2-9)。学外に対しては本学のホームページ上で最新版を公表している。

教育課程の編成について、一部の学科では令和 5 年度の機関別評価による指摘をもとに自己点検・評価を再度行い、令和 5 年度内に教育課程の編成を教育内容・教育方法・教育評価を見出しとして整理した。シラバスとの整合性も確認し、実践している教育に沿って改良した。令和 6 年度入学生から適用している(根拠資料 C2-1～C2-9)。

また、研究科においては、令和 6 年度に全ての専攻において、DP と CP のつながりを確認し組み立てを再構築した(根拠資料 4-1)。具体的には、全専攻の DP に知識、技能、態度について、修士課程の修了時に求められる知識のレベルや、技能、主体的に取り組み、倫理的にも配慮できる態度を備えていることを含めている。さらに今後ルーブリック評価を取り入れ、各 DP に対しての到達度を最終試験時に確認することとしている。

#### ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

学習成果が授与する学位にふさわしいかどうかについては、すべての学科において、教育課程が DP と連動して編成されており、その関係を「カリキュラムマップ」として履修ガイドに示している。また、学科によっては、指定規則やモデル・コア・カリキュラム等に準拠した教育を実施しており、国家試験の高い合格率や資格取得の実績からも、授与する学位にふさわしい教育成果が得られていると判断できる(根拠資料 4-2)。

さらに、本学の学生の学習成果を支えている要素として、すべての学科の教育課程に、

教育目標、教育課程の編成方針、履修や進級に関する条件などが明記されている点が挙げられる。各授業科目には到達目標・内容・評価方法が明示され、学生が学修内容を理解しやすいよう配慮されており、これが学習成果の向上に肯定的に作用していると考えられる。

大学院各専攻における学習成果については、修士・博士課程の研究論文の提出と、それに至るまでの研究活動、論文執筆、発表に至る一連のプロセスにおいて、専攻の指導教員が中心となり適切な指導を行っている。その結果、各課程において要求される水準を満たした成果が提出されている。加えて、令和 8 年度入学生からは「DP 到達度 最終評価」「DP 到達度 自己評価」を導入し、学習成果の可視化を図ることを計画している（根拠資料 4-3）。

#### 評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

##### <評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### ※ 具体的な例

・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。

・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。

・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。

・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### <授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講>

教育課程の編成・実施方針が授与する学位との整合を重視し、専門分野の学問体系に適した授業科目を体系的に開設している。全学科において、学位授与方針(DP)と教育課程の編成・実施方針(CP)を基盤として、授業科目の配置は学年進度を考慮し、専門分野に必要な基礎知識を基に、徐々に専門的な知識や技術を習得できるよう段階的に編成している。例えば看護学科など、遵守すべき指定科目・コアコンピテンシー・モデルコアカリキュラムなどが関係する学科においては、それらの全てを満たすことも配慮し、効果性を検討した上で体系的に整備している。(根拠資料 C3-1～C3-8)

##### <各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化>

各授業科目の位置づけについては、多くの学科は、個々の学生が専門科目の到達目標について修得し、各学科における最終学年には、資格取得につながることも狙いながら設定してある。また、位置づけについては、本学の学生として重要な「自利利他」の精神を理解する科目などから開始し、共通教養科目の履修により各専門職者に求められる教養を身につけ、興味と関心を深めながら専門科目に取り組むことが出来るよう設定されている。(根拠資料 C3-1～C3-8)さらに、最終学年には研究に関する科目など、基礎的な科目と複数

の専門科目の知識の活用を求める科目も設定しており、各授業科目の到達目標の修得によって DP への到達につながっている。

全ての授業科目の到達目標は、全学科で年度別のシラバスに明記しており、さらに、初回の授業では到達目標と単元との関連も含めガイダンスを行い、学生が各科目における到達目標と各単元での学びを関連づけることが可能である。

#### <学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化>

授業科目の年次・学期配当は全て、毎年度の入学生ガイダンスにおいて配布される履修ガイドに掲載されており、全学科ともに、それらの内容をガイダンスで十分な時間を設け説明している。(根拠資料 C2-1～C2-9)

学びの過程の可視化については、セメスター毎の成績やアドバイザー教員との面談、さらに学科によっては進級要件への到達状況などから、学びの過程を学生と教員で振り返り、段階について共通の認識をもてる体制にある。しかし、在学中に DP の達成度を確認できる体制はできているが、全ての学科が学習指導に活かすことができているとは言えず、より適切な指導を行う方策を検討している。

#### <学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定>

大学設置基準第 21 条に定められた単位制度に基づき、1 単位は 45 時間の学習をもって構成している。講義・演習の科目は 15～30 時間、実験・実技・実習の科目は 30～45 時間をもって 1 単位の授業時間としている。加えて 1 単位の修得には 残余分の時間(0～30 時間程度)の自主的な学習(予習、復習等)を必要としている(根拠資料 C2-1～C2-9)。

学生の学習時間については、学生生活満足度調査(根拠資料 4-4)の経年比較から自宅での学習時間が少ない傾向があるため、授業時間外の自主的な勉強を空き時間にできるように、複数の図書館、空き時間に利用可能な自習室(空き教室含む)、少人数から利用できるゼミ室および PC 室など、自主的な学習を促進する環境を提供している。さらに CAP を定めることで学修時間を適切に確保できるよう、学生に対し指導している。(根拠資料 C2-1～C2-9)

授業期間や単位の設定は、年次毎に専門的な学習内容への積み上げが可能となるよう設定をしている。しかし、学科によっては最終年次の授業が他学年に比較すると少ないため、既習の知識や技術を総合的に活用していく機会の必要性について調査などを行い、現状を確認していく。

#### 評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行

っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

授業形態、授業方法はDPおよびCPに記載している。FD活動を活用しながら各教員は当該授業に適した授業実施方法を選択し、シラバスに「授業形態」と「アクティブラーニングの実施方法」「使用教材」などを記載し学生に周知している。初回授業内ガイダンスでも授業方法を教員より説明している(根拠資料 C3-1~C3-8)。毎年卒業時に調査している卒業時アンケートにおいても、期待された学習成果を得られたとして高い評価を得ている(根拠資料 4-5)。

- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

ICTを効果的に用いた授業を複数開講している。1年次前期には全学科の学生を対象に本学の理念を踏まえ、各学科の特徴と自利利他の精神およびSDGsとの関連を授業にした「健大で学ぶ Well-being」を必修科目としてオンデマンドで開講している。これは全学科の共通科目として位置付けており、入学時オリエンテーションで履修方法を説明した後に、学長による導入講義から開始し、各学科が行う授業内容の習得状況から単位を認定している(根拠資料 4-6-1~4-6-2)。この授業に対する学生からのレスポンスは非常に肯定的であり、本科目の到達目標がその後の各専門科目に活用されている。さらに、他の授業科目でも到達目標や内容に応じて授業方法にICTを活用しており、グループワーク後に意見を共有する場面では、ICTの機能の活用により即時的に他グループの考えから新たな気づきを得られることもある。シラバスには授業方法の工夫としてアクティブラーニングについて記載しているが、今後検討を続け、ICTのさらに効果的な活用方法を模索していく。

・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

<学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応>

本学では科目の到達目標に向けた学習方法が選択され、特に多数の学生が履修する教養科目の英語は、診断的評価による入学前の習熟度を考慮した少人数のクラス分けを行い、より教育効果が上がるように実施している。また、演習はきめ細やかな指導を行うため、1 学年を 2 クラスに分けて実施している科目もあり、学生全体の学習状況を見ながら指導している。さらに看護学科では、学外施設での専門領域実習に際して、5人程度の学生を1グループとし、各グループに担当教員が常に付き指導しており、個々の学生に必要な指導が丁寧に届いている。

学生の多様性への対応については、令和 6 年度から障害者差別解消法で私立学校も合理的配慮が義務化されたことに合わせて強化された。具体的には、障がい学生支援委員会が、支援を希望する学生の身体的・機能的な状況と、発達の特徴に応じたニーズを継続的に把握、対応できる体制を整備した。その特徴は、学生とアドバイザー教員、各学科の障がい学生支援委員および事務職員が共通の理解のもとに学生の客観的状況と学習継続のために求めている支援を記録によって共有できることである。学生の状況を考慮した配慮がされており、学生が求める配慮をもとに授業や試験などでも順調に進むよう、支援できている。本学の入学生には現在のところ、この支援が必要と判断される学生は少数であるが、密な教育の展開のためには重要な位置づけと認識しており、多様性の考慮も本学の教育の方向性に含まれている。

<単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置>

<授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度>

単位の实質化を図るための措置として、全学科で学生が履修科目を効果的に学び習得できることを目的に、1年間(前期、後期の2学期制)の履修上限単位数を設定している(CAP制)。設定した履修上限単位数は履修ガイド(根拠資料 C2-1~C2-5、各学科履修に関する説明箇所)に示しており、入学時オリエンテーションでも説明している。

累積 GPA3.0 以上の学生は上限に追加し 4 単位分履修できる制度がある一方、成績が低迷している累積 GPA1.5 未満の学生にはアドバイザー教員が面談し学習方法などを確認、必要に応じて上限を 4 単位分減じて、修得可能な適切な単位数の調整を図るなどのサポートシステムも定着している。

学習の進捗状況や理解度を教員が把握する方法として、「講義型授業」以外に、反転学習で学生への発問によりより思考を促すことも意図的に実施している。例えば、学生の学習到達度に合わせ問いを挟み込む「問答型授業」や、学生の思考力を養うための「対話型授業」も実践している。

### <達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置>

達成度の確認は半期ごとの成績評価や、最終学年次の DP の到達度を確認する実技あるいは筆記試験などによって各学年での到達度と 4 年間(薬学部は 6 年間)の習熟度を測ることを行っている。例えば、看護学科では 4 年次後期に「DP に関する総合問題」で DP への到達度を確認し、理学療法学科では臨床実習科目の履修承認基準として「客観的臨床能力試験 (OSCE)」への合格を設定している (根拠資料 4-7-1~4-7-2)。

授業外学習のフィードバックについては、授業内で実施しているリアクションペーパーが代表的な例として挙げられる。次回授業への予習あるいは当該授業の復習に資するよう、授業担当教員がコメントを付すなどして当該学生に LMS 機能などを通じて返却している。

#### 評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

##### <評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。
- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

全学科ともに成績評価と単位認定について、履修ガイドおよびシラバスに記載している。学生には、入学時および年度初めのガイダンスで履修ガイドを用いて、さらに各授業の初回や最終回などにはシラバスを用いながら周知している。

成績評価は当該科目の目的・目標、到達目標に対して、学生の到達度や学習態度等と照らし担当教員が判断し単位認定している(根拠資料 C3-1~C3-8)。

オムニバス形式の授業科目の評価基準については、授業開始前に担当教員間で成績評価についての共通理解をもち、主担当の教員が全体を総括した上で最終的に成績評価と単位認定を行っている。

期末試験に代表される成績評価に重要な試験については、「試験規程」に実施方法などを定めており、各教員は本規程に則り必要な成績評価を行っている (根拠資料 4-8)。例えば期末試験を実施するにあたっては、事前にアンケートで確認したうえで日時・教室を確定し、教授会報告を経て学生に提示し実施している。実施にあたっては、当該試験に持込を許可された物以外を試験時間に所持している場合は不正行為として扱うなど、厳格な対応をとっている。

成績評価については、担当教員の裁量で決まっていることから、一部科目に評価の偏りが生じている。令和 6 年度から各科目の評価分布の実態調査を開始しており、調査結果は各学科長に報告している。

**・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。**

成績評価及び単位認定にかかる基準については履修ガイドおよびシラバスに記載されており、ガイダンス時に周知されている。

成績は各学期末に、教務システムを通じて各学生に通知され、評価に疑問がある学生は、所定の期間に成績確認を申し出る制度が設けられている。その方法は、掲示およびポータルサイトで通知される(根拠資料 4-9)。

**・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。**

入学前に他大学で修得した単位の認定については、学則第 27 条にて 60 単位を上限に認めている。単位認定を希望する学生から申請があった場合は、各科目担当者が他大学の成績とシラバスを十分に確認し認定について検討を行っている。検討後、学部の教授会に諮り、承認が得られれば本学の対応する科目の単位を認定している。実践的な能力を修得している者に対する単位の認定は、英語科目について行っている(根拠資料 C2-1～C2-5)。

**・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。**  
**・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。**

卒業・修了要件に関しては「高崎健康福祉大学学則」第 35 条および「高崎健康福祉大学大学院学則」第 22 条に規定されており、各学科の履修ガイドならびに各研究科の大学院生ハンドブックに詳しく記載し全学生が確実に理解できるようにしている。履修ガイド・大学院生ハンドブックには卒業・修了要件に加え進級要件を具体的に示している(根拠資料 C2-1～C2-9)。

大学院においては、学位請求論文の提出をもって当該課程の学位授与に関する審査が別途開始される。その手続は「学位規程」に定められている。提出された論文は、各研究科委員会において選定された主査および副査により、「学位論文審査基準」に基づき審査される。その後、公開発表会を含む最終試験に合格した学生に学位を授与してよいか、各研究科委員会における修了判定会議で決定する(根拠資料 4-10、C2-6 p.20、C2-7 p.17、C2-8 p.19、C2-9 p.18)。

実施手続として、卒業・修了要件に対する修得単位数の確認、卒業・修了判定会議の開催、ディプロマ・サプリメントの配付があり、ディプロマ・サプリメントには修得単位数

とともに DP への到達度を明記した上で学位授与を行っている（根拠資料 4-11）。本体制を整えたことより、全学部学科の学生に対し、確実な学位授与がなされている。大学院生については、後述するとおり DP への到達度を確認して修了判定会議を開催するように仕組みを改善している。

#### 評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

##### <評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

学習成果を把握・評価する主たる目的は、学生が自身の学びを通じた成長を確認し、教員が教育成果を確認することである。ポートフォリオの利用などを通じて、DP の到達状況を学生と教員が共有し、各学生の課題の認識を高め学習への動機づけにつなげることを狙っている。

DP をはじめとする各方針は、各学科で3つのポリシー点検会議などで定期的に確認している。その際の指標は、アセスメントプランで公開している（根拠資料 4-12）。学習成果の把握方法については、全学科ともに在学期間の成績をもとに DP の到達度を数値化して示すディプロマ・サプリメントを学生に配付している。一方、学生による授業評価アンケートに、その科目に設定された DP との適合性についての評価を尋ねる質問を設け確認している。このように適切性の確認を行い、必要であればそれらの指標や方法について改善を行っている。

- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

ディプロマ・サプリメントを用いて学生自身が成長を確認することやアセスメントプランで定めている各種指標は、教育課程や各授業の展開について振り返る機会としており、授業の内容や方法の改善につなげている。研究科においては、令和8年度入学生から「DP 到達度 最終評価」「DP 到達度 自己評価」を導入する予定である（次ページで詳説）。これらは大学が設定する DP に学生がどの程度到達したかを、学生側・教員側から評価することで学生の DP 到達度を主観的・客観的にとらえることができると期待されている。

#### 評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

##### <評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

教育課程およびその内容、教育方法の適切性についての点検・評価は、各学科・専攻別に年度毎に見直しを行っている。まず教育課程についての自己点検・評価は内部質保証会議の学科別 WG によって集約して点検・評価を行っている。それらの結果は、内部質保証会議に集約され、基準別 WG4 と連携を図りながら、必要に応じて改善を行う。これらは年度にかかわらず常に継続的に行われる。具体的には、1.自己点検を担う内部質保証会議の「教育・学習」の担当グループによる教育課程の確認と提案、2.1 の提案内容に対して内部質保証会議全体での検討、3.大学運営協議会での検討・指示、4.各学部・各専攻への提案、5.全学教務委員会での審議等も含めて全学科および全専攻において見直しを行う。このプロセスを整理したことにより、自己点検・評価の体制が明確に示され、全学に共有された。(根拠資料 4-13-1~4-13-2)

- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

課程修了時における学習成果の測定・評価結果の指標として、国家試験等の合格率を用いており、各学部教授会にて定期的に点検・評価が行われ、指導方法の改善がなされてきている。国家試験等の合格率は本学にとって重要な指標のひとつであり、内部質保証の観点からも各年度の指導方法と合格率について大学運営協議会へ報告を行い点検・評価している。また、進路情報の共有については、各学部で毎月開催される教授会で就職希望者の内定者数や内定先、進学希望者数などがキャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会より資料をもとに報告されており、全教員と事務職員が共有している(根拠資料 4-14)。

そして、専攻における課程修了時の学習成果の測定は、DP への到達度を測定できるよう、上記のプロセスを経て、各専攻で令和 8 年度入学生より「DP 到達度 最終評価」

「DP 到達度 自己評価」を用いることになった。「DP 到達度 最終評価」および「DP 到達度 自己評価」は DP を評価項目として作成されており、論文を指導した担当教員が記載し、「DP 到達度自己評価」は学生が DP と修得状況を照らし合わせ評価できるよう設定してある(根拠資料 4-3)。また、国家試験を伴う専攻の受験結果は例年 3 月の研究科委員会で資料をもとに報告されており、共有できている。

**・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。**

外部の視点と学生の意見の取り入れについては、1.各学科による 3 つのポリシー点検会議の開催、2.全学の卒業生を対象としたアンケート、3.卒業生の就職先を対象としたアンケートを、それぞれ毎年度 1 回継続して実施している。1.の会議は、自己点検・評価の客観性を高めることが目的であることを事前に周知した上で、外部評価参画者と教育改善委員(学生)が当該学科の教員と意見交換を行い、その概要を学部教授会で報告し、その後学科別 WG さらに内部質保証会議で共有している。2.の卒業生アンケートは、①卒業時の学生の意見を調査する「卒業時アンケート」と、②卒業後 3 年、10 年の卒業生の現状と本学での教育に対して調査する「卒業後アンケート」を実施しており、回答結果はカリキュラムへの満足度など、いずれも良好な回答が得られた(根拠資料 4-15~4-17)。これらのアンケート結果は各学部教授会で担当教員より報告され、全教員に周知されている。

今後は、特に「卒業後アンケート」については、実施時期や回答率の向上のための工夫が必要である。

**・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。**

本学におけるもっとも小さな自己点検活動は科目ごとに行われる授業評価アンケートである。開講期間の中期と最終時に実施されており、講義内容についての各評価項目が点数化され、さらにコメントなども寄せられるため、各教員はこれらの意見を自身の講義の改善に役立てることができる。また学科や専攻単位でも自己点検活動が行われており、例えば各学科の教育課程の編成方針(CP)については令和 5 年度に看護学科が見直しに取り組み、また他学科でも令和 7 年度に見直しを行い、教育内容・方法・評価を見出しとしてさらに整えている段階である(根拠資料 4-13-2)。また、各専攻の CP については全専攻において DP との整合性を持たせたうえで、全学研究科・専攻において一貫した教育体制を構築すべく、令和 8 年度を目途に更新を行っているところである。

自己点検・評価は毎年 1 回各学科と専攻単位で実施し、これらの結果については学科会議や専攻会議で共有され、課題があれば教務委員会などを中心に改善策が提案されている。また、教育課程及びその内容、教育方法は、各学科の履修ガイドに掲載され、入学時や学

年ガイダンスで学生に周知されており、改善された点も滞りなく説明され学生の履修がより効果的に進むよう支援している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学では、DP、CP、APを明確に設定し、これら3ポリシーの一貫性について常に意識した教育体制を整えており、これらはアセスメントプランに基づき毎年確認を行っている。また、授業評価アンケートをはじめ、教育に関する様々なデータを活用し、それらのエビデンスに基づき、各教員・各学科専攻が教育改善にかかわる活動を続けている点は本学の最大の長所である。そして本学の教育成果の裏づけとして、国家試験合格・資格取得、教員採用試験実績、卒業時アンケートなど、学習成果の外部・内部指標が充実しており、それらの結果も良好である。そして、内部質保証の明確なプロセスが構築され、よりよい教育・学習が行えるように円滑かつ効果的なPDCAサイクルが構築されている。

### <問題点>

一部の学科においては、教育課程の編成に関し、授業科目の学年配置や時間数のバランスなどを具体的に見直し、改善する体制が十分に機能していないという課題が見受けられる。また、社会の急速な変化に対応し、さらにはその変化をリードしていく人材を育成するためには、授業内容や教育方法において、より一層の特色ある工夫が求められている。

本学は、国家資格やそれに準じる資格の養成校の性格が強いことから、国家試験合格という明確な目標を持つ学生が多い。そのため国家試験合格率は極めて重要な指標であることはいままでのまではない。しかしながら、これだけでは本学が養成しようとしている学生像として挙げているDPに対応した指標として十分とはいえない。したがって今後は、内部質保証活動を通じて、GPAに加えて国際交流やボランティア活動などの課外活動を定性的・定量的に評価する新たな指標の開発や、結果の公表について充実を図る必要がある。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

改善・発展方策については、令和6年度に取り組んだ改善活動として、特に全ての専攻のDP・CP・APを点検した上で3つのポリシーについてDPとCP、APの一貫性を分かりやすく示すよう改善した。DPの到達度については、学生・教員双方による新たな評価制度を令和8年度入学生より導入できるよう整えた。令和7年度には、各学科のCPについて、教育内容、教育方法、教育評価を柱として見直しを行っており、令和8年度入学生より運用予定である。全体的には教育・学習に関する状況は、これまで各学科と研究科で構築してきたことをもとに、さらに緻密に整える努力をしており、学生により良い教育を

提供できるよう取り組んでいる段階である。

## 第5章 学生の受け入れ(本文)

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

#### <評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定しているか

本学は建学の理念を踏まえ、それぞれの教育方針・教育目標を立てており、その専門性を考慮した DP を定めている。DP に定める人材を養成することを目指し CP を定めている。さらに、DP に則り本学での学修成果を得るために必要な要件として AP を定めている。3つのポリシーについては、大学全体のポリシーの下、学位課程ごとに設定している。AP は、学部および大学院学生募集要項および本学ホームページに掲載することにより、学内外に広く公表・周知している(根拠資料 5-1-1～5-1-5、5-2-1～5-2-15)。

以上のように、AP は適切に学位課程ごとに公表している。

- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

オープンキャンパスにおける入学者選抜試験の概要説明、高校訪問や進学説明会などを通じて、学生募集要項を配布し入学に当たり習得しておくべき知識等の内容・水準等、学生の受け入れに関する情報を広く周知するように努めている。例えば、薬学部薬学科では CP として「高校までに修得した知識を大学での薬学教育に結びつけるため、数学基礎、化学基礎、生物学基礎といった専門教養科目を設置する」をあげているが、これに対応する AP として「高等学校までの履修内容のうち、生命科学の基礎となる科目、特に化学についての基礎学力を有している。」をあげ、AP をわかりやすく明示している。

このように、本学の AP は、DP に基づき設定された CP を踏まえ設定している。また本学が養成する人材は第4章でも説明した通り、それぞれの国家資格等が必要な専門職であるため、これらの知識・技能を習得するに必要な学力水準や能力を有する学生を、後述する様々な手段を用いて選抜し受け入れている。さらにこれらの方針は受験者向けパンフレ

ットやホームページ等で広く公開し入学希望者にわかるように示している。

**・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。**

本学は入学者選抜および広報の企画・運営にあたる専門部署として入試広報センターを設置している。また、APに基づいて学生募集と入学者選抜を実施するために、各学科教員と入試広報センター職員から構成された広報委員会ならびに入試委員会を組織している(根拠資料 5-3、5-4)。

各学科・各専攻は、それぞれが定めた AP に基づいて入学者選抜を実施しており、その方法については学生募集要項に記載している。入学者選抜にかかる手続については、文部科学省の大学入学者選抜実施要項に基づいて「入学者選抜規程」および「大学院入学者選抜規程」にて規定している(根拠資料 5-5、5-6)。試験問題の検証や実施に関する改善策の検討・立案等は入試委員会・研究科委員会にて行われ、その結果は教授会・研究科委員会の議に付し学長により最終決定される。

本学は、入学試験に関する諸施策を立案し試験を実施する機関として、入試委員会を組織している。入試委員会は、入試広報センター長を委員長として、各学部から選出された教員 2 人以上と入試広報センターから選出された職員 2 人以上によって構成され、入学者選抜に関する事項について審議・実施する。

入試の実施に関しては、まず入試委員会で入学試験実施要項の立案・作成を行い、各学部教授会で審議され、学長の承認を得る。その後、試験担当者連絡会議の実施等により各担当教職員に入学試験業務の周知徹底を図る。入試問題の作成に関しては、試験科目ごとに入学者選抜問題作成委員会(問題作成委員会)を設置し、出題科目責任者を配置し適切に実施している(根拠資料 5-7)。入学者選抜の実施体制については、学長を総括責任者とし、入試委員会と入試広報センターを中心に各学部の教員と事務組織が連携して、入学試験実施要項に従い円滑かつ公正に実施している。

合否判定に関しては、全ての入試において、各学科の判定会議で慎重に審査を行い、合格者候補を選定する。その後、学部判定会議の議に付し学長が決定する仕組みである。学部判定会議は、学長、副学長、事務局長、学部長、各学科の全教員から構成され公正な入学者選抜を行っている(根拠資料 5-8)。

大学院入学者選抜試験においては、入学志願者が入学後の教育内容や学位授与に関するプロセスを理解し、研究課題を明確にした上で出願できるよう、出願前に指導予定教員と面談を実施している。また、大学を卒業していない志願者については、事前面談にて学力の確認を行ったうえで事前出願資格審査を実施し AP に適合した学生の確保に努めている。

### <公正な入学者選抜の実施>

入学者選抜の基本方針としては、多面的な選抜方法や評価法によって受験生の中から有為な人材を確保するよう工夫・改善に努めている。そのため各学部で一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等の多様な選抜試験を実施している。なお、健康福祉学部、人間発達学部、農学部の3学部では、募集学年に欠員が生じることが判明した場合、編・転入学試験を実施している(根拠資料 5-9-1～5-9-3)。

総合型選抜試験においては、令和3年度入試より、志願者全員に対し集団討論や個人面接等の試験を行っている。試験の実施方法および採点基準は各学科で細かく定めており公正に試験を実施している。

学校推薦型選抜試験においては、各学科で個人面接を行い、さらに薬学科においては基礎学力調査をその他の学科においては小論文を課し、学力の審査を施した上で書類審査の内容も含めた総合判定を行い、合格者を決定している。試験の実施方法および採点基準は各学科で細かく定めており公正に試験を実施している。

健大スカラシップ選抜試験においては、選抜方法は1次試験に学力検査、2次試験にオンライン面接を実施している。事前に通信環境の確認・接続練習を行い、さらに実際の面接時に通信が乱れることも想定し対策を講じることで、受験者に不利益が生じないように対応を行った。試験の実施方法および採点基準は細かく定めており公正に試験を実施している。

一般選抜試験においては、受験生の受験日程や居住地などの多様なニーズに合わせて、受験の利便性を高める工夫を行いながら試験を実施している。試験科目については、各学科のAPに従って、日程ごとに必須科目と選択科目の設定を行っている。英語については、英語外部検定試験の結果を本学の英語試験の得点に換算する方式を導入しており、各基準に応じた点数を英語試験の得点として取り扱っている。ただし本学の英語試験も受験した場合は、高い方の点数を採用することとし、向学心の高い学生の受験が増えるように工夫している。

大学入学共通テスト利用選抜においては、前期・中期・後期の3回を設定し、国公立大学志願者の併願や遠方からの受験にも対応できるよう実施している。合否判定は大学入学共通テストの成績により行っている。試験科目については、各学科のAPに基づき各期に必須科目と選択科目を設定し、1～4科目で実施している。

合否判定にあたっては、選抜区分によって形式が異なるが、原則、得点をもとに順位をつけ高順位から合格者を決定している。

入学者選抜試験の問題は、学習指導要領を遵守し出題が高等学校の学習範囲から逸脱することのないよう、問題作成委員は教科の学習指導要領と採用件数の多い教科書を参照している。また本学では入試過去問題活用宣言に参加しており、良問を用いて適切な入学者

選抜を行うこととしている(根拠資料 5-10)。

本学の学生募集および入学者選抜の制度や運営体制の整備や入学者選抜の公正性については次のように評価する。まず、学生募集および入学者選抜の運営体制は「入試委員会規程」で示すように入試委員会と事務部門である入試広報センターが連携して適切に運営されている。学科で AP が変更したときは入試委員会に報告することとなっており、学生募集および入学者選抜の手続との整合が確認されることになっている。学生募集および入学者選抜の手続はホームページや印刷物で配布する学生募集要項で、入学希望者及び保護者(保証人)にわかりやすく明示されている。

そして本学の入試は各試験実施後に各学部・研究科ごとに判定会議が開催され、すべて得点で合格者を判定していることから、公正かつ適切に入学者選抜が行われているので適切性がある。

大学院入試については、各専攻が試験結果を客観的、公正に審査し、判定会議を経て学長が最終的に合格者を決定している。

**・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。**

疾病、身体機能の障がいのため、受験あるいは修学上特別な配慮を必要とする志願者に対しては、事前の申し出により、必要な特別措置を講じ、公平な入学者選抜を実施している(根拠資料 5-1-1)。具体的には、車椅子を使用する受験生の座席の配慮、易感染性に配慮した個別受験会場の確保など、受験生から申し出があった場合はできる限り公平かつ合理的な配慮を行うよう対応を行っている。

**・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。**

学生募集活動は、広報委員会および入試広報センターが中心となって、各学科と連携を取りながら実施している。具体的には、大学案内や学生募集要項の作成、ホームページや各種メディアを利用した広報活動、オープンキャンパス、高校訪問、各種進学説明会、出張授業の実施、さらに高校からの学内見学希望の受け入れ等である。このように広く学生募集活動を行うなかで、不明な点や入学者選抜制度の変更点に対する質問等に応じ、すべての志願者に対し、入学者選抜実施関連情報はもとより、入学後の学科の情報についても適切に提供している。

**評価項目②**

**適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。**

**<評価の視点>**

・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

**<学士課程>**

**1) 入学定員に対する入学者数比率**

本学の定員設定に関しては、教職員数および施設・設備の規模に照らし合わせながら財政上の健全性を確保しつつ、社会のニーズや時代の変化に対応して適切に設定していくことが重要となる。

各入学試験の受験者数は様々な要因から年度によって変動し、加えて合格者が入学を辞退するなど不確定要件も存在することにより、実入学者数の予測は困難であるが、本学は、過去の合格者数・入学者数の動向や他の入学試験との併願状況等を慎重に分析することにより、適正に合格者数を調整している。その結果、過去 5 年間の全学部における入学定員に対する入学者数比率(入学定員充足率)は 1.05~1.15 と良好に管理できている(大学基礎データ表 2、表 3)。

しかし、学科別にみると、過去 5 年間の入学定員充足率は 理学療法学科は 1.22、社会福祉学科は 1.21 と超過している。一方、生物生産学科は開設年度から未充足が続いていたが、令和 5 年度に健康福祉学部と農学部との間で学則改正を経て入学定員設定の調整を行ったところ、社会福祉学科の入学定員充足率の超過および生物生産学科の未充足は解消しつつある。

理学療法学科の入学定員充足率が基準を超過していることは、令和 3 年 3 月に(公財)大学基準協会から通知された「改善報告書」の検討結果でも指摘された。これに対し、学科会議にて入学者数が適正となるように入学辞退者の予測精度を高めることが確認され、学科内の意識統一を図った(根拠資料 5-11)。しかしながら、令和 7 年度入学者選抜においては入学定員充足率は 1.23 となり、改善が見られていない。これについて、令和 6 年度 11 回学科会議において、理学療法学科入試委員会から、「受験者数は減少したものの例年になく歩留まりが高い。合格ラインをやや厳しく判断し、学科案を示す。」との改善案が提示されている(根拠資料 5-12)。

**2) 編入学定員に対する編入学生数比率**

学部の編入学生については、平成 30 年度まで入学定員を設けていたが、充足率が低かったこともあり、令和元年度から入学定員に欠員が生じた場合に編入学生を募集することになった。令和 6 年度の編入学生数は生産生物学科 2 人である(大学基礎データ表 2)。

**3) 収容定員に対する在籍学生数比率**

本学は、教育の質を高めるとともに、生活面・健康面でのきめ細かいサポート体制により退学者の抑制に努めており、その結果、在籍学生数は適切に維持することができている。過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数比（収容定員充足率）は 1.08～1.09 と良好に管理できている。

学科別の 5 年間の平均収容定員充足率はおおむね良好であるが、社会福祉学科で 1.24、理学療法学科で 1.20 と、やや超過がみられる学科もある(大学基礎データ表 2)。

#### 4)収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学定員充足率は総定員から評価すれば適切であるが学科によっては基準を上回っていたり、逆に不足していたりといった状況があった。これらについては平成 28 年度の大学認証評価においても指摘を受けていたところで、改善について入試委員会および大学運営協議会などで協議が続いた。そこで本学としては入学定員設定の見直しを行い、令和 5 年度から生物生産学科を 100 人から 75 人に減じ、医療情報学科を 70 人から 80 人、社会福祉学科を 60 人から 75 人に増員した(根拠資料 5-13)。

#### <修士課程・博士課程>

##### 1)収容定員に対する在籍学生数比率

大学院は、過去 5 年間の入学定員充足率は修士・博士前期課程 0.63、博士・博士後期課程 0.45、過去 5 年間の収容定員充足率は修士・博士前期課程 0.73、博士・博士後期課程 0.53 と未充足が続いている(大学基礎データ表 2)。

##### 2)収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

修士・博士前期課程の入学者数確保においては、本学学部生の入学希望者の増加を目指し、学部生への広報活動を検討している。また、学部新卒から社会人まで広く学生を受け入れるために入学要件の見直しも行っている。例えば、保健医療学研究科看護学専攻看護学分野では令和 4 年度入学者選抜から臨床経験 5 年の入学要件を削除し学部生が入学しやすいようにするとともに、健康開発科学領域を増設し専門性を高めたいと考える看護職の受け入れを始めた。今後も学部学生への説明や学外への広報活動などを通じて収容定員の充足に努めていく。

これらの結果、本学における現在の入学者数、在籍学生数は、教育効果の観点から適切に是正されつつあると評価できる。

評価項目③
-------

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

全学的には、入試委員会によって入学者選抜体制の適切性等の検証が行われ、改善が必要な場合には入試委員会で検討後に各学部教授会の審議を経て、変更が行われている。

毎年実施する入学者選抜に用いられる入試問題・課題の学力識別能の評価は、学生選抜において重要である。入試広報センターから問題作成委員に各実施試験における問題の正答率を示し、作問に関する「自己点検・評価票」を作成・提出してもらい各問題作成委員での点検を行っている(資料は非公開)。

入学者選抜の実施結果は各学科および入試委員会にて確認され、各入試制度の合格者に対する入学者の割合等を参考にして、次年度の各入試制度での募集定員を決定し、各学部教授会において承認を得ることとしている。入試体制に変更が生じた際には大学運営協議会へ報告している。大学院入学試験に関しては、毎年度入試実施後に各研究科において結果に基づく検討を行っており、それに基づいて翌年度の入試日程等を調整している。

・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

各学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学者選抜区分別で分析するなど、選抜区分別の入学生定員の配分の見直し、一般選抜における必須・選択科目の見直し、総合型選抜における実施方法の見直し、推薦型選抜における試験内容(小論文または基礎学力調査)の見直し、学校推薦型選抜(指定校制)の指定校選定や評定基準値の見直し等、各学科の実情に合わせて常に検証し改善策の立案を行っている。改善策は、入試委員会に提案されて審議され、学部教授会での審議に付し学長が決定する。APについても、DPおよびCPとの整合を図るため、毎年各学科において検討を重ねている。

入学試験問題の内容については、問題が出題範囲を逸脱していなかったか、問題のレベルが適切であったか、選択科目の難易度の差により不公平とならなかったか等、毎年、入学者選抜終了後に科目ごとに問題作成委員を中心として検証を行い、「自己点検・評価票」を作成している。

以上の取り組みや課題については、各学科・専攻ならびに入試広報センターの「自己点検・評価シート」(根拠資料 5-14)をもとに内部質保証会議基準別 WG5(学生の受け入れ)が点検・評価を行い、内部質保証会議での点検を経て大学運営協議会で検討される。大学

運営協議会から必要に応じて改善事項等が指示され、それを受けて各部署で改善・向上の取り組みが進められる仕組みになっている（根拠資料 5-15）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

学生募集活動においては、オープンキャンパスにおける入学者選抜の概要説明、高校訪問や進学説明会などを通じて、学生の受け入れに関する情報を広く周知すべく広報活動に努めている。各種支援制度や経済支援についても学生募集要項およびホームページなどで広く情報提供を行っている。

入学者選抜においては、受験生の受験日程や居住地などの多様なニーズに合わせて試験を実施している。例えば、一般選抜試験は、各学科とも A 日程、B 日程の 2 期に分けて試験を実施している。A 日程は 2 日間実施し、いずれか 1 日または両日の自由選択となっている。両日程とも本学の他に地方試験会場を設け、受験の利便性を高める工夫を行っている。その結果、大学全体で毎年 2,000 人以上の志願者を確保できている（入学定員 620 人）。また、薬学部薬学科においては、薬剤師不足が懸念される地域の状況を踏まえ、令和 7 年度入試より、本学所在地である群馬県および薬科系大学のない近隣 4 県の出身者を対象に、特待生を選出する地域枠選抜を導入した。これにより、薬剤師の地域偏在是正に向けた取り組みを進めている。

大学院では、各研究科において、受験に先立ち希望する指導教員と事前面接を行うことによって、入学志願者は、当該研究科の目的・教育目標とともに、具体的な研究計画について相談したうえで入学試験に臨むことができる。この過程を経ることで、入学後に進路変更を理由として退学する学生は非常に少ない。

### <問題点>

令和 2 年度から令和 6 年度の入学定員充足率は健康福祉学部 1.11、薬学部 1.07、保健医療学部 1.14、人間発達学部 1.11、農学部 1.02 となっている。学科別の入学定員充足率については、健康福祉学部社会福祉学科では 1.21、保健医療学部理学療法学科では 1.22 と(公財)大学基準協会が求める改善課題の基準である 1.20 を超えている。一方、農学部生物生産学科は入学定員を満たしていなかったが、令和 5 年度入試から入学定員を変更し、生物生産学科を 100 人から 75 人に減じ、医療情報学科を 70 人から 80 人、社会福祉学科を 60 人から 75 人に増員した。今後もより適正な入学定員充足率となるよう努める必要がある。理学療法学科において 1.22 と超過している事態については、学科内で入学辞退者の予測精度を高めることが確認されたものの、令和 6 年度入学者選抜においては入学定員充足率が 1.21 であり改善は見られていない。一方で、全国の地方大学と同様に、本学においても入学希望者の減少が顕著であり、本学への志向性が高い学生も減少していると推察される。その結果、合格者に占める第一希望以外の入学希望者の比率が潜在的に増加し、最終

的な入学者数の不確定要因となっている。したがって、まずは入学希望者の減少に歯止めをかけるとともに、将来的な増加を目指して、時代の変化に即した効果的な対策を講じる必要がある。

大学院に関しては、ほとんどの専攻で入学定員の充足に至っておらず、受験生確保が課題となっている。地方の私立大学ということがハンディキャップとなり、外部からの大学院入学志願者の増加が難しいのが実状である。高度職業人の育成に対する社会的ニーズの高まりに基づき、将来性のあるユニークな研究分野の活性化と学部学生の大学院進学への動機づけを強力に行うことによって、社会人の受け入れおよび学内からの大学院進学者を増加させることに注力する。特に、定員未充足の健康福祉学研究科では、大学院における学修の過程や目指す研究室の内容がわかる募集パンフレットを新たに作成し、学生募集に力を入れている(根拠資料 5-16)。また、大学院進学者への経済的支援として学費免除に関する制度を拡充するほか、大学院生を TA、RA(リサーチ・アシスタント)として積極的に雇用することにより学生確保に繋げたい。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態であるが、学科により入学定員充足率の超過や未充足があるため、適正に定員管理できるよう対策を講じる必要がある。また、今後は減り続ける 18 歳人口への対応が最重要課題となる。

学生募集に関しては、引き続き高校生やその保護者(保証人)、高校の進路担当教諭の本学への関心と評価を高めるために、教育成果を一層高めるとともに、オープンキャンパスや高大連携事業、出張模擬授業を充実させる。また、入学志願者の利便性を考慮し、WEB 出願のような入学者選抜におけるインターネットの活用や入学検定料や学費の減免制度の導入など入試の多様化や広報の充実に努める。

また、大学院に関しては、多くの専攻で入学定員の充足に至っておらず、学部学生の大学院進学への動機づけを強化するとともに、特色ある研究分野の提示や経済的支援の拡充を通じて、大学院の魅力を強力に発信し社会人を含めた受験生の確保に努める必要がある。

## 第6章 教員・教員組織（本文）

評定：S・**A**・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

#### <評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

#### ※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

#### <大学として求める教員像の設定>

本学は、5学部8学科4研究科7専攻で構成され、食・医療・福祉・健康・教育の領域における専門職の養成にその特色を有する。本学の学生は、卒業後専門職として我が国の少子高齢社会で活躍、貢献したいという明確な目的意識を持って入学してくる。したがって、本学の教員は、建学の精神である「自利利他」を理解し、学生の学修意欲を喚起し、学生の目的達成に向けて学生に寄り添い、苦楽をともにすることに喜びをもって接することのできる人材であることが求められる。これらは、高崎健康福祉大学が求める教員像および教員組織の編成方針に示されている(根拠資料 6-1)。

#### <各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示>

各学部および研究科においては学科・専攻ごとに、それぞれの人材養成の目的を踏まえて教員組織の編成方針を定め、グループウェア等を用いて所属教員に周知している(根拠資料 6-2-1～6-2-15)。さらに本学の教員の服務・勤務・倫理をはじめ委員会組織やその編成

などについて、教員マニュアルにとりまとめ教職員に周知を図っているところである(根拠資料 6-3)。

例えば医療情報学科の編成方針では、大学設置基準や「診療情報管理士」養成校として求められる専任教員の確保、健康・医療と情報に関わる複合的・学際的領域において必要とされる知識・技能を教授できる専任教員の確保、さらに学科の持続的発展を維持するためバランスの取れた年齢構成をめざすことを定めている。その前提として、大学教員として専門分野における学術上の最新の知識と技能を常に探求し、それを学生に理解できる教育方法で伝達する能力が求められる。さらに各学科が養成する食・医療・福祉・健康・教育分野の国家資格や認定資格の養成に必要な専門性も、採用時には考慮される。

教員の職位および教員の選考等に関わる手続については「教員資格基準」、「大学院教員資格基準」、「教員選考規程」に示している(根拠資料 6-4～6-6)。

学科の教員編成の責任はまず各学科の長にあるが、「評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。」(後述)にあるように、新規・欠員教員の募集・採用と所属教員の昇任は最終的には学長の責任において行われている。

例えば理学療法学科において、令和元年に退職予定の教員が判明したときは、「2.保健・医療に関わる学際的・複合的領域において必要とされる知識・技能を教授するため、これらの専門領域に精通し、豊かな経験を有する教育能力の高い専任教員を確保する。」という編成方針に基づき、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」が指定する分野構成を考慮しつつ、採用する教員の専門性や職位を設定し、公平性を鑑み国立研究開発法人科学技術振興機構の運営する JREC-IN Portal へ求人情報を公開して公募を行い、複数の候補者の中から業績評価、面接などを経て高い専門性と優れた指導力をもつ教員の採用に繋がった。

このように各学科で設定した教員組織の編成方針は、食・医療・福祉・健康・教育分野のそれぞれの専門家を養成するという本学の目的を達成するに十分なものであり、本学の理念・目的に沿って教育研究の諸活動を行っていくという観点から適切である。またこれらの方針は、「教員資格基準」、「大学院教員資格基準」、「教員選考規程」として明示されており、学内のグループウェアを通じて共有されていることから適切であると評価できる。

#### <大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

本学各学科は、教育目標、人材養成の目的に基づいて構成している教育課程を忠実に実行する責任を負っている。本学 8 学科中、健康福祉学部社会福祉学科・健康栄養学科、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科・理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科の教員ならびにその教員組織は、文部科学省の定める大学設置基準と厚生労働省の定める各種養

成施設の設置基準をそれぞれ満たす教員で構成されている。また、健康福祉学部医療情報学科、農学部生物生産学科についても、その編成する教育課程における専門分野の科目の担当教員は研究の専門性とその業績を考慮して配置されており、学生の教育研究指導に相応しい教員組織となっている。

大学院各研究科においても、大学院設置基準および学際分野における必要教員数を満たす教員数を適切に配置している(大学基礎データ表 1)。

以上のように、本学の各学部・研究科の専任教員の配置については、基礎データ表 1 と基礎要件確認シート「17.設置基準上必要専任教員数の充足」の通り適切に対応している。

### <適切な教員組織編制のための措置>

#### 1)教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性

学科・専攻ごとに人材養成の目的を達成するために、大学設置基準等で求められる教員数を満たしたうえで、各学科・研究科の教員組織の編制方針で各領域に精通し豊富な経験を有していることなどを規定している。例えば、子ども教育学科においては、大学設置基準上必要な専任教員 10 人(うち教授 5 人)に対して、30 人(うち教授 14 人)となっている。また、保育所・幼稚園・諸学校等で教育実践に携わって実績を重ねてきた教員を確保している。

#### 2)各学位課程の目的に即した教員配置

ほとんどの専門科目については、専任教員が担当している(大学基礎データ表 4)。専任教員の採用にあたっては、担当科目等を明示して募集を行っているため各学位課程の目的に即した教員配置を実現している。

#### 3)教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

教育上主要と認められる授業科目については、その科目に関連する実務経験や研究業績を鑑み適正な教員を配置している。例えば理学療法学科では、理学療法士養成に関わる主要な科目(スポーツ理学療法学や内部障害系理学療法学など)には、実務者として実臨床において患者治療の経験がある、それに関する研究業績を持っているなどを考慮して担当教員を配置している。

#### 4)研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

教育目標、人材養成の目的に基づいて構成している教育課程に関連する研究分野を専門とする教員が配置されている。研究業績や研究指導能力を「大学院教員資格基準」に照ら

し合わせ、当該科目を担当するに相応しいか審査を行い、適切に教員が配置されている(根拠資料 6-5)。

#### 5)教員の授業担当負担への適切な配慮

各教員の担当科目数、担当委員会、学科運営業務等については、各学科の教務委員や学科長が管掌している。なお、学科により教員数が異なるために、教員が少ない学科においては 1 教員が複数の委員会に所属せざるを得ないなど、負担を均等にすることが難しい場合もある。カリキュラム変更による担当科目増加など一時的な負担増が生じた場合は、委員会業務や学科業務を調整することで教員の負担軽減を図っているものの、十分ではない可能性がある。また大学院は、学部担当教員が兼任している場合が多いが、負担増が適切な範囲になるように調整を図りつつ、増加分に応じて別途手当を支給することで対応している。

#### <教養教育の運営体制>

学部の共通教養科目は教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群に分けられる。これらは各学科から選出された教員で構成される全学教務委員会教養科目専門部会において、カリキュラム編成および実施にあたって必要な事項の審議を行っている(根拠資料 6-7)。開講科目や担当者等は教養科目専門部会の審議を経て、全学教務委員会および教授会を通して承認を得ている。

共通教養科目には、特定の学科に所属する教員がその学科の専門領域を生かして担当している科目もある。例えば医療情報学科教員は、所属学科の専門科目に加えて他学科のコンピュータ科目を担当している。これは、主要な科目については専任教員によって責任ある教育を展開するという方針に基づくものである。一方、外国語科目が多いリテラシー科目群については、関連した経験が必要な科目も少なくなく、非常勤講師を招聘し対応している。

以上のように、大学全体および学部・研究科ごとの専任教員として基準よりも多い人数を配置していること、教員組織編成方針が明確であること、各学科が養成する専門家に関係する科目も含めた教養教育の運営体制が明確であることから、大学としての教員組織の編制は適切であるといえる。

- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

本学は、人間発達学部心理学科の認可申請書を令和 6 年度に文部科学省に提出し、認可された。令和 8 年度より、改正大学設置基準に則り基幹教員制度への移行を予定している。

本報告書作成時点で他大学または企業等の人材を基幹教員として任用しておらず、今回は評価の対象外となる。

- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

本学の職員は、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」（根拠資料 6-8）に則り、所属する部署の職務を監督者の指示監督の下業務として実施している。所属する部署を越えた職務には、委員会やプロジェクトチーム等で柔軟に対応している。

大学運営等教育研究以外の活動は、教員と職員が対等な立場で参画する委員会を基盤として展開されており、それぞれの規程の下に、かつ毎年策定する各委員会の活動方針に則り教員・職員が連携して業務にあたっている。

- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

令和7年度より「授業指導補助者(TA、SA)規程」を制定し、教員と指導補助者の役割について明文化している。また、講義、演習、実験といった種別単位でも指導補助者の役割が細分化されており、担当する教員の指示の下、それぞれ授業実施前に確認がなされている（根拠資料 6-9）。

#### 評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

##### <評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

##### <教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

教員の採用および昇任等の手続やその運用については、「教員資格基準」および「大学院教員資格基準」ならびに「教員選考規程」に則って、厳格に行われている(根拠資料 6-4～6-6)。

募集および採用については、教授・准教授・講師・助教・助手に欠員あるいは増員の必要が生じた場合、募集活動を開始する。学部等において選考会議を行い、その選考結果に基づいて採用候補者を学部長が学長に内申し、学長は理事長に推薦する。理事長は採用選考審査会を設置し、採用選考審査会は、推薦された採用候補者について書類審査や面接審

査等を点数化した順位付けを行ったうえで、審査結果を理事長に報告し、理事長が採用者を決定する。

昇任については、学部等において選考会議を行う。その際に、毎年提出される学生による授業評価アンケート結果やティーチングポートフォリオの要素を含んだ「自己評価・申告表(教員活動状況調査票)」、教育実績、学会活動、社会活動、大学運営上の貢献度等を評価するとともに、「教員選考規程」および各学科が独自に定めている教員昇格内規等に照らし、昇任が妥当であるかを判断する(根拠資料 6-10-1～6-10-2、6-11)。

その選考結果に基づいて学部長が学長に内申し、学長は理事長に推薦する。理事長は、昇任が必要と判断した場合に大学運営協議会に審査を付託する。大学運営協議会は昇任の可否について審査し、審査結果を理事長に報告する。

これらのことから教員の募集、採用、昇任等は公正かつ適切に行われているといえる。

#### <規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

令和 6 年度に行われた募集・採用の人事案件は 9 件あり、昇任人事は 20 件あった。全ての事案において、上述の規程の通りに、採用選考審査会および大学運営協議会の審議を経て理事長に報告され、最終的に理事長の決裁により決定されており、規程に沿った人事を行っている。

- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

##### 1)国際性、男女比

外国人教員は 2 人と少ないながらも英語教育や国際交流事業の学部横断的推進に貢献している。学科の特性によりそれぞれ異なるが、専任教員の男女構成は大学全体としては男性 60.4%、女性 39.6%で極端な偏りはない(根拠資料 6-12)。

##### 2)特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

十分な研究業績を背景として若手教員の研究を指導でき、かつ学科運営に指導的役割を發揮できるベテラン教員、教育と研究の遂行にバランス感覚の優れたミドル層の教員、旺盛な研究意欲を有し学生とのコミュニケーションに優れた若手教員で構成している。さらに、すべての年齢層で多くの教員が実務経験豊かで現場事情に精通している(大学基礎データ表 5)。

### 評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

#### <評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
  - ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
  - ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
  - ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。
- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

#### <FD 活動の組織的な実施>

本学における FD 活動は、教育研究理念の達成に向けて教育の質的向上を図るために組織的に取り組んでいる。教員と職員で構成する FD・SD 委員会が中核となりその運営を行っている。各学科・専攻から選出された教員は、委員会が中核となる FD 活動に加え、それぞれ学科・専攻個別の FD 活動を展開している(根拠資料 6-13)。

全教職員を対象とした FD 活動は FD・SD 委員会の活動方針報告書に基づき、毎年度に 2 回以上計画し実施している。研修のテーマは、FD マップを用いることで、テーマ領域からバランスよく選定できるよう努めている(根拠資料 6-14、6-15)。FD 活動の様子を後日オンデマンド配信することで、授業や出張等で参加が叶わなかった教員に対しても共有を図っている。各学科・専攻の FD 活動においても、FD マップの活用を推奨しており、より系統的・計画的な研修の実現を図っている。

また、同じ学科の教員がお互いの授業に参加して感想や授業がよりよくなるような建設的な意見の交換を行う相互授業参観の取り組みも行っている。

これら FD 活動は、出席簿やアンケートなどを通じて参加率の集計を行い、教授会等でその実施結果を報告している。実施内容や適切性については FD・SD 委員会にて検証を行っている。令和 4 年度より学科・専攻個別の FD 活動の報告・記録様式を統一した(根拠資料 6-16)。学内で実施した FD 活動を FD・SD 委員会が把握することで、他の学科・専攻の活動状況を次回の検討材料として提供できるような体制を整えている。

以上のように、FD 活動は適切に実施しており、その詳細は基礎要件確認シート「18.フアカルティ・ディベロップメントの実施」の通りである。

また、授業内容と教育方法の改善に資することを目的として、履修者 5 人未満の科目を除く全科目で共通の授業評価アンケートを実施している。LMS を使用して実施しており、学生による評価に対して担当教員からコメントを返している。授業アンケートは、授業の

改善と教員の資質向上に関わるフィードバックとなっている。アンケート実施期間中は、担当教員と履修者は回答内容を随時確認することができる。回答内容の集計結果は図書館にて保管しており、学期単位で教員および学生が閲覧できるようにしている。さらに、令和元年度からは、大学ホームページ公表情報サイトで、同アンケートの全体集計結果を公表している(根拠資料 6-17)。このように、担当科目以外の集計結果も確認できる環境を整えて、教員の授業改善に役立てている。

**・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。**

**<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>**

本学教員の教育活動、研究活動、社会活動等の成果は、教員業績管理システムに各教員が登録することとなっており、登録された成果は教員紹介として大学ホームページにも掲載している。また『高崎健康福祉大学紀要』に掲載し、国内の大学・研究所等に冊子として送付するという形で学外に周知している(根拠資料 6-18)。

**・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。**

教育活動、研究活動、社会活動等の教員評価については「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」に基づき、自己評価・申告表による自己評価を平成 19 年度より毎年度実施している(根拠資料 6-10-1~6-10-2、6-11)。この自己評価・申告表は「教員評価実施基準」に基づき、教育活動・研究活動・大学運営活動・社会貢献活動・特記事項の 5 項目で構成している。教員自身が項目ごとに 5 段階評価を行い、各学科長の一次評価を経て、学部長の二次評価を以て実施している。この評価は教員の意識を高めるとともに、教員の昇任に際し各学部からの推薦基準として勘案されている。

さらに各教員の教育実施内容を把握したうえで、ベストティーチャー賞の選定を行っている(根拠資料 6-19)。

このように教員の教育能力を高めるための FD 活動は非常に活発であり、授業評価アンケートや教員の相互授業参観等を通じた教育改善の取り組みも多く行われており、教員が自らあるいはお互いに教授し合うことで教育・研究力を高めている。さらに、研究と社会活動が大学はもとより個人においても活発であること、それらを定期的に自己点検していることから、適切であるといえる。

**・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。**

令和 7 年度より、「授業指導補助者(TA・SA)規程」に則り、対象者には大学より動画、

マニュアルを閲覧、精読するように指示している(根拠資料 6-9、6-20)。

#### 評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

##### <評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

各学部・研究科では、カリキュラムの変更・改訂ならびに担当者の変更など、現状の教員組織や教育体制を変更する必要がある場合、各学科・専攻での会議において現状の把握と問題点の抽出、およびその対応について協議を行うこととなっている。また、大学運営協議会では、学科・専攻より報告を受け、教員人事について検討される。例えば、平成30年度の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の改定の際は、カリキュラムの改正や実務経験を考慮した科目担当の再配置、学外臨床実習担当者の選出、業務量のバランスを勘案した委員会担当の調整など、教育目的を達成するための教員組織の柔軟な変更を行った。教員組織の適切性の評価の一環として、各学科から国家試験対策等の実施状況や実績を定期的に教授会に報告し、担当教員の配置、有効な教育方法やツールの利用方法などの情報の共有化を図っている(根拠資料 6-21)。国家試験合格率などを見れば、こうした取り組みが教員組織の適切性を維持しつつ、教育効果を上げていることが分かる(根拠資料 6-22)。また、各学科、組織で毎年実施・作成している自己点検・評価シートは教員組織の適切性を確認するのに役立っている(根拠資料 6-23)。

内部質保証会議基準別 WG6(教員・教員組織)は、認証評価での指摘事項への対応と併せ、各学科、組織のまとめた自己点検・評価シートをもとに、毎年度全学的な点検・評価を行い、その結果を内部質保証会議に報告する。内部質保証会議は、基準別 WG からの報告・提案を協議し、改善策等対応を大学運営協議会に提案する。大学運営協議会は提案について検討した結果を指示事項として各学科等に通知し、各学科等さらに全学での見直しというプロセスを経る(根拠資料 6-24)。

教員は基本的には所属する学部における教育が主体となるため、教員組織の点検改善は学部および学科に任される部分も大きい。例えば、薬学部では薬学部研究発表会、保健医療学部看護学科では教員の相互授業参観、人間発達学部では学生による子ども教育学科活力向上委員会での活動など、各学部の事情に即した教員組織の点検が行える活動が活発に行われている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学は、食・医療・福祉・健康・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきている。法令で定められた教員数を確保するとともに、実務経験や研究実績を有する優れた教員を配置している。さらに指定科目の運営にとどまらず、学生の将来の実現に向けて資格取得を支援するなど、本学の教員組織の体制は適切であると評価できる。またこれまで研究活動や社会活動に偏っていた自己評価・申告書について、ティーチングポートフォリオの要素を包含させることで、学生教育能力の向上について教員がより関心を持って取り組めるようになったことは高く評価できる。各種国家試験等の合格率が全国トップクラスを達成するようになったことは、これらの教育に関わる活動の結果を反映するものであり、各学科の教員組織が有効に機能していることを裏付けている。

### <問題点>

学内の諸課題に対応するため数多くの委員会が編成されているが、新たな課題に対応するために今後も増える可能性がある。そのような状態で、構成員が多い学科と少ない学科とでは一人の教員が担当する委員会数に差がある。教員の負担に偏りが見られる点は、今後教員組織の改善のためにさらに検討が必要な課題である(根拠資料 6-25)。また教員組織の適切性を測るために、国家試験合格率以外の指標を設定することも今後の課題である。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、食・医療・福祉・健康・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきた。最近の各種国家試験等の合格状況や就職内定状況は、各学科の教員組織が有効に機能していることを明確に表している。これらの成果は教員の熱意に負うことも多く、他者の喜びを自己の喜びとするという健大精神「自利利他」が教員に浸透している表れといえる。また、多くの研究成果や社会貢献の実績は、現在の教員および教員組織が、本学に地域や社会が要請する役割を果たしていることを示している。これを維持・強化するためには、欠員教員の補充を図るばかりではなく、時代の要請によりマッチし高度な能力を持つ教員の採用や柔軟な組織の改革、いわば教員組織のアップデートが必要不可欠である。さらにすでに在籍する教員にあっても、大学、学科、個人のレベルにおいて FD 活動を活用し自己のアップデートに切磋琢磨して取り組むことが望まれる。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

## 第7章 学生支援（本文）

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

#### <評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

#### [修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

#### [修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

#### [生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

#### [進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

#### [その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

#### [学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

**・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。**

本学では明示された「学生支援に関する方針」（根拠資料 7-1）に基づき、修学支援、生活支援、進路支援を担当する部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、学生支援を行っている。学生支援の担当組織・部署として、後述のように「学習支援センター」「国際交流センター」「障がい学生支援委員会」「学生委員会」「危機管理委員会」「保健衛生委員会・感染症対策委員会」「保健室」「健康管理センター」「カウンセリングルーム」「キャリアサポートセンター」「教職支援センター」が設置されている。いずれも教員と職員がよく連携し適切な支援を行っている。例えば、学生委員会は各学科から選出された教員と、担当部署である教学部の職員で構成され、教員は学園祭や体育祭などの直接的な支援や指導を担当し、職員は事務手続き等について支援を行っている。また、大学生活のあらゆる問題に対してきめ細かな指導が行き届くよう学年担任教員を配置しているほか、教員が全学生を少人数ずつ担当するアドバイザー制度を設けている。アドバイザーは、学生の最も身近な相談窓口として、科目履修や単位修得などの学習分野、就職活動や進学等の進路分野、学生生活における悩みなど、幅広い相談に応じている（根拠資料 7-2,p10）。

**・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。**

学生支援を担当する部署での専門的能力や経験を有するスタッフの配置状況は以下の通りである。

**【学習支援センター】**

センター長（教授）以下、職員（元高等学校教員 7 人；数学担当講師、日本語作文担当講師、化学担当講師等）

**【国際交流センター】**

センター長（教授）以下、コーディネーター 2 人

**【保健室】**

保健師 2 人

**【カウンセリングルーム】**

心理カウンセラー（臨床心理士・公認心理師） 1 人

**【キャリアサポートセンター】**

センター長（教授）以下、職員 6 人（うちキャリアカウンセラー 3 人）

**【教職支援センター】**

センター長（教授）・副センター長（教授）以下、校長・園長職経験者の教職指導主事 3 人、教員採用試験対策支援員 3 人

#### 【ボランティア・市民活動支援センター】

センター長（教授）以下、ボランティアコーディネーター 2 人（1 人は社会福祉士・日本ボランティアコーディネーター協会有資格者）

#### ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する情報はホームページ上に公表するとともに、履修ガイドや学生生活ハンドブックに記載して入学時のガイダンスにて説明している。また、学生ポータルサイトでは、奨学金ほか学生生活に必要な情報などの提供も行っている。さらに、全入学生が集まる「新入生交流イベント」の会場で、各センター等の担当者が支援内容や利用法などについて新入生に直接詳しく伝えている。これらの支援は各委員会（全学教務委員会、国際交流委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、教職支援センター運営委員会など）により企画・運営されており、所属する各学科の担当教員や事務職員は、日々学生と接する中で、必要な支援を学生が容易に受けられるよう情報提供や学生指導に努めている。

#### 【修学支援（学習面）】

学生の修学支援は入学前教育から始まり、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、という大きな枠組みのなかで行われている。第 4 章で述べたように、教育に関する基本的事項は各学部の教務委員会で協議・対応し、大学全体で調整が必要な事項については全学教務委員会で協議・対応している。また、学生の基礎学力向上を支援する学習支援センターが設けられており、理数系科目のリメディアル教育および文章理解・文章作成能力の向上支援、さらに日々の学習に対する相談や支援を行い、学生が自律的に学習できるよう促している。英語、数学、化学、物理などの授業では、学習支援センターの協力のもと学生の習熟度に応じた少人数教育を実施している。他にも教職支援センターでは教育職・保育職を目指す学生への実習に関する支援が、国際交流センターでは国際交流事業にかかわる事務手続きや英会話練習の機会の提供（グローバルカフェ）等が行われている。

#### ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

本学では、学生の基礎学力養成をバックアップし専門科目への移行をスムーズにする目的で学習支援センターを設置しており、学習上の様々な悩みに対応している（根拠資料 7-3）。学習支援センター長（教学部長が兼務）のほかに、スタッフ（数学・国語等の高校

教諭経験者で専門的能力を有する者）、非常勤スタッフ（作文、化学、生物、物理担当の専門的能力を有する者）を配置し、月～金の週5日開室している。

各学科ではそれぞれのカリキュラムにおいて、専門科目の基礎や導入となる科目を設けている。例えば、医療情報学科では1年次必修科目である「数学基礎Ⅰ」を習熟度別に開講している。また健康栄養学科及び生物生産学科では同じく1年次に「化学基礎」を開講している。これらの科目では、必要な基礎学力が不足している学生を対象に、学習支援センターが学力の引き上げを目的とした補講や個別支援を行い、さらに、自律的な学習へ向けて日々の学習に対する相談や支援を行っている。令和6年度の学習支援センター利用者数は自学自習者も含め年間延べ約4500人、補講参加者数は年間延べ約200人（令和6年度は数学が開講されなかった。令和5年度の数学受講者は約300人）である（根拠資料7-3）。また、学習支援センターで実施している非常勤スタッフによる作文の添削指導は、大学で求められるレポートの組み立て方や分かりやすい文章を書く技法を学ぶ機会となっている。学習支援センター利用者の満足度については、令和4年度、令和5年度、令和6年度の「学生生活・満足度調査」において質問項目を設けて確認している。「とても満足している」と「だいたい満足している」の回答の合計は、それぞれ84.0%、82.4%、84.9%となっており、高い満足度が示されている（根拠資料7-4-1～7-4-3）。調査の結果も合わせ、全体としてみると本学の学生の習熟に応じた補修・補充教育は適切に実施されている。

また、各学科は総合型選抜、学校推薦型選抜による入学予定者を対象に、独自の入学前教育を実施している。実施回数は学科で異なるものの、全学科において複数回に渡って実施することで大学教育へのスムーズな移行を促している（根拠資料7-5）。

他に、学生の自律的な学びを促す正課外教育として、英語学習を深めたい学生に対し、英語検定等の対策教材の提供や、国際交流センターが主催する「グローバルカフェ」やネイティブ教員による個別指導も実施している（根拠資料7-6）。

#### ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

##### <障がいのある学生の修学支援>

本学では、本学に入学を希望する、また在籍する障がいのある学生（障がいのある学生）の実態に応じた修学支援を行うため、障がい学生支援委員会を設置し、「障がい学生支援委員会規程」を整備している（根拠資料7-7）。委員会は各学科・部署の教職員で構成され、原則として毎月1回開催し、障がいのある学生の支援の現状について情報交換を行うとともに、対応中の学生について、より良い支援策の検討を行っている。なお、令和6年度における支援障害学生数（大学に支援の申し出があり、かつ何らかの支援を行っている学生）は14人となっている。

令和 6 年 4 月より私立大学においても障がいのある学生への「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受け、同年 4 月 1 日に「高崎健康福祉大学における障がい学生等の教育支援に関する基本方針」を策定し、障がいのある学生への支援に関する基本的事項を定めた（根拠資料 7-8）。

障がい学生支援に関する知識の習得と対応力の向上を目的に、教職員を対象に年 1 回の「合理的配慮に関する SD 研修会」を開催している。令和 6 年度は「発達障害等のある学生への合理的配慮の実践事例」をテーマに、外部講師による研修を実施し、教職員 156 人が参加した（根拠資料 7-9）。

発達障害・精神障害などメンタル面で特別な支援を必要とする学生は、対応が難しいのが実情である。支援の申し出があったケースについては、アドバイザーや委員が授業や試験での配慮、学外の実習先への配慮依頼等の調整を行い、具体的な支援を行っている。さらに学内のカウンセリングルーム・学習支援センター・保健室との連携だけでなく、学外の医療機関や就労支援機関との連携により、卒業・就労に繋がるように支援を行っている（根拠資料 7-10）。

一方で、配慮や支援を必要としていながら申し出がない学生は顕在化せず、十分な支援が行き届いていない可能性がある。潜在的な実態を把握するため、令和 6 年 4 月～5 月に「こころの健康調査」を実施し、その結果を教授会で共有した（根拠資料 7-11）。調査は無記名で実施したが、全学生の 98.6%にあたる 2788 人から回答が得られ、そのうち 51 人（約 2%）が「こころの問題により修学上の困難や不安があり、具体的な支援を希望する」と回答していた。この人数は、実際に支援を受けている学生 14 人を上回っている。修学状況や成績などを踏まえて各学部・学科で支援の必要性を検討しつつ、カウンセリングルームや保健室など関係部署と連携し、適切な支援の提供に努めたい。

#### <留学生の修学支援>

正規および短期留学生の修学支援については国際交流センターを中心に行っている。留学生の学生生活に関する相談や学習相談、出入国管理法等に関係する手続の支援など幅広い。本学は国家試験受験というハードルがあるため、正規留学生の入学は多くないが、これまで 2 人の国費留学生と 6 人の私費留学生の入学実績がある。

留学生の日々の修学支援は、専門的な知識と経験を有する国際交流センター職員があたり、日本人一般学生との交流プログラムなどを通じて日本語の習得機会を提供している。これらの交流プログラムについてはホームページで紹介している（根拠資料 7-12）。また、国際交流センターには日本語教員の有資格者を配置しており、留学生の日本語や日本文化・習慣等の修得を支援している。

- ・ **学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。**

まず、成績不振者に対する支援について述べる。前期、後期それぞれの成績が確定した後、累計の GPA が 1.5 未満の学生を抽出し、アドバイザーによる面談を実施している（根拠資料 C1-1～C1-5）。面談時には、就学意欲の確認、学習方法の確認、学習時間の確保に向けた指導などを行い、次学期の履修指導も行っている。さらに半期の CAP(上限単位)を 4 単位減じることで、授業外学習時間が過大になることを防ぎ、必修単位を中心に必要とされる科目で十分な成績を取められるように調整している。なお、本人の希望とアドバイザーによる面談の結果、無理のない計画であると判断した場合、通常の上限単位での履修登録も可能である。ただし、3 期連続で学期 GPA が 1.0 未満である学生には、アドバイザーとの面談で就学意欲が著しく低下していると判断される場合は、状況に応じて退学勧告を行っている。

次に留年者と休学者に対する支援である。各学科の定員に対する令和 3～5 年度の退学率は 1.3%～1.4% で高くはないが、留年者数、休学者数を少なくする努力が望まれるところである（大学基礎データ表 6、根拠資料 7-13）。

留年者の把握と対応については、各学科が進級要件を満たしていない学生を確認し、アドバイザーが当該学生と十分に話し合い、各教授会で審議し留年を決定する。留年が決定した学生に対しては、アドバイザーが翌年の修学計画を指導し、学期中も定期的に修学状況を確認している。なにより単位未修得による留年が発生しないように、各学科で中間試験や出席状況について把握に努め、アドバイザーによる指導等を通じて対策を講じている。

休学を希望する学生の状況については、アドバイザーが学科責任者とともに把握し、個別に対応している。休学する学生には、その前に授業への出席率が悪化するなどの兆候が見られるため、各学科で必修科目を中心に学生の出席状況を教科担当者が常に把握し、欠席が目立ち始めた学生については学科会議で報告し、アドバイザーが早期に対応するなど状況把握と対応に努めている。やむを得ない場合は、保証人の了承を確認し、各教授会で審議・承認し、「高崎健康福祉大学学則」第 29 条・30 条および「休退学・転学科に関する規程」に沿った手続を取っている（根拠資料 C1-1, 7-14）。

退学希望者への対応は以下の通りである。本学は資格や免許の取得という目的意識をもって入学してくる学生が多いこともあり、過去 3 年間の全学の退学率（全学生数に占める退学者数の割合）は 1.3%～1.4% である（大学基礎データ表 6）。退学理由の主なものは「進路変更」および「就学意欲の低下」となっている（根拠資料 7-15）。退学を希望する学生の状況把握についても、アドバイザーが各学科の学年担任や教務委員等とともに、個別に対応している。休学のケースと同様の兆候が見られるため、学生の出席状況を学科会議で共有し、アドバイザーが早期対応に努めている。やむを得ないと判断した場合は、保証人の了承を確認し、各教授会で審議・承認し、「高崎健康福祉大学学則」第 33 条および「休退学・転学科に関する規程」に沿った手続を取っている。

最後に転学科制度について述べる。在学生から、在籍する学科の教育内容や将来の職業

目標に照らして学習計画の変更を希望する申し出があった場合には、必要に応じて転学科が検討される。本学では、食・医療・福祉・健康・教育といった広い領域をカバーする総合大学である強みを生かして、学生が新たに希望する学修内容や進路、就職先、資格等と、他学科の教育内容が合致する場合は、学生の修得単位や転学科先の卒業要件に鑑み、新たな修学計画に問題がない場合は「高崎健康福祉大学学則」第31条および「休退学・転学科に関する規程」に基づき転学科の申請を受け付けている（根拠資料 C1-1, 7-14）。転学科の可否は、前記の内容を十分に議論したうえで試験を行い、その結果を踏まえて所属学科および転学科先の教授会の議に付し、最終的に決定される。転入後は、転学科先のアドバイザーが学生の修学状況を注視し、確実に卒業・就労に繋げるよう指導している。

- ・遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

本学では教育の多様化や情報化に対応するため、全学生にノートパソコン等の情報端末を所持するよう求めている。国の修学支援制度や学内外の各種奨学金制度等の充実により、現在ではこうした ICT 機器の所有に対しての障壁はほぼ解消されており、学生間に格差は顕在化していない。自宅等で通信環境が不十分な学生もいる可能性があるため、キャンパス全体で Wi-Fi アクセスを可能にし、学生が自由に使用できる PC も多数配置することで環境整備をするとともに学生に便宜を図っている。

- ・ICT を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

COVID-19 感染拡大に対処するため、本学もオンラインの授業体制を急速に整備し現在に至っている。学生の自宅等の通信環境を整備するためのオンライン授業支援金の支給や新入生の情報端末（ノートパソコン等）購入費用の半額補助等を令和4年度まで行った。現在は LMS が整備されており、遠隔授業のインフラとしてのほか、授業等に関する質問や相談ツールとしても活用し、学生の多様な学習機会を確保できるようになっている。授業動画の視聴においては学生の学習環境に配慮し、オンデマンド型授業は学期中継続的に公開し、受講の利便性を高めている。

#### [ 修学支援（経済面） ]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

学生の修学に対する経済的支援として、授業料減免制度、学内外の奨学金制度、学費延納・分納制度などがある。

授業料減免制度には、「健大スカラシップ選抜」「一般選抜 A 日程」「既入学手続者特

待生選抜」「地域枠選抜」の成績優秀者を対象とした授業料減免、兄弟姉妹に本学の同窓生・在学生在がいる受験生に対する入学検定料免除（全員）や入学金全額免除（入学者のみ）、授業料半額免除（兄弟姉妹が在学中の者のみ）を行う「兄弟姉妹支援制度」がある（根拠資料 7-16, p.8）。

また、学費負担が困難な学生への支援として学費延納・分納制度を設けており、学生の退学回避に努めている。

奨学金制度は、学内は高崎健康福祉大学奨学金（給付型）・高崎健康福祉大学学生支援奨学金（貸与型）を設けている。学外は日本学生支援機構奨学金や群馬県介護福祉士修学資金、財団法人河内奨学財団等の自治体、財団、医療機関、施設等から提供される奨学金が設けられている。また、外国人留学生については正規授業料の一部免除と高崎健康福祉大学奨学金の優先給付の制度がある。これらの情報は、入学希望者に対しては学生募集要項および「学生支援プロジェクト」（パンフレット）にて周知し、在在学生に対しては学生生活ハンドブックで周知している他、学生課より随時情報提供を行っている（根拠資料 7-2, p12、7-17）。

また、本学は高等教育修学支援新制度の対象機関に認定されており、世帯所得に応じた入学金減免・授業料減免・奨学金の支援がある。また、多子世帯に対する支援および理工農系支援（農学部）の対象機関でもある。

大学院生に対する学内の経済的支援として、高崎健康福祉大学奨学金（給付型）を設けている。また、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する「長期履修制度」がある（根拠資料 7-18）。この制度による学費総額は標準修業年限で修了した場合と同額である。

### 【生活支援】

#### ・学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制については、カウンセリングルーム、学生課窓口のほか、学生委員会、障がい学生支援委員会、危機管理委員会等に所属する教員、アドバイザー（教員）など複数の窓口を用意し、相談しやすい体制が整備されている。該当する各委員会には学生課職員が所属し、各部署が情報を共有し連携を取りながら問題の解決にあたっている。相談窓口は学生生活ハンドブックやガイダンスなどで周知されている（根拠資料 7-2, p10, p47）。

#### ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の心身の健康を支援する体制として、保健師を配置した保健室を学内 2 箇所（1 号館・5 号館）に、カウンセリングルームを 3 号館（令和 7 年度から建物名称を 11 号館に変更）に設置している。

保健室は怪我や病気に対する応急処置や健康相談業務を行っており、健康管理センターと連携して定期健康診断後の保健指導等も行っている（根拠資料 7-19）。

カウンセリングルームでは、心理カウンセラー（臨床心理士）が週 4 日学生の相談業務にあっている（根拠資料 7-20）。夏季・春季の長期休業中も開室し相談業務にあるとともに、来室に抵抗を感じる学生のために電話およびメールでの相談にも応じる態勢をとっている。しかし、現状ではカウンセラーの人数や開室時間に限りがあるため、学生からは希望する日時に相談予約が入れられないと不便を訴える声もある。

来室が難しい学生にはこれまで電話相談を案内してきたが、昨今の傾向として電話に抵抗を感じる若者が多く、遠隔での相談の必要性の割に利用者が少ない印象である。一方で Zoom 等を用いたオンラインカウンセリングについての問い合わせは学生だけでなく保護者からも来ており、今後ニーズが増えていくと予想される。学生にとって身近なツールを用いることで、なかなか来室に至らなかった学生にも支援を差し伸べられるようになることが期待できるため、早急に環境を整えていく必要があると考える。

学生の保健衛生への配慮については、保健衛生委員会を組織し感染症の対策等に取り組んでいる。附属クリニック（併任学校医）による健康診断および医療の提供や、健康管理センターによるデータ管理を行っている。本学の多くの学科のカリキュラムには、医療機関、福祉系施設、教育機関での実習が組み込まれているが、実習に必要な抗体検査、ワクチン接種等を健康管理センターが確認し、附属クリニックで接種できる体制を整えている。また健康管理センターでは、学生のワクチン接種履歴を管理し、実習施設から各種ウイルス抗体価やワクチン接種履歴を要求された場合、本人または保証人を通じて迅速に提供できる体制を整えている。

感染症対策は保健衛生委員会が附属クリニックと連携して、近隣の感染状況や社会状況に関する医学的、社会的根拠を収集し、必要に応じて大学、学生に情報提供する体制をとっている。感染拡大時の休講措置等の判断にも寄与している。

その他の健康対策として、本学では「キャンパス内禁煙化」を実施している。学生の健康維持・増進のため大学敷地内すべてを禁煙とし、禁煙の啓発に努めている（根拠資料 7-21）。また、本学は健康・体力の保持増進を目的にフィットネスルームを設置し、学生・教職員に施設の積極的な利用を促している。

学生の防犯・安全への配慮および啓発については、1 年生全員を対象に実施する新入生ガイダンスにおいて、高崎警察署が作成した動画を活用し、注意喚起と意識向上を図っている。動画内容は、各種勧誘、一般犯罪、薬物、性犯罪等に関するものである。また、防犯・安全に関する情報について随時学生ポータルサイト、学内掲示板（電子掲示板含む）でも周知している。

- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係の構築につながる措置（学生の交流の機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

本学では、学生生活がスムーズに行えるようにカリキュラムや大学生活等に関する説明などを行うフレッシュマンキャンプを入学時に学科別に実施している。このイベントは新入生同士あるいは引率する先輩との交流も目的としており、レクリエーションなどを通じて交友を深めている。また、学生の自治会である学友会が中心となり、部活やサークルの管理、体育祭や大学祭その他の大学行事を企画・実施し、学科を越えて学生交流を行う機会を確保している。

#### 【進路支援】

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

##### <キャリア教育の実施>

本学では、進路選択に関わるキャリア教育を初年次から実施している。1年次には「基礎教養ゼミ」において自己表現力や社会人基礎力を養成するとともに、キャリア形成支援の経験が豊富な教員による「キャリア形成論」の講義を通して、個々の学生が自らのキャリア形成に対する意識を醸成できるよう支援している。また、3年次（薬学部は5年次）には「キャリアアップ講座」を開講し、現場経験の豊富な専門家による職業関連の講演や、卒業生による実体験に基づく講話・アドバイスを聴講する機会を学科別に設けている（根拠資料 7-22）。さらに、各学科では、現場を実体験できる複数の学外実習やインターンシップをカリキュラムに組み込み、学生が在学中に専門分野に関する多様なキャリア体験を積めるようにしている。

##### <学生のキャリア形成支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備>

学部学生の就職に関する事項を統括するため、キャリアカウンセラーを含む職員で構成するキャリアサポートセンターを設置している。同センターにはキャリアカウンセラーが常駐し、学生がいつでも相談できる体制を整えている（根拠資料 7-23）。また、各学科の教員と職員で構成されるキャリアサポート委員会を組織し、各学科の専門的教育に並行して、学生の職業意識および社会貢献意識の涵養を主たる目標とした就職支援を全学的な体制で実施している（根拠資料 7-24）。

##### <進路選択に関わる支援やガイダンスの実施>

キャリアサポートセンターでは、就職活動の第一歩として、学部ごとの就職対策スケジュールに沿い、進路ガイダンス、自己分析、外部講師による講演、就職模擬試験、就活体験談など、多彩な就職講座を実施している（根拠資料 7-25）。

本学では、就職支援総合サイト「健大キャリアナビ」を導入しており、求人情報の検索、インターンシップ情報の提供、説明会情報の閲覧、OB・OGが残した面接内容をまとめた活動報告の閲覧などが可能である。これらを活用することで、就職活動のさまざまなヒントを得ることができる。一方、センターでは学生の内定状況やシステム利用状況を把握することができるため、学生と大学の双方にとって有用な就職支援システムである。また、相談面談・書類添削・模擬面接やそれらの申し込みについてはオンラインで対応できる体制を整えている。

筆記試験対策として、SPI 対策講座、公務員試験対策講座、小論文添削指導を実施している（根拠資料 7-26、7-27）。また、令和 3 年度には撮影スタジオを開設し、企業による就職説明の録画等を行ったほか、対面で実施した就職講座や就職説明会のオンデマンド視聴に対応できる環境を整備した。さらに、センター内にはオンライン防音ブースを設置し、オンライン面接に活用している。

教職志望者に対しては教職支援センターが中心となって就職対策を行っており、教職・幼保職支援に豊かな経験を持つ教職指導主事 3 人と教職支援員 2 人が、進路に係る相談・指導の充実を図ると共に、卒業生や外部講師等を招聘して講座や演習の質の向上に取り組んでいる（根拠資料 7-28）。これらの取り組みにより、公務員や公立学校園の教員の採用も含め、高い水準の就職率（令和 6 年度の教員採用試験合格率 83%、公立保育職 13 人等）となっている（根拠資料 7-29）。

国内の大学院および専門学校等への進学を希望する学生には各学生のアドバイザーが担当し、海外への進学は国際交流センターが担当するなど適宜指導を行っている。

#### **<博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供>**

学部や修士課程、博士前期課程から博士課程、博士後期課程に進学した者については、教育経験が無い者が多く、指導教員が責任をもって対応している。教育に従事する機会を得るべく、学部の授業に TA として参加する機会を設けている。

以上のように、学生の進路選択や就職に係る支援は概ね適切に実施されている。

#### **[ その他支援 ]**

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

#### **<学友会、部活動・サークル活動等への支援>**

本学では、学生自身の自治活動を取りまとめる団体として学友会が組織されている。学友会は学生からの学友会費を資金として活動しており、大学は活動資金の一部や具体的運営について学生委員会を中心にサポートを行っている。学友会は、毎年 11 月に学友会役員

選挙で役員を決定し、4月に学生総会を開催して前年度の決算報告と当年度予算の承認を得て活動しており、活動の詳細は学生委員会に報告されている。本学には部活動・サークル団体が全部で45あり、すべて学友会に所属し、学友会や学生委員会を通じて様々な支援を受けている。施設面では体育館（2館）、テニスコート、グラウンド、フットサル場、クラブ部室等が所属団体の利用に供され、活動に必要な充実した環境が整備されている。部活動・サークル団体の活動資金は、規約に則り学友会と大学から援助されている。

毎年10月に大学祭（藤龍祭）、11月に体育祭を学友会傘下の実行委員会がそれぞれ企画、運営している。COVID-19の感染拡大期には大学祭・体育祭ともに中止されたが、令和3年度はオンラインを活用して再開され、令和4年度以降は対面実施に戻っている。

群馬県内の私立大学が共催する「群馬県私立大学スポーツ大会」にも大学として参画し、学生の活躍の場を設けている。

スケート部・バドミントン部・剣道部・準硬式野球部・水泳部（飛込）は強化指定部として、卓越したアスリートを目指す活動と修学が両立できるよう個人・部活動単位の支援に努めている。特に、スケート部については、専用のトレーニング器具の整備、群馬県渋川市にある「高崎健康福祉大学伊香保リンク」（ネーミングライツ制度により群馬県より命名権を取得）・長野県にある国際スケートリンク「長野市オリンピック記念アリーナ」（通称エムウェーブ）の活用による練習機会の確保、専任コーチ・スタッフや大学教職員による物質的、人間的なサポートを行っている。その結果、平成30年平昌オリンピックで本学所属選手が金メダルを獲得し、その後も国内大会はもとより数々の国際大会で所属選手や卒業生が優勝を果たしている。個人としてナショナルチームに選抜されるほか、チームとして女子インカレ優勝を7度、男子インカレ優勝を1度果たすなど、体育系学科を持たない地方私立大学としては著しい活躍と捉えている（根拠資料 7-30）。しかも、本学スケート部は文武両道という活動理念を掲げ、スケートでの活躍だけではなく引退後の職業人としての成功も目指しており、このことは以前メディアでも取り上げられた。

その他、学生の正課外活動を学生が支援する取り組みも行っている。イベント等でリーダーシップをとる組織として、社会福祉学科の「社会福祉学科をもちあげようプロジェクト」や看護学科の「ピアサポート」、子ども教育学科の「活力向上委員会」、オープンキャンパス協力学生による「広報研究会」、リーダー役を担う学生たちを育成し大学行事や学生生活を活性化させる目的で組織された「KPAL」（Kendai ProActive Leaders）などが挙げられる。ボランティア・市民活動支援センターでは「VSC 学生スタッフ」が、ボランティア活動に取り組む学生・学生団体と新生・未経験学生をつなぐ取り組みやボランティア活動全体の啓発・推進活動に取り組んでいる。これらは、学生主体の学生支援の仕組みとしてよく機能している。

#### ・その他の学生の要望に対応した学生支援の実施

学生のボランティア活動についてはボランティア・市民活動支援センターがガイダンスの実施やメールマガジンを通じた情報発信により支援を行っている。専門知識を有する専任のボランティアコーディネーターを配置することで、ボランティアの募集情報を幅広く収集し、多くの学生が興味のあるボランティア活動に参加できる機会を提供している（根拠資料 7-31）。情報提供のため「ボランティア情報検索サイト」が運用されており、学生は自分にあった活動が検索できる。学外からの募集情報だけでなく、学科の特性に合わせた本学オリジナルの活動（例：援農ボランティアや病弱児対象のボランティア）、社会情勢に応じた災害復興支援活動なども企画され紹介されている。

海外留学・研修等に関しては、国際交流センターより学内掲示板やホームページ、語学系授業を通じて情報提供を行っている。多くの海外大学と学術交流協定（MOU）を締結することで、毎年学生が海外研修に参加できる機会を提供している。

#### **【学生の基本的人権の保障】**

**・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。**

本学では「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」を定め、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメント、パワーハラスメントなど様々なハラスメントから学生が守られるよう体制を整備し、学生の基本的人権の保障を図っている（根拠資料 7-32、7-33）。これらの学生および教職員のハラスメントに関わる事項については危機管理委員会が責任を負うことになっている。

学生には、各種ハラスメントの内容や深刻さや重大性、加害や被害の防止、ハラスメントを受けたと感じた際の対処法について、入学時のガイダンスで学生生活ハンドブック等を用いて説明している。また、各学部事務室、カウンセリングルーム、アドバイザー教員等がハラスメント相談を受ける体制を整備している。ハラスメント相談受付後の対応の流れをガイドラインに明示し、学生のプライバシーや守秘義務に十分に配慮しながら、学内共通の十分かつ迅速な対応がとれる体制を整備している。

また、プライバシー権の保障として、SNS による本学の活動にかかわる情報発信時には、被写体の学生に意向を必ず聴取することや、学生の氏名や成績等の個人情報が含まれる電子ファイルにはその情報の重要性に応じてパスワードをかけること、およびファイル送信方法などの取り扱いの規定を設け（根拠資料 7-34）、情報漏洩と個人情報の保護を徹底している。

本学ではアドバイザーを中心とした学生支援体制が構築されていること、学習支援センターをはじめとする補充教育・正課外教育が充実していること、障がいがあるなど合理的な配慮が必要な学生への支援体制が構築されていること、修学資金等の問題を抱えた学生に対する奨学金の給付・貸与による金銭的支援やその種類が充実していることなどから、

全体を通して学生支援について適切性があるといえる。さらに、学習以外の学生生活を充実させるための部・サークル活動への支援や、ボランティア活動など地域での活躍の場の提供も行われていて、学生の正課外活動を充実させるための支援についても適切性があるといえる。

#### 評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

##### <評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
  - ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。
- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生支援の適切性については、全学生を対象に毎年実施している「学生生活・満足度調査」において、各種の学生支援（学習支援センター、キャリアサポートセンター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、保健室、カウンセリングルーム等）の利用状況や満足度、「自由記述」における学生の意見・要望等により確認している。これらの結果も踏まえ、学生支援に関係する各センターは「自己点検・評価シート」（根拠資料 7-35）、また各委員会は「活動方針報告書」（根拠資料 7-36）を作成して自己点検・評価し、各部署における現状・成果・課題についてよく把握し確認している。これらの各センター・委員会の自己点検・評価結果は、内部質保証会議に設置した基準別 WG7（学生支援）がとりまとめて点検・評価を行い、同会議での点検を経て大学運営協議会で検討される。大学運営協議会から必要に応じて各種センター・委員会に改善事項等が指示され、それらも受けて各部署で改善・向上の取り組みが進められる仕組みになっている（根拠資料 7-37）。

- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

これまで「学生生活・満足度調査」に寄せられた学生からの要望を踏まえ、様々な施設設備の改善を実施してきた。具体的には、全学の Wi-Fi 環境の整備、事務室の開室時間の延長、大学バスの増便、駐車場の整備と夜間照明の増設、ファミリーマートサテライト店招致ならびに同店内 ATM 設置などが挙げられる。これらの対応・改善については「学生生活・満足度調査」の結果公表時にも学生に対して周知している。

各センター等で独自に解決、改善している事案も多々あり、学生支援の改善例については大学全体としてこれからも把握に努めていく所存である。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

#### ・学生支援の体制について

本学のアドバイザー制度は、学生の最も身近な相談窓口として機能している。学生の状況を綿密に把握し適切な指導を行うことによって、成績不振による留年や精神的要因に起因する休学・退学を未然に防ぎ、低い退学率に結果として表れている。また、就職活動や進学関係の進路分野、学生生活における悩みなどにも幅広く対応している。

#### ・学生の能力に応じたリメディアル教育について

リメディアル教育の柱である学習支援センターは、開設以来、補講講座は生物・化学・数学・物理と科目を増やし、開講回数も増やしたほか、作文添削指導も日常的に行うなど機能を拡充させてきた。令和2年度はCOVID-19対策で一時閉鎖されたが、令和3年度より補習授業も順次再開され、現在はセンター本来の機能に戻り、学習支援の質の維持向上に努めている。「学生生活・満足度調査」におけるセンター利用者の満足度は前述のように高い割合となっている。

#### ・奨学金その他の経済的支援について

学生への経済的支援として大学独自の奨学金の充実を図り、令和2年度より給付型奨学金の支給者数を65人から70人に増やし、貸与型の奨学金も通年で募集しており、希望者のほぼ全員が支給を受けられるようになっている。

#### ・学生の進路に関する支援について

キャリアカウンセラーによるカウンセリングは個々の学生の志望や事情、特性に応じて行われ、本学の高い就職率に結びついている。教職支援センターの支援も学生の高い教職・幼保職採用試験合格率によく貢献している。

### <問題点>

特別な支援を必要とする学生への対応においては、配慮や支援が必要でありながら申し出のない学生への対応に課題がある。そのため、令和6年度より毎年実施することとなった「こころの健康調査」の結果を今後の支援体制の整備に活かしていきたいと考える。

カウンセリングルームの利用者数は増加傾向にあるが、現在の開室時間（週4日、1日5時間）に制約を感じる学生の声があることは検討課題であり、合わせてオンラインカウンセリングの整備も検討すべきであろう。また、相談にいたらない学生もいるはずで、支援が必要な学生をどう見出しどう対応すればよいのか、アドバイザーの対応を含め検討課題である。

「学生生活・満足度調査」では、選択式設問については数値による分析が比較的容易で課題を把握しやすいが、自由回答欄に挙げられるような個別的または細部に関わる要望については、要望のくみ取りや実現が十分ではない可能性がある。今後、さらに記述内容の精査を行い、大学施設の整備計画や制度の立案等に活かすよう努めたい。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、学生支援を行う組織がそれぞれ緻密に連携をとり、成果を上げている。アドバイザー制度や保健室、カウンセリングルーム、キャリアサポートセンター、教職支援センター等が、それぞれの学生が必要とする様々な支援に対応できるように組織や人員、制度を整備していること、また留年や成績不振による退学を防ぐための様々な支援が充実していることが、高い就職率や資格取得率、低い退学率等に結び付いている。また経済的な問題により修学が困難な学生への様々な本学独自の奨学金制度や、心身に問題を抱えた学生への相談や問題の解決・支援を行う仕組みの整備は、それらの解消はもとより、より高い向学心を持つ学生の満足度維持にも役立っている。また部活動等においても、学友会を通じた様々な支援により、学修以外の活動や競技での成功を通じた豊かな人間形成にも繋がっている。

現時点の本学の学生支援については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

## 第8章 教育研究等環境（本文）

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

#### <評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学は、建学の理念および建学の精神でもある健大精神のもと、教育目標の実現に向け、学生の学習、研究活動および社会貢献活動を支援するとともに、教員が十分に教育・研究および社会貢献を行うことができるように、「教育研究環境の整備に関する方針」を明示し、教育研究等環境の整備を行っている（1.校舎・施設・設備等の整備、2.情報環境の整備、3.障がい学生支援、4.図書館の整備、5.教育研究環境の整備、6.研究倫理遵守体制の整備）（根拠資料 8-1）。

本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理している。直近に実施した課題対応としては、中期計画に基づき老朽化した保健医療学部校舎の移転建て替えを進め、令和6年度後期より新しい校舎で授業・研究を実施している（根拠資料 8-2）。また、すべての学生が障がいの有無にかかわらず安心して学ぶことができる環境を整備することを目指している。

図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている。教育研究環境の整備に関しては、研究環境の維持・整備、競争的研究資金獲得支援、TA制度の積極的活用、その他必要な教育研究支援体制の充実を目指している。研究倫理に関しては、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会が定期的な検証を行っている。

本学の「教育研究環境の整備に関する方針」に示す内容は、人類の健康と福祉に貢献するという本学の人材育成の目的を達成するために必要な事項を定めており、教育研究活動を行う上で必要となる取り組みの種類や内容がわかりやすく明示されている。またこの方針はホームページに掲載され教職員に共有されており、教育研究等環境の整備に関する方針の明示とその共有方法には適切性がある。

校地面積および校舎面積については大学基礎データ表 1 のとおりである。設置基準上必

要な校地面積および校舎面積と比較しても適切に整備されている。学部増設・定員増に合わせて校地の確保、校舎の新築を行うことにより、学部ごとに校地・校舎を整備し教育研究環境を整備してきた。このことは各学部の設置認可申請書に明示しており、講義室・実験室・実習室は各学部専用として設置されている（根拠資料 8-3）。

以上のように、本学が有する校地面積および校舎面積は設置基準を満たしており、それらは基礎データ表 1 と基礎要件確認シート「19. 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足」の通り適切に対応している。

設備についても、必要な教育研究用機器備品・ICT 設備等を予算会議にて精査し、設置基準以上の設備を整備している。また、その維持管理は、「学校法人高崎健康福祉大学経理規程」、「学校法人高崎健康福祉大学固定資産及び物品管理規程」に則して法人事務局の責任において行っている（根拠資料 8-4、8-5）。

各校舎や施設における安全・衛生を確保するシステムについては、法人事務局が掌ることになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌・検温装置を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、日常的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、1号館、3号館、7号館、8号館および10号館には館内出入口に屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が24時間の常駐警備を行っており、夜間においては365日警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。

通学・通勤の快適性に配慮するため、法人全体で大学バスを17台（高校共同利用分含む）保有している。法人にて登録している車両はすべて総務部車両管理課にて管理し、ドライバーの登録ならびに運行時のアルコールチェックなども車両管理課にて行っている。また、学生用駐車場も約1000台駐車できるように整備している。

障がいがある学生の受け入れも考慮し、ユニバーサルデザインを意識した校舎建設を行ってきた。従来ある建物においてもバリアフリー化を目指し、点字ブロック、多目的トイレ、障がい者用駐車スペース、段差解消車いす、スロープ、手すり、拡大読書器等を設置しており、障がいがある学生でも利用しやすいように整備している。

学生の主体的な学習を支援する環境として、図書館に自主学習ブース・ビデオ視聴ブース・グループ学習室、学習支援センターに学習スペース、レポート作成やネットを利用した学習のためのPC室、少人数用の演習・ゼミ室等が自主学習に利用できる。大学院生には専用の院生室に机と椅子を設置するほか、令和7年度より大学院生用のリフレッシュルームも完備した。ただし、夜間・休日の図書館開館等に対する学生の要望に応えられていないことが課題となっている。

教員の教育研究環境及び社会貢献に関する環境として、本学にはボランティア・市民活

動支援センター、子ども・家族支援センター、教職支援センター、国際交流センター、学習支援センター、健康管理センターがあり、大学内外の教育・研究者が共同して教育・研究活動を支援する体制が整備されている。また、法人内の系列機関として高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園、高崎健康福祉大学附属クリニック、高崎健康福祉大学訪問看護ステーションがあり、教育・研究・社会活動の相互連携が行える環境にある。

**・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。**

本学のネットワーク環境は、学内用 Wi-Fi が整備されており誰でも教育研究活動の際にインターネットを利用することができる。教職員はグループウェアを利用でき、イントラネットに接続することで情報共有や各種申請が容易となっている（根拠資料 8-6）。また、本学は eduroam に参加しており、学外の教育研究機関関係者の本学内での活動に便宜を図ると同時に、本学教職員の学外における教育研究活動においてもインターネットを利用できる環境を提供している。

情報セキュリティの確保のため、教職員と学生が利用するそれぞれの学内ネットワークを分けており、同じネットワークに接続されないように対応している。これにより、万が一学生が所有する情報端末がウイルスに感染していた場合にも、学内の基幹システムに影響を及ぼさない仕組みを講じている。これまで、専門部署として総務部情報システム管理課がその責任を担ってきたが、令和 4 年度より学内に情報セキュリティ委員会を発足、各学部、各部署より委員を加えて構成している（根拠資料 8-7）。情報セキュリティ対策基本方針を基に昨今の情報漏洩や不正アクセスなどに関する対策なども講じていく予定である（根拠資料 8-8）。

COVID-19 対応でキャリアサポートセンターに設置したウェブスタジオは、現在もキャリア支援や授業の動画の撮影等で活用している。また、学生のオンラインでの就職活動のために群馬県の私立大学で初めて設置したオンラインブースも同様に活用されている。

**・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。**

学生に対し、情報モラル等を各規程に定め、学生生活ハンドブックにて周知している（根拠資料 8-9）。また、入学時に、SNS の使用やウイルス対策ソフトの扱い方について情報倫理やセキュリティの観点からアナウンスを行い、ICT の安全な活用について教育を行っている（根拠資料 8-10）。特に、学外実習では、実習先の患者様や施設に関する情報が SNS 等にアップされるといった社会問題が起こっていることから、本学においては各学科において実習毎に学生指導を徹底して行っている。

教職員については、着任時に個別に所属長からの指導を実施している。大学としては、ウェブ上の書き込みについて報告を受ける外部サービスを利用しており、教職員・学生の

書き込みなどによる外部とのトラブルの発生に備えている。情報倫理についても、e-Learning を用いた啓発を行っており、令和 6 年度は受講率 100%を達成している。（根拠資料 8-11）

前述したとおり、本学の「教育研究環境の整備に関する方針」では、校舎・施設・設備等の整備、情報環境の整備、障がい学生支援、図書館の整備、教育研究環境の整備、研究倫理遵守体制の整備について定めているが、これに沿って整備ができてきていること、また老朽化した保健医療学部の校舎についても別校地に新築したことから、学生および教員が学習、教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備の整備が適切に行えている。また情報セキュリティ委員会を整備したことは、情報漏洩やサイバー攻撃などによるトラブルが多発する現代に適応したものであり適切性がある。情報倫理についての定期的な e-Learning 受講率は継続して 100%達成を目標としている。

#### 評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

##### <評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書館、学術情報サービスを提供するため「図書館規程」を制定し、体制を整えている（根拠資料 8-12）。また、図書館の管理運営に関する重要事項等を審議するための図書館運営委員会を組織している（根拠資料 8-13）。

図書館が提供するサービスや利用に関し必要なことは「図書館利用規程」に規定している（根拠資料 8-14）。学生には年度初めのガイダンスや学生生活ハンドブックにも掲載しサービス内容および利用方法について周知している。

年間図書受け入れ冊数等の過去 3 年間の実績は資料のとおりである（根拠資料 8-15）。令和 6 年度の年間図書受け入れ冊数は 4,124 冊であり、これは学生一人当たり 1.5 冊に当たる。「令和 6 年度学術情報基盤実態調査」（蔵書数の調査基準日：令和 6 年 3 月 31 日（令和 5 年度））によれば、同規模私立大学（資料表中私立大学 B に該当）の年間受け入れ冊数の全国平均は 6,415 冊（1.0 冊/人）であり、比較する年度が異なるものの、本学は学生一人当たりの図書受け入れ冊数が全国平均より高くなっている（根拠資料 8-16）。現状でも全国平均を上回っているが、学生・教職員だけでなく地域に開かれた図書館を目指し、さらなる蔵書の充実を図っていく。

図書館資料は教職員の推薦および学生のリクエストに基づき、図書館運営委員会で蔵書構成および予算等勘案の上、選定されている。日々受け入れる図書、雑誌等は図書管理システムにより目録化され、OPACにより図書館利用者に提供される。

雑誌は、冊子体から電子ジャーナル（EJ）に極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌開架スペースの効率化を図っている。令和7年5月1日時点ではEJ13,643種、データベース（DB）12種の利用が可能になっている。EJ・DBを含む資料費は毎年増額している。また、EJは、年間購読のほかPay-Per-View（PPV）による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くはEJ・DBの契約数増加と価格高騰によるものである。平成25年度以降、資料費の割合ではEJ・DBが50%以上を占めている。PPV利用方法については資料を配布し、適正な利用方法を周知している。国内で入手困難な文献は、Reprints Deskなどの外部サービスを通じ、海外から取り寄せられる。この場合、料金が高額となるが、条件付きで補助の制度を設けるなど研究支援をしている。

#### <国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

本学は国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加しており、図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている。

学術情報の発信に関しては、群馬大学が設置・運営する「群馬県地域共同リポジトリ（Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes：通称AKAGI）」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開してきたが、同リポジトリが令和4年度末にサービスを終了したため、JAIRO Cloudを利用した「高崎健康福祉大学機関リポジトリ」に移行した（根拠資料8-17）。リポジトリに掲載するにあたり必要な許諾書類の準備が整ったので、未掲載の20号以降も順次公開していく。

また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている。

#### <学術情報へのアクセスに関する対応>

図書館全館合わせ、情報検索用PCを22台、蔵書検索（OPAC）専用タブレットを5台設置しており、ホームページからも蔵書、電子資料を検索できるように整備している。

電子書籍・DB・EJにおいては、リモートアクセスできるものについて定期的に広報し、利用者への周知に努めている。

#### ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学図書館は大学図書館（以下、本館）、分館（保健医療学部）および薬学部図書・資料室で構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている。同委員会は、図書館長および健康福祉学部（3学科）・保健医療学部（2学科）・薬学部（1学科）・人間発達学部（1学科）・農学部（1学科）の5学部8学科から選出された図書館運営委員

で構成される（根拠資料 8-12、8-13）。現在、専任職員が本館 2 人、分館 2 人、薬学部図書・資料室に 1 人配置され、さらに 4 人の特任職員が各館で図書館業務を担当しており、全員司書資格を有している。

図書館業務を通して図書館への理解を深めてもらうことを目的に、「学生サポーター」を採用している（根拠資料 8-18）。COVID-19 感染拡大のため令和 2 年度より一時中止していたが、令和 5 年度から学生サポーターの活動を再開した。学生サポーターの対象者は、以前は司書課程履修者に限定していたが令和 5 年度より司書課程履修者に限定せず広く募ることとした。

また令和 5 年度より KPAL（第 7 章・第 9 章参照）主催の新生交流イベントにも参加し、図書館の利用方法について紹介している。さらに学科からの要望があればデータベース等の利用ガイダンスも行っており、図書館の利用方法は学生に浸透している。

図書館内では、学生の生活・学習支援のための情報提供として新刊紹介やテーマ展示に取り組むなど、学生の教養の涵養に努めている。さらに図書館報「藤波」を年 1 回発行し、教員推薦図書の紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している（根拠資料 8-19）。

感染予防対策のため、各館に 1 台ずつ、図書消毒器を設置している。これは、図書館利用者も利用できる位置にあり、任意で資料を消毒することができる。

#### <学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備>

本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積は 1617.53 m<sup>2</sup>、閲覧席数は 257 席で、収容定員に対する座席数の割合は 9.4%である（根拠資料 8-20）。開館日数等については、令和 6 年度は本館および薬学部・図書資料室 225 日、分館 206 日である。開館時間は、分館と薬学部図書・資料室は平日 19 時まで（分館は月曜日のみ 20 時）、中心館となる本館は平日 20 時まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が 5 限（16 時 30 分～18 時）までに設定されており、6 限（18 時 15 分～19 時 45 分）に設定されているのは概ね選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられる。

令和 6 年度の延べ利用者数は 118,125 人、貸出冊数は 8,879 冊であった。令和 5 年度の延べ利用者数 104,039 人、貸出冊数 9,613 冊と比較すると利用者数は増えているものの、貸出冊数は減少している。これは貸出をせず閲覧席で資料を利用することが増えてきているためである（根拠資料 8-21）。

このように、図書館の規模やその運営体制、蔵書数は学生数や学部の数・立地を踏まえれば十分であり、さらにインターネットを中心とした学術情報サービスが提供されていることから、本学の教育研究等の環境は適切性がある。

#### 評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。ま

た、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

<研究活動を促進させるための条件の整備>

本学の教育研究に対する基本的な考えは「学部・学科等の教育研究上の目的」において「本学は、教育基本法および学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する。」と明示している（根拠資料 8-22）。各学部学科、研究科に所属する教員は、当該分野の専門的研究やこの目的を達成しうる研究を行っており、大学としては研究費の支給、外部資金獲得支援、研究環境の整備などを行い、教員の研究活動を大学全体で支援している。なお、各教員が公平かつ適切な研究活動が行えるように必要な事項や研究機関の責任体系を規程に定めて明確化している（根拠資料 8-23）。

<研究費の適切な支給>

研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、講師以上が 40 万円、助教が 20 万円、助手が 10 万円と決められており、その金額からパソコン使用料を差し引いた額を年度内に使用できる（根拠資料 8-24）。卒業研究費（学部）は研究内容に応じて学科ごとに一人あたりの予算が決っており、年度ごとに各研究室に配属されたゼミ生の人数によって配分する（根拠資料 8-25）。同様に、専門研究費（大学院）は毎年度において指導する大学院生の人数によって配分する（根拠資料 8-26）。さらに学部・学科間の枠を超えた研究課題を実施することで学内の研究の活性化を促すために、学内研究交流助成金として年間助成総額 500 万円を交付している（根拠資料 8-27）。この研究課題の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する。また、薬学部ではこれらとは別に講座研究費の予算がある。この研究費は学部内の講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する（根拠資料 8-28）。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員に研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器およびパソコン、プリンター等の OA 機器と LAN が備えられている。また、薬学部ではこれとは別に 4 つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。

教員の研究時間確保については、原則として毎週平日 1 日を研修日として、研究に専念できるようにしている。（根拠資料 8-29）。

#### <専門的な研究支援人材の活用>

科研費をはじめとする外部資金の獲得を促進するため、令和 2 年度より外部資金を専門に扱う外部資金統括室を設置した。同室の職員は、外部資金募集に関する情報提供、申請書作成支援、獲得した外部資金の管理等を担当し、これにより教員や研究者が外部資金に応募しやすい体制となった。このことは、令和 2 年度以降における各学科での科学研究費獲得件数にも表れている（根拠資料 8-30）。科学研究費の新規採択状況および外部団体から獲得した共同・受託研究費および奨学寄附金等の状況は資料のとおりである（根拠資料 8-31、8-32）。

#### ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

人や生物を対象とした研究を実施するためには、研究実施主体の所属機関で研究倫理審査を受審することが求められている。研究倫理委員会では人を対象とした研究、動物実験および遺伝子組換え生物を使用する実験など多くの審査を行っている（根拠資料 8-33～8-36）。厳格な審査を行うことで研究倫理に基づいた研究推進に貢献している。また学内の研究者に対しては一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングの受講とコンプライアンス教育の動画の視聴を義務づけており、研究倫理の順守を図っている（根拠資料 8-37）。

本学では、「学部・学科等の教育研究上の目的」を明示しており、これを達成するために必要な研究費支給、外部資金獲得の支援、研究教育活動の人的支援などが行われており、また十分な研究設備、研究時間も確保されていることから適切性がある。

#### 評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

##### <評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が

### 上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究環境等についての点検・評価は内部質保証会議の学科別 WG で集約して行っている。その結果は、内部質保証会議に集約され、基準別 WG8(教育研究環境等)と連携を図りながら、必要に応じて改善を行う。これは年度にかかわらず常に継続的に行われる。具体的には、1.自己点検を担う内部質保証会議の「教育研究等環境」の担当グループ(基準別 WG8)による点検と提案、2.上記1の提案内容に対して内部質保証会議全体での検討、3.大学運営協議会での検討・指示、4.各学部・各専攻、各部署への提案、5.全学における見直しというプロセスを経る。このプロセスを整理したことにより、自己点検・評価の体制が明確に示され、全学に共有された(根拠資料 8-38)。

本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために、各学部学科等における教育研究環境の整備について、「学生生活・満足度調査」の結果や、各学部学科における毎年の研究備品整備に関する要望などを踏まえ、法人による予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。

国家資格等に関わる外部評価機関による教育評価を受審している学科もある。例えば理学療法学科では、5年毎に(一社)リハビリテーション教育評価機構による審査を受審しており、教育施設や教員資格、実習の状況など多岐に渡り書類調査・実地調査を受けている(根拠資料 8-39)。

また、資格取得養成校として、監督官庁に定期的に自己点検評価を提出することが義務付けられている学科もあり、定期的に関連法令基準を満たしていることを確認している。自己点検・評価にて基準に満たない事項があれば、改善・向上に向けて学科・教育プログラムレベルで検討し、対応について協議している。

適正に動物実験を実施するために、第三者評価として公益社団法人日本実験動物学会が実施する動物実験に関する外部検証事業の検証を平成31年に受けており、検証結果を公表している(根拠資料 8-40)。

各教員の研究活動や関連する社会活動などの実績については、科学研究振興機構が運営する researchmap に個人アカウントを作成し、それらを都度登録・更新することになっている。本学で運用している教員業績管理システムは researchmap とのデータ連係がとられており、研究結果の公開や情報発信という機能の他、研究活動の量的・質的評価の資料となり、各教員は毎年度これらに基づいて自己評価・申告書を作成し、学科長・学部長が確認している(根拠資料 8-41【ウェブ】)。このような方法で本学の教育研究等環境の適切性について点検を行っている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学は学部ごとに専用の校舎および専用機材が整備されている。校舎に関しては、学部

単位で算出した大学設置基準第 37 条に規定する校舎面積と比較してもそれぞれが十分に面積を確保している。教育研究用備品の整備は、毎年度、学科内で協議され承認されたものが予算要求されるが、必要に応じて補助金（私立大学等研究設備整備費等補助金）を申請する場合がある。

教員の研究費取得に関して、科学研究費の獲得状況は、群馬県内では獲得数、総額ともに群馬大学に次いで第 2 位の位置を長年維持している。学内研究交流助成金は、その研究を潤沢な資金で支援するほか学科横断的に組織することで研究の活性化に繋がっている。

図書館の運営は、館長が統括し、各学科から選出された委員からなる図書館運営委員会が重要事項を審議することで、それを支援する仕組みとなっている。資料選定・廃棄は図書館運営委員会で慎重に協議される重要な業務である。図書館運営委員を通して、各学科の取りまとめを行うことで、資料の収集・廃棄は適切に実施されている。

また、令和 6 年 9 月 17 日、米国スタンフォード大学とエルゼビア社による「世界のトップ 2% の科学者」を特定する包括的なリスト「標準化された引用指標に基づく科学者データベース」が更新・発表され、本学から「単年」（single recent year）および「生涯」（career-long）の区分で大政謙次教授（農学部、農学部長）と中西猛夫教授（薬学部）の 2 名が選出された。

当リストは Scopus（文献データベース）の情報に基づき、22 の研究分野と 174 のサブ分野で少なくとも 5 編の論文を発表している科学者を対象として分析している。総被引用回数（自己引用を除く）、h-index、単著論文数、個別引用論文数などの複合的指標により評価されている。

### <問題点>

学習環境への学生の要望に、自習室や空き教室の貸出などの対応が必ずしも応えられてはいない。学生の要望に対し、利用時間の拡充や週末の利用を可能とするなど、柔軟な対応が求められる。

教育研究環境面では一部改善しなくてはならない事項がある。例えば、教員の研究室は、個室提供が原則であるが、一部の学科で研究室が不足し 1 部屋をパーティション等で区分するなどして複数人で共同利用している状況がある。

教育研究環境の適切性の評価として、研究活動の量や質の確認が重要であるが、現在は各教員およびその監督者である学科長・学部長による確認を行っているものの、学部学科ごとまたは大学全体としての確認は十分とは言えない。研究実績をまとめた紀要やそれに該当する研究報告書、発行論文数や学会発表数等の集計など、学部学科ごと、大学全体として量的・質的な評価を行い、教育研究環境の適切性について確認すべきである。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

校地・校舎・施設・設備については、学内方針に則り、適切に対応している。また、「学生生活・満足度調査」や、資格取得養成校としての基準改正などに伴い、新たな課題や基準が適用された際は、適切に対応している。備品に関しては、学科の要望を考慮しながら予算内で整備する体制は従来どおりに取り組んでいくが、学科間もしくは学部間で共同利用できる教育研究用機器を学科予算外で取得し備品整備の充実に努めるなど対応しており、概ね適切である。

また、保健医療学部はこれまで本校舎から離れた校地にあったが、1号館西側に新校舎を建設して移転したことで、大学キャンパスを1か所に集約することができた。このことで更に教育研究環境の整備を充実させることができた。

図書館においては、学生に対し効果的に図書館利用を促している。利用者増加に向けて図書館運営体制も変容しつつある。EJ・DB・電子書籍の選定は、利用要求に応じてコストを考慮して対応している。リモートアクセスが可能なものを導入し、学外でも学修・研究できるよう環境を整えている。

近年では、研究の影響力の指標として、Google Scholar や ResearchGate による被引用数や研究者ごとに算出されるポイントなどの活用がなされており、本学においても研究組織の適切性の評価にも活用することも考えられる。

また、昨今、全国的に研究倫理にかかわる研究者の不適切な研究行為が問題となっており、これからも倫理講習や研究報告会などの研究支援活動を通じて、適正な研究活動を推進していく。こうした取り組みは方針に十分沿っており、適切である。現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

## 第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評定：S・**A**・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

#### <評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献・国際交流に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献・国際交流に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

・社会連携・社会貢献・国際交流に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

本学では建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、「高崎健康福祉大学社会との連携・協力に関する方針」を制定し、ホームページで公開している（根拠資料 9-1）。学内には、各学部学科から選出された教員および事務職員によって構成される地域貢献委員会を組織し、「地域貢献委員会規程」に基づき、社会連携・社会貢献活動を推進している（根拠資料 9-2）。地域貢献委員会では、地域貢献事業、生涯学習、公開講座、高大連携事業、その他社会連携事業について審議し、積極的に事業を推進している。さらに教職員と学生による教育・研究の成果は、これらの活動を通じて地域社会へ積極的に還元している。

具体的な活動については、地域貢献委員会地域貢献部会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、教職支援センター、国際交流センターを中心に、地域社会・外部組織と連携したプロジェクトを企画運営し取り組んでいる。ここでは主に附置組織としてのセンターが行っている取り組みとその成果について述べる。

#### <地域貢献委員会による活動>

地域貢献委員会地域貢献部会では、学科の専門性を活かし、食・医療・福祉・健康・教育等の分野における公開講座、講習会、実技講座等を継続的に実施している。

令和6年度は、健康福祉学部社会福祉学科が企画・統括を行い、「人生100年時代における高齢者介護の『これから』」と題する公開講座を開催した。本講座はぐんま県民カレッジの連携講座も兼ねており、「地域づくりと介護者支援」や「介護する人とされる人の共生」等について講演を行うとともに、パネルディスカッションも実施された（根拠資料 9-3）。

また、小学生およびその保護者を対象とした「健大こども大学」では、各学科の専門性を活かした多様な体験プログラムを構成し、職業理解と学びの意欲向上を目的とした学び

の機会が提供された。実施されたプログラムは、「ウェブデザイナー体験」(医療情報学科)、「管理栄養士の栄養指導を体験しよう」(健康栄養学科)、「ちびっ子薬剤師体験」(薬学科)、「ナースのお仕事体験」(看護学科)、「スクールトレーナー体験」(理学療法学科)、「保育士の仕事を体験しよう」(子ども教育学科)、「目指せ未来の研究者」(生物生産学科)からなり、事前申込制(先着順)で実施された(根拠資料 9-4)。参加者は 135 人(小学生 67 人、保護者 67 人、幼児 1 人)であり、初開催ではあったが、近隣の小学生を中心に各プログラムの定員がほぼ充足した。

さらに、高大連携部会では、将来の進路選択や学問理解の促進を目的として、県内外の高校生を対象とする「広げる未来プロジェクト(健大 FP: Future Project)」および、系列校である高崎健康福祉大学高崎高等学校(健大高崎高校)を対象とした「パートナーシップ・プログラム(健大 PP)」を継続的に実施している(根拠資料 9-5【ウェブ】)。令和 6 年度の健大 FP では、全学科の協力により、各学科の専門性に基いた講座が企画・実施され、86 人の高校生が参加した。講座は講義・演習・実習形式で構成され、高校生が専門的知識に触れることにより、学問領域への理解を深め、将来の進路意識を高める機会となった。健大 PP においては、同様の内容が健大高崎高校の生徒向けに提供されており、令和 6 年度の参加者は全体で 134 人であった(根拠資料 9-6)。

近隣の中学校及び高等学校の生徒を対象とした取り組みとしては、理科や科学技術への関心を高め、学びの意欲を喚起することを目的として「理科スクール」を開催している。令和 6 年度においては、中学生 6 人、高校生 25 人合わせて 31 人(延べ 41 人)の参加があった。「温かいアイスクリームを作って食品添加物について学んでみよう」(健康栄養学科)、「身の周りにある物質の構造や性質をみてみよう」(薬学科)、「試験管内で光るタンパク質を作ってみよう」(子ども教育学科)、「いろいろなゲル化剤を使ってゼリーを作ってみよう」(生物生産学科)といったプログラムが展開され、大学構内の実験施設や講義室を活用して実施された(根拠資料 9-7)。

その他、高大連携部会と広報委員会、入試広報センターが連携し、大学の正規授業を高校生に公開する「公開授業」も実施された。県内外 15 校から 26 人の応募があり、当日 20 人が参加した。全参加者から回収されたアンケート(回答率 100%)では、「高校にはない分野に触れ、進路選択に役立った」「学生の発表を通じて学び合う授業に刺激を受けた」「高校の授業と比べて進度が速く、自ら学ぶ姿勢の大切さを実感した」などの感想があり、大学教育への理解促進および進学意欲の形成に一定の効果を示す結果となった(根拠資料 9-8)。

#### <子ども・家族支援センターによる活動>

本学では、地域における子ども・家族支援および地域住民の健康維持、促進を図ること

を目的として、平成17年度に「子ども・家族支援センター」を設立し、育児不安の解消や母親のメンタルヘルス支援、発達障害児を含む子どもの成長段階に応じた支援体制の整備に取り組んでいる(根拠資料9-9【ウェブ】)。令和6年度においても、地域子育て支援事業、教育事業、専門職向けの研修等を展開し、多様なニーズに対応した支援活動を実施した(根拠資料9-10)。

地域子育て支援事業としては、「親子ふれあい教室」および「療育指導が必要な親子ふれあい教室」の2教室について年間を通して開催した。「親子ふれあい教室」は平成18年度から開始され、0歳から3歳の未就園児とその保護者を対象とし、年間46回、80組160人の参加があった。参加費は無料である。内容は、親子体操や制作活動、昼食を伴う交流を基本とし、親子のふれあいや育児相談の機会が提供された。「療育指導が必要な親子ふれあい教室」は医療的ケア児および重度の自閉症スペクトラムの子どもとその親が対象であり、年間9回、14組28人が参加した。両教室では、母親の育児ストレスの軽減や家庭内での愛着形成の促進など、虐待予防を含む実践的な支援につながる取り組みが行われた。

また、保健医療学部および人間発達学部の教員によるミニレクチャーも開催され、「母親のストレッチとベビーリフレクソロジー」「玩具を使って遊ぼう」「食育指導」などの講座に、両教室から計24組48人が参加し、親子間の健全な関係づくりの一助となった。

加えて、子ども教育学科の3年生を対象に、前期開講の必修科目「保育方法論」において、実習形式の授業として本センターの教室活動への参加を位置付けた。履修学生52人が「親子ふれあい教室」および「療育指導が必要な親子ふれあい教室」に分かれて参加し、保育実践を通じて保育者としての視点を養う機会となった。学生は親子のふれあいを通じて、愛着形成や子どもの発達過程を直接観察し、教室活動を通じた学びが保育観の深化に寄与している。

さらに、外部講師や本学教員による講座支援事業も実施され、「ベビーマッサージ講座」「フラダンス教室」「リトミック教室」「ピラティス講座」が開講された。ピラティス講座には理学療法学科卒業生が外部講師として登壇し、産後の母親の身体のメンテナンスや心身のリフレッシュを目的としたプログラムが提供された。これらの講座は年間を通じて計262人が参加した。

専門職支援としては、重度心身障害児施設および放課後等デイサービスの職員を対象に、令和6年9月から12月にかけて全7回の研修を実施した。研修では、大学教員による講義およびグループディスカッションが行われ、専門職としての支援技術の向上が図られた。参加者は延べ78人にのぼり、事例検討や多職種連携に関する実践的内容でプログラムが構成された。

また、卒業生や地域の専門職を対象とするリカレント教育として、小児分野における多

職種連携を主題とした研修会「つなげるねっと」を開催した。3回にわたり、理学療法士、作業療法士、心理士、保育士などが参加し、多職種間の連携スキル向上を目的とした振り返りと実践共有が行われた。

その他、センター内のプレイルームの貸し出しや、認定こども園・小学校訪問、プール遊びなどのイベント活動も行い、地域の子育て支援を活発に行っている。

#### <ボランティア・市民活動支援センターによる活動>

本学は社会貢献・社会連携活動の拠点としてボランティア・市民活動支援センターを設置している。ボランティア・市民活動支援センター (VSC) の運営は、全学科の教員で構成される VSC 運営委員会が中心となり、活動の企画や協議を行っている。業務の中核となる依頼施設・団体とのコーディネートや各種業務の実施は事務局職員が担当している(根拠資料 9-11)。

VSC は、福祉施設、病院、保育・教育施設、地域団体等からの多様なボランティア依頼を受け、食・医療・福祉・健康・教育分野における専門的知識を学ぶ本学学生の特性を活かした活動をコーディネートしている。活動分野は、高齢者施設や障害者施設、病院、幼稚園、保育園等での支援をはじめ、災害復興支援活動、企業との協働事業、赤い羽根共同募金、ベルマークやコンタクトレンズ空ケースの回収、子ども食堂や学習支援など、極めて多岐にわたっている(根拠資料 9-12【ウェブ】)。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも感染防止対策を講じつつ活動を継続してきた。近年の実績は、令和 2 年度 71 件・延べ 428 人、令和 3 年度 138 件・延べ 601 人、令和 4 年度 177 件・延べ 823 人、令和 5 年度 241 件・延べ 1041 人、令和 6 年度 226 件・延べ 1315 人であり、数多くのボランティア・コーディネート実績をあげている(根拠資料 9-13)。

令和 6 年度においては、全国ソーシャルワーク教育学校連盟と連携し、「能登半島地震災害支援ボランティア」に参加し、他大学の教職員・学生と協働して被災地支援活動を実施した。また、朝日新聞厚生文化事業団との「災害時の支援活動に関する協定」に基づき、現地までの交通費等の助成を受けることで、学生の負担を軽減しつつ、被災地のニーズに応じた活動を展開することができた(根拠資料 9-14)。

また、高崎市内 4 大学との「地域貢献担当教職員情報交換会」を年 3 回開催し、地域や中間支援団体からの情報を共有して募集に反映するとともに、課題解決に向けた意見交換を行った。4 大学合同でのイベントへの参加や学生スタッフ交流研修、災害ボランティアへの財政的支援確保など、連携の強化と実効性向上を図っている。「高崎 NPO・ボランティアフェスティバル」においては市内 4 大学合同ブースを設置し、学生スタッフが中心と

なって企画・運営を行い、学生同士の交流や情報発信を推進した(根拠資料 9-15)。

地域交流事業としては、大泉町外国籍児童の健康診断事業、群馬県立小児医療センターでの支援、援農活動、子ども食堂・学習支援など、学科の専門性を活かしたプログラムも展開し、教育・研究成果を地域社会に還元している。

本センターでは、寄せられたボランティア依頼情報を全学生へメール配信するとともに、ホームページ上にボランティア依頼フォームを設置し、依頼受付の円滑化と情報共有を徹底している。平成 26 年度以降は学生スタッフを加え、9 号館に設置された専用窓口・活動スペースを活用し、初めて参加する学生も含めた支援体制を整備している。学生スタッフは「ボラカフェ」などを通じた交流活動を企画し、地域団体との協働によって後輩の参加を支援している。

また、ベルマークやコンタクトレンズケースの回収活動を定期的実施し、地域の団体へ寄付を行うとともに、COVID-19 流行前に中断していたペットボトルキャップ回収活動の再開に向けて学内サークルへの働きかけを行い、高崎市社会福祉協議会への調整役も果たしている。

教育面では、「ボランティア・市民活動論」における実践レポート課題として位置づけ、学生が活動を振り返り学びを深める仕組みを整備しているほか、病院実習・施設実習・教育実習等に向けた実習前教育や、就職活動における主体性・コミュニケーション能力の育成にも寄与している。学生が積極的にボランティア・市民活動に参加することで、実社会との接点を持ち、学問の深化、市民意識の醸成、他者理解を促進し、効果的な教育活動を推進することが可能となる。ボランティア・市民活動は、専門性の事前学習のみならず、学生として社会にチャレンジし、社会のニーズを把握するため、学生が地域と共に学びつ有意義な教育となっている。

#### <教職支援センターによる活動>

教職支援センターは、地域の教育力向上を目的として、教育委員会や教育・保育施設との連携を通じた事業を実施している(根拠資料 9-16【ウェブ】)。令和 4 年度の制度改正に伴い教員免許状更新講習は廃止されたが、令和 6 年度も過年度履修者に対する修了証明書および履修証明書の発行業務を継続し、申請者への交付を行った。

高崎市教育委員会が実施する「有償学生教育ボランティア事業」においては、学習学生ボランティア事業や健康教育課が推進する部活動指導員・学生アシスタント事業に協力し、本センターが学内の募集・調整窓口を担当して全学の学生を対象に参加を促した。令和 6 年度は県内小学校 2 校に 12 人を派遣した(根拠資料 9-17)。現在では小中校長会、前橋市など他市からも協力依頼が寄せられるようになり、県内市町村との連携を進めている。高崎

市 GIGA スクール構想に伴う小学校へのタブレット端末導入支援においては、ボランティア・市民活動支援センターと連携し、ICT活用定着支援の窓口業務を担当した。

また、教職指導主事を地域の公立・私立の幼稚園、保育所、私立学校、群馬大学共同教育学部附属幼稚園などの要請に応じて派遣し、研究会や講演の講師を務める形で支援を行った。令和 6 年度は年間 26 回の派遣を実施した。

#### <国際交流センターによる活動>

本学は「国際化および国際交流に関する基本方針」を定め、大学教育の国際化を推進するとともに、学生・教職員の専門性を地域社会での貢献に活かすことを目指している(根拠資料 9-18)。平成 22 年度に国際交流センターを開設、平成 24 年度には国際交流委員会を発足させ、以来、医療・福祉・教育分野を中心とした海外協力校との学術交流協定の締結、学生の相互派遣、教員の研究交流を重ねてきた(根拠資料 9-19)。

令和 6 年度末時点で、10 か国 13 大学 1 施設 1 幼稚園との学術交流協定を締結している(根拠資料 9-20)。令和 6 年度には新たにイタリア・パルマ大学との学術協定を締結した。

海外研修では、オーストラリア、アイルランド、フィンランド、ドイツ、ベトナム、タイへの計 7 プログラムを実施し、学生は看護、医療情報、福祉、栄養、薬学、理学療法、子ども教育など各分野の専門性を活かした現地大学での講義受講、医療・福祉・教育施設訪問、現地学生との交流を経験する。令和 6 年度は計 69 人が参加し、帰国後は各学科での報告会やレポートを通じて、学びを国内の地域医療・福祉・教育現場での実践に繋げる意識を醸成している(根拠資料 9-21、9-22)。

提携大学からの学生受入れ事業では、台湾輔英科技大学の看護学生が約 1 か月間滞在し、学内講義、病院・福祉施設訪問や地域の活動に参加することで、日本の医療・介護制度や地域包括ケアシステムについて学んだ。また、国立研究開発法人科学技術振興機構さくらサイエンスプログラムとして、ベトナム(ホーチミン医科薬科大学)、タイ(タマサート大学)、インドネシア(ウンジャヤ大学)から学生計 16 人が来日した。プログラムテーマは「テクノロジーでつなぐ農業→健康→医療」「地域母子保健向上のための科学技術を駆使した看護/助産の創造 ～妊産婦・乳児死亡率を下げるためのイノベーションプロジェクト～」の 2 つで、学内での講義、演習に加え、本学のスマート農場や、関係企業、病院、訪問看護ステーション、保健所等の視察を行った。参加学生にとっては、日本の現状を学びつつ、自国の医療、福祉の他、農業、物流を多角的に考える貴重な機会となった(根拠資料 9-23)。

また、ドイツからの学生受入れプログラムでは、理学療法学科にフレゼニウス大学の学生 8 人、教員 1 人が来日し、学内講義の他、病院、福祉施設訪問、本学学生宅でのホームステイ、文化体験や交流を活発に行った(根拠資料 9-24)。さらに、地域貢献を見据えて、

学生・教職員の英語をベースにしたコミュニケーション力のスキルアップおよび国際的な視野を広げることを目的に、外国人講師や留学生を交えた「グローバルカフェ」(前期 13 回、延べ 61 人参加)、「チャイニーズカフェ」(3 回、延べ 16 人参加)、さくらサイエンス特別編(24 人参加)を学内で実施し、学生・教職員に多文化コミュニケーションの機会を提供した(根拠資料 9-24)。

本学の国際交流事業は単なる海外研修や留学にとどまらず、学生・教職員が得た知見や経験を日本国内の地域社会、とりわけ医療・福祉・教育分野の現場に活かし、多文化共生を支える人材育成を推進するための基盤づくりにつながっている。

### <その他の活動>

学長直轄の組織として設置されている拠点以外にも、各学科および教職員が主体的に展開する多様な社会貢献活動が存在している。

本学は、地域社会の課題解決と持続可能な発展に貢献することを目的に、自治体との包括的連携を推進している。平成 29 年 1 月 5 日には玉村町と健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の振興等の各分野における連携協定を締結し、特に医療・福祉分野での交流を深め、町民の健康寿命延伸を目指した施策の立案や実践を協働で進めている(根拠資料 9-25【ウェブ】)。令和 6 年度においては、理学療法学科教員による乳幼児の運動発達相談を玉村町保健センターにて年間 7 回、玉村町立保育所にて年間 5 回実施した(根拠資料 9-26)。

また、令和 3 年 2 月からは、孺恋村くろこ保存会と連携し、地域固有の伝統食品である「孺恋村くろこ」に関する研究・開発を進めている(根拠資料 9-27【ウェブ】)。「くろこ」は、じゃがいもからでんぷんをとった絞りを冬季に半年間屋外で保蔵し、再び食材に加工する保存食品である。現在もこの製法を受け継いでいるのは群馬県孺恋村のみで、文化庁「100 年フード」にも認定されている。本学では、この貴重な郷土食文化を次世代へ継承するため、健康栄養学科と生物生産学科を中心に、製造過程や栄養機能、新たな調理法などに関する研究を行うとともに、地域住民と協働した普及啓発活動を通じて地域振興に貢献している。こうした地域文化・伝統の振興に資する取り組みが評価され、令和 5 年度には文化庁「100 年フードサポート企業・学校」として感謝状を授与された(根拠資料 9-28)。

薬学部薬学科においては、中学生を対象とした「健大薬学体験フェスティバル」を実施しており、学生主体のイベントサークルが約 3 か月にわたり準備・運営を行っている(根拠資料 9-29)。本取り組みは、身近な健康課題を謎解き形式のプログラムにより楽しく学べる機会を提供し、参加者の健康意識の向上及び薬学の理解促進に寄与している。

本学の社会連携・社会貢献活動においては、学生の主体的な参加と実社会との密接な接点を重視している。前述したセンター単位の活動の他、「Kendai ProActive Leaders(KPAL)」や「広報研究会」といった学生組織が大学行事や広報活動などを支えている。また、学科レベルでは、社会福祉学科の「社会福祉学科をもりあげようプロジェクト(もりプロ)」や子ども教育学科(Child Education)友達の輪を広げようプロジェクト「チャイとも」など、学科単位のプロジェクトを通じて、学生生活の活性化及び地域貢献の促進に寄与している。これらの活動は、学生が組織の一員として主体的に関わる貴重な機会となっており、課題発見力、問題解決力、コミュニケーション能力及びリーダーシップ等の社会人基礎力の育成に資するものと評価できる。

**・社会連携・社会貢献・国際交流に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。**

本学は建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、社会連携・社会貢献・国際交流の取り組みを多面的に展開している。地域貢献委員会を中心に公開講座や高大連携事業を実施し、地域住民や児童生徒に学習機会を提供していることは、子どもから高齢者まで幅広い世代に利益をもたらし、地域における本学の存在価値向上につながっている。

ボランティア・市民活動支援センターでは、福祉施設や医療機関等と連携し、災害支援や学習支援などを学生主体で推進している。子ども・家族支援センターは育児支援や療育事業を展開し、保育系学生の実習教育にも結びつけている。また、国際交流センターは海外協定校との交流や留学生受入れを通じ、得られた知見を地域の医療・福祉・教育に還元している。これらの取り組みはいずれも学生教育に良い効果をもたらし、その成果を備えた卒業生が将来社会で活躍することも、本学の存在価値をさらに高める要因となっている。

以上のように、本学の多様な取り組みは学生の主体的な学びを促すとともに、地域と共に成長する大学として、群馬県高崎市を中心とした地域社会の具体的な地域課題解決に貢献し、大学の存在価値を高めているといえる。

**評価項目②**

**社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

**<評価の視点>**

- ・社会連携・社会貢献・国際交流に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献・国際交流に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

**・社会連携・社会貢献・国際交流に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。**

地域貢献委員会地域貢献部会が開催している公開講座は、総合大学の特色を生かし地域社会のニーズに合わせているため、地域住民の関心が高く、受講者の中には何度も参加するリピーターもみられる。また、講座開催後にはアンケートを実施し、参加者からの意見を次の開催に反映させ、より地域社会のニーズに合った講座を開催するよう努めている(根拠資料 9-30)。

令和 6 年度のアンケート(回収数 36、回答率 87.8%)においては、「とても良かった」「良かった」との評価が88%を占め、理解度についても「ちょうどよい」との回答が76%となるなど、講座内容の充実が示されている。自由記述では「支援者は環境づくりまでであり、その先は本人に決めてもらうことを再認識した」「介護を自分の課題として考えるきっかけになった」「日々の業務に活かしたい」等の意見が寄せられ、参加者の学びや意識変容を促す成果が認められた。一方で、日程(平日より土曜に開催する方が望ましい)、会場環境(室温、案内のわかりやすさ)、配布資料の内容など、具体的な改善要望も把握することができた。また、今後取り上げてほしいテーマとして「障害のある方の介護」「介護保険制度や施設の現状」「認知症ケア」「精神疾患」「高齢者の栄養」「児童虐待への対応」など、多様な要望が寄せられており、今後も地域社会の関心や課題を踏まえた開催につなげていく予定である。その他、高大連携である「広げる未来プロジェクト(健大FP: Future Project)」「パートナーシップ・プログラム(健大PP)」においても、参加者からのフィードバックを基に、学習成果や課題を検討し本学 HP 上で公開している(根拠資料 9-5【ウェブ】)。

子ども・家族支援センターでは、毎年 2 回の運営会議を通じて事業計画や活動報告を行い、継続的な点検・評価を実施している。令和 6 年度も 6 月に年間計画を提示し、3 月には総括的な活動報告を行い承認を得た。活動面では、「親子ふれあい教室」「療育指導が必要な親子ふれあい教室」などの子育て支援事業を展開し、研究倫理委員会を経た調査結果を国内外の学会で発表した。また、児童虐待予防に向けた子育て支援方法に関する成果を、本学総合福祉研究所紀要『健康福祉研究』第 21 巻第 1 号に論文として掲載した(根拠資料 9-31)。さらに、教員の専門性を活かした講座や学生の参加を促すことで、実践的教育と人材育成にも貢献しており、今後もこうした点検・評価を踏まえた改善を継続し、地域子育て支援拠点としての役割を強化していく。

ボランティア・市民活動支援センターでは、VSC 運営委員会にて学内全学科の委員(教員・学生課)により毎月実施内容を検証している。また、半期に一度、全学部の教授会においてボランティア・市民活動支援センター事業内容を報告し、意見を聴取している。さらに、外部委員に委嘱した外部アドバイザー会議を開催して、学生ボランティアおよびボランティア・市民活動支援センターにおける地域貢献について評価を行っている(根拠資料 9-32)。

令和6年3月に実施した外部アドバイザー会議においては、当該年度の事業実施状況について説明のうえ、事業評価および意見聴取を行った。学生の参加促進に向けては、「学生自身による発信が有効であること」「活動の意義を理解するための事前・事後研修の必要性」「依頼者側が学びの要素を明示すること」等の助言が示され、これを踏まえボランティア依頼フォームへの項目追加などの改善を実施した。また、「防災に関する取り組みはVSCのみならず大学全体で検討すべき」との意見を受け、全学的な課題として位置づけ、学内関係者への周知と対応を図っている。これらの取り組みは、VSC運営委員会および学部教授会等での定期的な検証と併せて、継続的な事業改善に資するものである。

国際交流に関しては、医療・福祉系の大学での大学および学生の国際化を目指した活動は事例がまだ少ない中で、本学の取り組みは高く評価できる。点検・評価については、参加学生へのアンケート実施により、学術・交流面等の満足度を検証した。看護学科タイ派遣研修に参加した学生に対するアンケートでは「大変よい」が88.2%、「よい」が11.8%と非常に高い満足度を示し、教育効果の高さが裏付けられた(根拠資料 9-33)。タイでは多民族社会における看護のコミュニケーション技術や医療制度の比較を通じて、日本を客観視する視点を獲得することができた。ベトナム海外研修においては、実施報告のアンケート結果をみると、異文化理解(100%)、現地の医療・福祉事情の学習(88.9%)、現地の人との交流(88.9%)、英語力の向上(72.2%)など、多様な学びが得られていることが確認された(根拠資料 9-34)。また、令和6年度に実施した国際交流活動の報告会を開催し、上記のタイ派遣研修やベトナム海外研修をはじめ、シンガポールインターンシップやフィンランド個人留学についても活動内容が発表され、現地での学びの成果を共有している(根拠資料 9-35)。こうした活動の成果は、国際交流委員会や教授会にも報告しており、委員会ではアンケート結果等を踏まえ、さらなるプログラム改善に向けた議論を進めている。

さくらサイエンスプログラムなどの受入れプログラムについては、多くの本学学生が参加し、アクティブラーニングを取り入れた学術的なプログラムと文化交流の双方を実現することができた。本学での準備やおもてなしについては、招聘者から多くの感謝の言葉が寄せられている。提携先教員間での打ち合わせも実施され、来年度以降の本学学生派遣プログラムの実施につながるものと確信している。

連携大学との学生相互派遣・相互受入れについては、教育効果および参加学生の満足度がともに高く、今後も継続して実施していく予定である。さらに、連携大学の新規開拓に努め、より多くの地域の学生と交流できるプログラムの展開を目指す。教員の研究・教育分野における交流も深化しており、教員間の共同研究も進展していることから、共通テーマによる研究発展を図るプロジェクト型プログラムの構築を進めていく。

・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献・国際交流に関わる事項の改善・向

## 上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価の取り組みとしては、まず地域貢献委員会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、教職支援センター、国際交流センターなどの部署ごとにその年度の活動実績と評価を行い、活動報告として自己点検・評価シートを作成する。それぞれの自己点検・評価シートの内容を、基準ごとに設定した内部質保証会議の基準別WG9(社会連携・社会貢献)において内容を点検する。WG で点検したのちに内部質保証会議において報告・共有され、その後大学運営協議会において点検結果について議論し結果を内部質保証会議に戻している。内部質保証会議では大学運営協議会からの指示内容を確認し、当該部門に指示をする。このような内部質保証のPDCAに則り、当該年度の活動を評価し、改善すべき内容を明らかにし、次年度の活動計画を立案、必要であれば予算を申請し、本学の社会連携・社会貢献の改善・向上につなげている(根拠資料9-36)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学においては、社会連携及び社会貢献活動を円滑に推進する拠点として、地域貢献委員会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターを設置し、それぞれの特性に応じた独自の取り組みを展開している。これらの組織を通じ、地域社会に対する貢献に積極的に取り組んでいることは、本学の大きな強みであると認識している。

食の分野においては、食品提供にかかる事項を扱う健康福祉学部健康栄養学科と生産、流通、消費の各段階を多角的に取り扱う農学部生物生産学科を擁することで、本学は群馬県内で唯一、食の開発・生産・流通・消費に関する多角的かつ多面的な教育研究機関としての役割を担い、これまでにない新たな貢献が期待されている。

### <問題点>

多様かつ多数の社会貢献活動が存在する一方で、その全体像や各組織間の連携状況については十分に把握されているとは言い難かった。そのため第3章で述べた通り、各センターの取り組みについては、年報作成による全学的点検・評価体制を構築することで対応することとした。学生の学習成果及び地域貢献効果を最大化するためには、各活動の調整・統括機能を強化し、連携体制の一層の充実が必要不可欠であると考えている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」を地域

と共に実現するための取り組みであり、「高崎健康福祉大学 社会との連携・協力に関する方針」に基づいて各センターが様々な活動を展開している。本学は食・医療・福祉・健康・教育の高度職業人の養成校であることから、それらに特化した事業を中心に自治体・産業界と連携協定を結び、教育研究活動を通じて地域社会に適切に還元する活動を展開している。

また、各学科においても卒業生や専門職向けの研修・セミナー等を開催し、学内資源を社会に有効に還元している。その他、地域貢献委員会が企画・運営する一般市民を対象とする公開講座を毎年開催し、地域等との交流を深めている。

高大連携事業は、高校生が自らの進路を主体的に選択するための重要な機会となっており、同時に大学にとっても、優秀かつ意欲的な高校生を早期に発見・獲得する機会として、大きな意義を有している。これは、大学と高等学校双方にとって有益な取り組みであるといえる。高大連携事業の他、大学見学等の機会を通じて、県内外の高校生を対象に本学教員による模擬授業も積極的に実施しており、参加した生徒が学問への関心を深めるとともに、大学進学をはじめとする進路選択への意識を高める効果を上げている。

また、学生組織「KPAL」については、健大高崎高等学校における「総合的な探究の時間(Well-being 探究)」において、学生がコミュニケーションに関するワークの企画・運営を担い、ファシリテーションに必要な知識や技術を自ら体得する貴重な機会となっている(根拠資料 9-37)。社会福祉学科の学生プロジェクト「もりプロ」においても、高大連携事業をはじめ、大学見学やオープンキャンパスにおいて高校生や保護者との交流を積極的に図っており、本学に対する理解を促進し、入学後の学びや学生生活を具体的にイメージできるよう支援する役割を果たしている。これらの取り組みは、学生自身の主体性と実践力を育むとともに、高校生の進路選択に資するものであり、高大連携の深化に寄与するものである。

今後は、こうした学生組織による主体的な活動と、健大 FP や健大 PP をはじめとする高大連携事業とを有機的に結びつけ、全学的な取り組みとして発展させていくことが求められる。学生の学びを実社会と結びつける機会を一層拡充するとともに、地域や高等学校との協働による教育的効果を高めることで、大学の社会的責任を果たす取り組みとしての質的向上が期待される。

## 第10章 大学運営・財務(1)大学運営(本文)

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

#### <評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
  - ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
  - ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。
- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか

本学においては、大学の理念・目的及び将来を見据えた中・長期的な方針を策定し、教職員と共有する体制を整えている。具体的には、学校法人高崎健康福祉大学として中期計画(令和2年4月～令和8年3月)(根拠資料 10-1-1)を策定し、理事会及び評議員会において承認を得たうえで、本学ホームページに掲載し、学外に対しても広く公開している。この中期計画においては、法人及び設置校の基本方針や事業目標、将来構想が体系的に示されており、大学運営の基本的な指針となっている。さらに、大学独自の運営方針として「高崎健康福祉大学管理運営方針」(根拠資料 10-1-2)を策定し、大学運営協議会において承認されている。この方針は、学内イントラネットの共有文書に掲載されており、全教職員が随時確認・ダウンロードできる環境が整えられている。加えて、法人全体としての方針及び進捗については、年3回開催される「法人全体集会」において理事長より全教職員に対して説明されている。この場において、大学のみならず、附属の高等学校や幼稚園の方針も併せて示され、法人全体の将来展望及び運営方針が教職員に共有されている。以上のとおり、本学は、大学運営方針を理事会・評議員会の承認を経て学内外に開示し、教職員への周知・共有を図っている。また、法人全体集会を通じて運営方針の教職員への浸透に努めている。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の

**組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか**

本学は、関係法令及び大学運営に関する法人・大学としての方針に基づき、学長等の役職者の選任、教授会等の組織の設置及びその権限と役割等について、明文化された規程に則り、適正かつ透明性の高い大学運営を行っている。まず、学長の選任については「学長選考規程」(根拠資料 10-1-3)に基づき、学長の設置、任期、職務及び資格が定められている。学長の選任は、任期満了、辞任、欠員時に実施され、理事長が学長候補者推薦委員会を招集し、理事会選出の者 2 人、大学教授 3 人、専任職員 2 人の計 7 人で構成される委員会が学長候補を選出し、理事長に報告する。理事長は理事会の議を経て学長を任命することとされ、選任過程の適正性と透明性が確保されている。また、学長不在時の代行は副学長が担うことも規定され、運営の継続性が担保されている。学長及び学内組織の権限と役割については、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」(根拠資料 10-1-4)により明確に定められている。学長は「法人設立の趣旨並びに建学の精神、理事会で定められた方針並びに計画を体し、規則・規程等に従い大学の業務を管理する責任を有し、その遂行に必要な権限を有する」とされ、副学長はこれに準じる。学部長・学科長の権限・責任も規定され、組織運営における役割分担が明確化されている。

教授会については「教授会規程」(根拠資料 10-1-5)に基づき、構成、審議事項、議事運営等が詳細に定められている。教授会は教育・研究の基本方針や教育課程、学則、学生の入退学、卒業、定期試験、学生の賞罰等、大学の教育・研究の根幹に関わる事項を審議する役割を担う。教授会の決議事項は学長に報告され、学長が最終的な決定権を有することが明文化されている。さらに「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」(根拠資料 10-1-4)により、大学運営に必要な各部門やセンター、事務組織の職制、職務、権限等が具体的に定められており、事務局長や各管理職の権限・責任、業務分掌が明確になっている。これにより、大学運営における組織的な意思決定と権限執行が、適正な手続の下で実施されている。以上のとおり、本学は、関係法令及び法人・大学の運営方針に基づき、学長等の選任、教授会等の組織の設置とその権限・役割、意思決定及び権限の執行に関する事項を規程により明確に定め、適正な手続と透明性の下で大学運営を行っている。

- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか>

「学校法人高崎健康福祉大学寄附行為」(根拠資料 10-1-6)、「学校法人高崎健康福祉大学就業規則」(根拠資料 10-1-7)、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」(根拠資料 10-1-4)等により、法人の組織及び役職者の権限と責任を明確に定めている。理事・監事・評議員

の選任・解任は、「寄附行為」に定める手続に則り、理事会及び評議員会の適正な審議・決議を経て実施しており、その実績は選任解任履歴一覧表(根拠資料 10-1-9)及び議事録により適切に管理・保管している。法人の業務執行については、監事による監査及び内部監査(根拠資料 10-1-8)を通じて、法令や規程に基づく運営状況の確認を行い、必要な指摘や助言を実施している。さらに、理事会や評議員会を寄附行為及び関係規程に基づき適正に開催し、法人運営に関する意思決定の透明性と適正性を確保している。これらの取り組みにより、法人の組織運営及び役職者の権限と責任の明確化、並びにチェック機能は適切に機能しており、大学の管理運営は適正に行われているものと判断する。

#### 評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。
- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか

本法人における予算編成及び予算執行は、適正な手続の下で実施されており、透明性の確保に努めている。まず、次年度の予算編成にあたっては、前年度中に「予算編成方針」(根拠資料 10-1-10)を策定し、12月に開催される理事会において協議・承認を得ている。この編成方針は、承認後、学内イントラネットを通じて全教職員に周知し、方針の透明性及び全教職員の理解促進に努めている。各部門からの予算要求は、「予算要求要領」(根拠資料 10-1-11)に基づき、経常的に必要な予算及び法人、大学、高等学校、幼稚園の各部門・部署が策定する事業計画に基づく予算要求を1月下旬までに取りまとめている。提出された予算要求については、2月中旬に予算会議において各部署へのヒアリングを実施し、詳細な査定を行っている。これにより、予算の必要性や妥当性を精査し、適正な予算配分を確保している。ヒアリングを経て認められた予算要求については、経理課において積算の上、予算案として取りまとめる。同時に、総務課が翌年度の人件費の積算を行い、最終的に経理課が全体予算案を整備する。その後、3月に開催される評議員会及び理事会において予算案を協議し、議決を経た後に予算執行へと移行している。予算執行については、法人全体で導入している予算管理WEBシステム(Dr.Budget)により厳格に管理している。このシステムを活用し、各執行段階において、予算方針に照らした適正な執行か否かの確認が行われた後に承認がなされる仕組みを構築しており、不透明な支出や方針に反する支出の抑制が図られている。以上のとおり、本法人における予算編成は、編成方針の策定・周知から、各部門の要望取りまとめ、査定・積算、そして評議員会及び理事会の議決に至るまで、適正な手続を経て実施されており、予算執行においてもWEBシステムによる管理・承認プロセスを通じて透明性が確保されている。

### 評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

#### <評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか

本学の事務組織は、開学当初から設置されている健康福祉学部事務局に、総務部(総務課、経理課、情報システム管理課、車輛管理課)および教学部(教務課、学生課)を配置しており、総務部は法人事務局を兼務して法人全体の運営にも関与している。これに加え、薬学部、保健医療学部、人間発達学部、農学部の各学部には、それぞれ独立した学部事務室を設置し、学部教育と運営に特化した事務体制を構築している。これらの部署はすべて、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」(根拠資料 10-1-4)に基づいて設置されており、それぞれに明確な職責と役割が定められている。学長室についても同規程により設置され、大学の運営に関する企画立案、学内外情報の収集・分析・提供、大学評価や自己点検に係る情報整備、エンロールメント・マネジメントの推進、教員業務ポートフォリオの公表、IRに必要なデータベースの構築・運用等、大学全体の運営を支える中核的な機能を担っている。加えて、大学の教育研究支援機能を担う各センター(キャリアサポートセンター、入試広報センター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センター、子ども・家族支援センター、学習支援センター、健康管理センター、図書館)においても、それぞれに事務職員を配置し、各センターの目的に応じた専門的支援を提供している。これらの組織は、学部・センター間で日常的な連携体制が構築されており、全学的な業務の統合と調整が図られている。また、人員の配置については、業務量や年度ごとの事業計画等に応じて適宜見直しを行い、必要な職員数及びスキルに応じた人材の配置に努めている。

- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか

事務組織と教員との連携の仕組みとして、まず各学部には、学部事務室長を長とする事務組織が配置されており、学部・学科の教育研究上の特性に即した支援が可能となるよう体制が整備されている。これにより、学生支援や履修・試験運営等の教学業務において、教員と事務職員との緊密な連携が図られている。また、本学のすべての学部において、教

員の研究室と学部事務室が同一建物内または比較的近い距離に配置されており、物理的距離の近さが日常的なコミュニケーションを可能にし、教職協働の円滑な実施につながっている。さらに、教務委員会や学生委員会をはじめとする学内各種委員会には、担当事務職員が委員として配置され、教員とともに大学運営上の課題に対し協働して対応する体制が確立されている。加えて、各学部やセンターでの定例会議、全学的な会議体(大学運営協議会)においても、教職員間での情報共有がなされ、学内ガバナンスの実効性を高めている。このような教職協働体制のもと、教育課程の編成、学生支援、課外活動の推進、教育の質向上に向けた取り組み等において、教職員がそれぞれの専門性を発揮しつつ連携を図っている。結果として、大学運営が円滑かつ効果的に推進されていると評価できる。

#### ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか

本学では、大学運営の専門性と高度化に対応するため、必要に応じて専門的な知識及び技能を有する職員の配置及び育成を行っている。具体的には、教学マネジメント及び教育の質保証の基盤として機能するインスティテューショナル・リサーチ(IR)を担う体制を整備し、学長室に IR 担当者を配置している。IR 担当者は、教学データの収集・分析、各種評価資料の作成、教育活動の可視化等を通じて、学内の意思決定や教育改善に資する役割を果たしている。また、図書館には図書館司書資格を有する職員を配置し、教育・研究活動に必要な図書情報サービスの提供、学術情報の収集・整理・提供を行っている。さらに、情報システム管理課には、大学全体の ICT 環境整備・保守・運用を担う情報システムの専門職員を配置し、教育・研究・業務の円滑なデジタル化推進を支えている。加えて、これらの専門的職員の資質向上を図るため、必要に応じて外部機関が主催する各種研修や講習会等への参加を奨励しており、実際に関係する職員が随時参加している。

#### ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか

本法人においては、「学校法人高崎健康福祉大学事務職員の採用・昇任に関する規程」(根拠資料 10-1-13)および「学校法人高崎健康福祉大学事務職員人事評価実施規程」(根拠資料 10-1-14)に基づき、職員の採用、昇任、人事評価等を適正に実施している。採用に関しては、各部署の所属長からの要請に基づき、総務部長および事務局長の協議を経て理事長の承認を得る手続を定めており、原則として公募により広く人材を募っている。また、選考は筆記試験(1次)と面接試験(2次)により行われ、事務局長、総務部長、総務課長からなる選考委員会による公正な審査を通じて実施されている。昇任についても、所属長による人事評価結果に基づいて候補者を選出し、事務局長および理事長の協議により最終決定を行う制度が整備されている。昇任の基準は明文化されており、昇任に際しては、昇任後の職務遂行能力および当該職務に対する適性を考慮した上で、総合的な判断がなされてい

る。また、採用者には原則として12か月間の試用期間を設け、職務適性を見極めを行っている点も適正な人事管理の一環として評価される。さらに、人事評価制度については、職員の成績、勤務態度、能力を多面的に評価する仕組みが整備されており、夏季・冬季賞与時に対応した評価期間が設定されている。評価者は1次評価者、2次評価者(場合によっては3次評価者)により構成され、適正かつ客観的な評価がなされるよう体制が整っている。また、自己評価の活用や、評価結果の被評価者への開示、面談によるフィードバックも義務付けられており、評価の透明性と本人の成長支援の両面が担保されている。加えて、評価結果に対する苦情申出制度を整備し、人事評価苦情処理委員会を設置することで、不服申立てへの対応も制度的に保証されている。これにより、公平性と納得性の高い人事運営が実現されている。

#### ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか

また、本学では、教職員の資質および能力の向上、ならびに大学運営の質的向上を目的として、組織的なSD活動を継続的に実施しており、FD・SD委員会とSD研修チームの二本柱により体制を整えている。FD・SD委員会は、「FD・SD委員会規程」(根拠資料10-1-15)に基づき設置された組織であり、「大学設置基準」第11条に準拠して、教職員研修の機会設定、企画、準備、運営、振り返りを担っている。FD・SD活動の推進を目的とし、「全学および学部学科・研究科専攻・部局が連携したFD・SD活動を推進し、教職員の能力向上と教育の質的向上に貢献すること」を基本方針に掲げ、学内外の連絡調整・審議を通じて活動を展開している。具体的な活動としては、全学的なテーマに基づくグループディスカッションの実施、Googleフォームを活用した報告収集および実施状況の確認、外部講師による専門的な研修会の開催などがある。また、相互授業参観も各学科の裁量により実施され、教育活動の可視化と理解促進が図られている。一方、SD研修チームでは、「大学設置基準にて定められているSDについて、キャリアマップに基づき、本学の将来を意識した実効性のある教職員研修を実施すること」を基本方針とし、SD研修チーム運営内規(根拠資料10-1-16)に則って活動を展開している。定例会議やメールによる協議などを通じて、教職員に必要な知識および技能を習得させるための研修を計画・実施しており、大学運営や教育に関するテーマでの一般職員向けワークショップの開催、定期的な勉強会の実施など、組織的かつ多角的な取り組みがなされている。また、高崎商科大学との連携による合同SD研修会も年1回のペースで開催され、他機関との協働による職員の能力向上にも資する内容となっている。これら一連の取り組みを通じて、本学では教職員の能力と資質の向上を図るための研修活動が組織的かつ実効的に展開されており、大学運営の改善と教育研究環境の質的充実に寄与している。

#### 評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

##### <評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
  - ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
  - ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。
- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか

本法人では、大学運営の適正性と財務の透明性を確保するため、2つの公認会計事務所と監査契約を締結し、公認会計士による財務監査を毎年度実施している。財務監査においては、「学校法人会計基準」に基づいた計算書類等が適切に作成されているか、ならびに大学運営が法令及び内部規程に則って行われているかについて、体系的かつ専門的な視点から検証を受けている。特に、入学金・学費・寄付金・補助金の収受、固定資産の取得・維持・処分、関連当事者との取引など、財務に関する重要項目については、会計処理の妥当性や資金の流れを重点的に監査している。監査の過程では、計算書類の重要な虚偽記載を見逃さないための実証的手続として、実査、立会、確認などの詳細なテストを実施し、会計データの正確性と信頼性の確保に努めている。監査終了後は、監査結果をとりまとめた独立監査人の監査報告書(根拠資料 10-1-17)が作成され、理事会および評議員会において報告・承認されるとともに、必要に応じて改善点の共有や運営体制の見直し等に活用されている。以上のとおり、本法人における財務監査は適切なプロセスと内容のもと実施されており、その結果も法人運営の改善・向上に資する形で活用されている。

- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか

また、本学では、「内部質保証に関する規程」(根拠資料 10-1-18)に基づき、教育・研究・大学運営の質的向上を図るための内部質保証体制を構築し、恒常的・継続的な点検・評価を実施している。内部質保証の責任主体である内部質保証会議は、各学科・研究科・事務部局・各種委員会等に対して、自己点検・評価活動の方針を示し、報告を受けて改善指示を行っている。これらの報告は学科別・基準別 WG により体系的に取りまとめられ、

さらに大学運営協議会において定期的に確認・検証される仕組みとなっている。点検・評価活動においては、各学科で3つのポリシーに関する点検会議を実施しており、そこには外部評価参画者や学生も加わることで、透明性と客観性を担保している。また、自己点検・評価の外部検証を行うため外部評価委員会を設置し、大学の管理運営・教育研究に関する事項を第三者の視点から検証している。このような体制を通じて得られた点検・評価の結果は内部質保証会議に設けられた基準別WG10(大学運営・財務)で分析し、内部質保証会議にて検討し大学運営協議会に提案する。大学運営協議会を通じて組織体制や教育方針に反映され、課題に対する改善策の策定・実施・再評価というPDCAサイクルにより、継続的な改善が図られている(根拠資料10-1-19)。例えば、外部評価委員会からの指摘に基づき、FD・SD活動の強化、3ポリシーの運用の見直し、教員研修の体系化、部署横断的な連携強化などが具体的な改善策として実施されており、大学運営の実効性向上につなげている。以上のように、本学では、組織的に実施された点検・評価の結果を大学運営における改善・向上施策に適切に反映しており、内部質保証システムが有効に機能していると評価できる。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

本学は、大学運営に必要な組織や職制を整備し、学長のリーダーシップの下で大学運営協議会や教授会等による適切な意思決定体制を構築している。法人運営も理事会・評議員会の下で規程に基づいて適切に行われており、ガバナンスが確保されている。予算面では、編成方針の策定から予算要求、査定、執行まで一連の手続が整備され、予算管理WEBシステム(Dr.Budget)による透明な管理体制が構築されている。さらに、学長室を含む各部署に専門性のある職員を配置し、教育研究活動の支援体制も整っている。また、内部質保証体制も、自己点検・評価や外部評価を通じて継続的に改善に取り組む仕組みが確立されており、制度として機能している点が強みである。

### <問題点>

本学における教職協働体制は確立されつつあるが、部署間あるいは業務内容によりその度合いには差があり、部署を越えた職員の業務連携の強化が望まれるケースもある。法人と大学の方針や運営状況については、いくつかの手段によって教職員へ周知を行っているが、その確認が十分とは言えない可能性があり、教職員の主体的参画や双方向的な議論が十分に機能しているかは不明瞭である。職員の採用・昇任基準や人事評価制度は整備されており、キャリアマップに役職別に求められる資質・能力については明示されているが、実際の運用においては昇任後の能力開発の具体性に課題が残る。また、現在の進行中の中

期計画は令和 7 年度末に完成を迎えることから、本法人の更なる発展をもたらす次期計画の策定が待たれる。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

組織を整備し、規程に則った適切な運営とガバナンス体制を維持してきた。また、予算編成や執行についても、透明性と妥当性を確保するための体制を構築し、内部質保証活動の定着も進んでいる。今後の改善・発展に向けては、まず各学部・部署間における教職協働の質的格差を是正し、全学的に一体感のある運営を推進することが求められる。また、点検・評価の結果をより迅速かつ効果的に施策へ反映させるため、データを活用したマネジメント体制の強化が必要である。さらに、令和 7 年度施行の改正私立学校法により、学校法人における会計監査人の設置が義務付けられることを踏まえ、法令遵守を前提としたガバナンスおよび財務の監査体制をより一層強化していく必要がある。本法人においては、既に公認会計士との契約による財務監査体制を有しているが、今後は法改正の趣旨を十分に理解し、法人経営の透明性・信頼性の一層の向上に資する仕組みへと発展させていくことが重要である。引き続き、教育・研究環境の質保証と経営基盤の強化の両面から、法人・大学が一体となって持続的な改善に努め、将来を見据えた安定的かつ健全な大学運営体制を構築していく考えである。

## 第 10 章 大学運営・財務(2)財務(本文)

評定：S (A)・B・C

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

#### <評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか

令和 6 年度は、令和 5 年度から令和 9 年度までの第 4 次 5 ヶ年中期財政計画の 2 年目にあたる。年度割比率としては①人件費比率、②人件費依存率、③教育研究経費比率、④管理経費比率、⑤事業活動収支差額比率、⑥学生生徒等納付金比率、⑦寄付金比率、⑧補助金比率、⑨経常収支差額比率、⑩教育活動収支差額比率の 10 項目について例年、事業報告書に記載のあるそれぞれの項目の全国平均値(±5.0%程度)を目標に定めている(根拠資料 10-2-1～10-2-06)。

#### 評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

#### <評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤の確立を図るためには限られた予算の有効な運用が求められる。その指標として「5 ヶ年中期財政計画」に基づいた適切な予算計画と管理を行う必要がある。平成 21 年度から平成 25 年度までの第 1 次 5 ヶ年計画は、大学の理学療法学科の新設に伴う校舎の改築、短期大学部の廃止と人間発達学部の設置に伴う校舎の増築等を柱とし計画され実行された。平成 26 年度から平成 30 年度までの第 2 次 5 ヶ年中期財政計画においては大学の実習施設としてまた社会貢献としての附属クリニックの建設、学園創立 80 周年記念事業として記念誌の発行・記念式典の実施等を柱に、平成 30 年度から令和 4 年度までの第 3 次 5 ヶ年計画においては農学部の新設、令和 5 年度以降の第 4 次 5 ヶ年中期財政計画においては令和 6 年度に保健医療学部校舎を移転し、また令和 8 年度には人間発達学部に心理学科を設置予定である。

## <教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

教育研究活動については、予算会議においてそれぞれの部局から提出された計画を基に予算配分ならびに執行について法人で対応しており、効果測定、予実分析などの仕組みづくりを課題と認識し体制構築を検討している。教育研究活動の遂行については採算性を表す事業活動収支計算書関係比率、財政確保に関しては法人の財政基盤の健全性を確認する指標として最も信頼できる貸借対照表関係比率をもとに説明する。

### 1. 事業活動収支計算書関係比率

#### 人件費比率

人件費比率は人件費の経常収入に対する割合を示す重要な比率である。この比率が高くなると経常支出全体を大きく膨張させ経常収支の悪化を招きやすい。本学では全国平均より高く推移している。教育研究の充実は教員の人数や質にも大きく依存することから、本学では教員の配置に注力している。具体的には、教員の人件費比率は同系統の平均よりも高く、また令和6年度のST比(教員一人あたりの学生数)は13.0であり、同規模・同系統大学の平均16.2(私学事業団、私学情報提供システムより算出した)と比較して低く、学生一人ひとりに対して丁寧な指導が可能な体制をとっている。このため人件費比率が高くなっている。

#### 人件費依存率

人件費依存率は学納金に対しての人件費をどれほど依存しているかを示す指標である。この比率が高くなると授業料等学納金への依存が高いことを示しており、学生数が少なくなることで経営を悪化させることになる。人件費率と同様の理由により全国平均より高い数値となっている。

#### 教育研究経費比率

教育研究経費は、教育研究活動の維持、充実に不可欠なものであり、教育研究経費比率は本学では全国平均とほぼ同水準であるが、この比率が高くなりすぎると経常収支の均衡を崩す要因の一つともなるので許容範囲といえる。

#### 管理経費比率

管理経費比率は教育研究経費比率とのバランス上低い方が望ましい。全国平均をやや上回っているが、突出しているわけでないため安定しているといえる。

#### 事業活動収支差額比率

この比率がプラスで大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる  
とされている。本学は令和6年度でマイナス3.5%まで落ち込んだが、これは保健医療学部  
移転に伴う影響が大きい。したがって一時的な落ち込みと考えている。

### **学生生徒等納付金比率**

学生生徒等納付金は、事業活動収入の中で最大の比重を占めており、第三者の意向に左  
右されることのない重要な自己財源であるため、この比率は安定的に推移することが望ま  
しく、本学は全国平均をやや下回っているが安定的に推移している。

### **寄付金比率**

学校運営において一定水準の寄付金収入を継続して確保することが経営安定のために望  
まれる。本学は全国平均よりも高いが、今後はさらに安定的な寄付金確保に努めていく。

### **補助金比率**

補助金は学校運営に不可欠な収入源であり本学は全国平均を上回っているが、今後も補  
助金の増額に努めなければならないと考えている。

### **経常収支差額比率**

経常収支差額比率は経常的な収支バランスを表す比率であり、企業会計の経常利益率に  
近い比率である。令和6年度はマイナスに転じているが、これは保健医療学部新棟への移  
転に係る経費負担増加が影響をしており一時的な悪化と捉えている。

### **教育活動収支差額比率**

学園の本業である教育活動の収支バランスを表す比率であり、企業会計の営業利益率に  
近い比率である。経常収支差額比率と同様の理由で一時的な悪化と捉えている。

## **2. 貸借対照表関係比率**

### **固定資産構成比率**

学校法人が行う教育研究事業は多額の設備投資が必要となるため、一般的にこの比率が  
高くなることが学校法人の財務的な特徴であるが、この比率が高くなりすぎると資産の固  
定化が進み流動性に欠けると判断される。令和6年度本学では保健医療学部新棟建設のため  
全国平均を上回った。

### 流動資産構成比率

一般的にこの比率が高い場合、現金化が可能な資産の割合が大きく資金流動性に富んでいると評価できる。令和 6 年度本学では保健医療学部移設にかかる支出があったことから流動資産が減少し全国平均より下回った。

### 純資産構成比率

学校法人の資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標であり、健全性を確認するのに適している。本学は全国平均を上回っているため財政的に安定しているといえる。

### 固定比率

資金の調達源泉とその用途とを対比させる比率であり、一般的に低い値が望ましい。令和 6 年度は本学では保健医療学部新棟により固定資産計上額が増加した。これによって全国平均よりやや高い数値となった。

### 流動比率

学校法人の短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである。一般的に金融機関等では、200%以上を優良とみなし、100%以下は資金繰りに窮していると判断される。令和 6 年度本学では保健医療学部新棟移設にかかる支払の影響で 200%を下回ったが、100%は超えているため安全圏内といえる。

### 前受金保有率

この比率は 100%を超えることが一般的とされている。本学もこの値を超えており現金預金を十分に保有していることを表している。

### 基本金比率

この比率が 100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。本学は令和 6 年度においては保健医療学部新棟建設に係る借入金の影響で低い数値になっているが資金繰りなどには影響はない。

<外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状

## 況等>

外部資金の受入れ状況は次のとおりである。

表.外部資金の受入れ状況(令和2年度～令和6年度)

年 度	科学研究費補助金		受託研究費		共同研究費	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和2年度	54	77,935,000 円	24	46,499,762 円	11	29,398,297 円
令和3年度	51	68,965,000 円	27	29,887,708 円	5	18,070,000 円
令和4年度	56	89,050,000 円	32	40,396,451 円	7	25,558,000 円
令和5年度	48	69,940,000 円	26	14,001,228 円	6	24,520,400 円
令和6年度	53	76,635,000 円	22	15,888,337 円	10	12,922,100 円

外部資金の獲得については積極的に支援しており、毎年度科学研究費助成事業公募要領等の説明ならびに科学研究費助成事業資金獲得に関する説明会を実施し、応募の促進と研究費の適正執行をサポートしている。その他の競争的資金についても研究支援体制を整えながら教員へ情報を提供し積極的な外部資金獲得による研究を促進している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### <長所>

事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率とも令和6年度は保健医療学部新棟移転等により経費負担増加が要因で多少悪化したところはあるが、一時的な落ち込みであり、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確保している。現状の課題として予算執行後におけるその適切性、効果を検証する仕組みの確立が必要と考え、体制構築を検討している。また、当初予算と補正予算で数値が乖離する場合などはその実行状況などを検証し今後につなげることも必要であると認識している。

### <問題点>

現状、顕著な問題はない。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は教育研究を支援し、それを維持・向上させるために「5 ヵ年中期財政計画」に基

づき必要かつ十分な財政的基盤を確立し財務を適切に行っている。また、決算の数値を分析・評価することは計算書類から割り出す数値のため、募集活動の状況、教学の質、人事関係などの情報は反映されていないが、財務情報は学校運営の採算性と財政の健全性を図るうえでは重要な数値である。今後安定した学校運営を行う為に計画と財務分析を有効に活用することが求められる。